

法科大学院点検・評価報告書

平成 30 年 4 月

同志社大学大学院司法研究科法務専攻

内容

〈序章〉	1
〈本章〉	3
1 理念・目的及び教育目標	3
1-1 理念・目的及び教育目標の設定並びに学則等への明記	3
1-2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性	4
1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知及び外部への発信	4
[点検・評価（長所と問題点）]	5
2 教育内容・方法・成果（1）教育課程・教育内容	7
2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知	7
2-2 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成	9
2-3 法令が定める科目の開設状況及びその内容の適切性	19
2-4 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮	21
2-5 授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置	24
2-6 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重	26
2-7 法理論教育及び法実務教育の架橋を図るための工夫	26
2-8 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設	28
2-9 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はこれら内容を含む科目の開設	28
2-10 法曹としての実務的な技能及び責任感を修得・涵養するための実習科目の開設	28
2-11 臨床実務教育の内容の適切性及びその指導における明確な責任体制	29
2-12 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応及び学生に対する適切な指導	31
2-13 各授業科目の単位数の適切な設定	31
2-14 1年間の授業期間の適切な設定	33
2-15 授業科目の実施期間の単位	34
2-16 課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮	34
2-17 履修科目登録の適切な上限設定	35
2-18 他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性	37

2-19	在学期間の短縮の適切性	38
2-20	法学既修者の課程修了の要件	39
	[点検・評価（長所と問題点）]	40
	[将来への取り組み・まとめ]	41
2	教育内容・方法・成果（2）教育方法	41
2-21	履修指導の体制の整備及びその効果的な実施	41
2-22	教員による学習相談体制の整備及び効果的な学習支援	44
2-23	アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施	45
2-24	正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重	46
2-25	授業計画等の明示	46
2-26	シラバスに従った適切な授業の実施	47
2-27	法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施	48
2-28	授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重	49
2-29	少人数教育の実施状況	49
2-30	各法律基本科目における学生数の適切な設定	50
2-31	個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定	50
2-32	成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示	51
2-33	成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施	54
2-34	再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施	57
2-35	追試験等の措置及びその客観的な基準に基づく追試験などの実施	57
2-36	進級を制限する措置	58
2-37	進級制限の代替措置の適切性	59
2-38	FD体制の整備及びその実施	59
2-39	学生による授業評価	63
2-40	FD活動の有効性	64
	[点検・評価（長所と問題点）]	64
	[将来への取り組み・まとめ]	65
2	教育内容・方法・成果（3）成果	66
2-41	教育成果を測定する仕組みの整備及びその有効性	66

2-42	司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証	68
	[点検・評価（長所と問題点）]	69
	[将来への取り組み・まとめ]	70
3	教員組織	71
3-1	専任教員数に関する法令上の基準	71
3-2	法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）	71
3-3	教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備	71
3-4	法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数（5年以上の法曹としての実務 経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心におおむね2割以上の割合）	72
3-5	法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置	73
3-6	法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置	73
3-7	主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置	74
3-8	専任教員の年齢構成	74
3-9	専任教員の男女構成比率の配慮	74
3-10	専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮.....	76
3-11	教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程の整備及びその適切な運用..	76
3-12	専任教員の教育・研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献を適切に評価する 仕組みの整備	79
	[点検・評価（長所と問題点）]	79
	[将来への取り組み・まとめ]	80
4	学生の受け入れ	81
4-1	学生の受け入れ方針の設定及びその公表	81
4-2	選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表	83
4-3	学生の適確かつ客観的な受け入れ	87
4-4	志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保	88
4-5	入学者の適性の適格かつ客観的な評価を行い、著しく適格を欠いた学生の受け入れ を行っていないか。	89
4-6	法学既修者の認定基準・方法及びその公表	90

4-7	各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係	91
4-8	公平な入学者選抜	93
4-9	入学者選抜における競争性の確保	94
4-10	多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮	94
4-11	法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合並びにそれらの割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表	95
4-12	障がいのある者への適正な配慮	95
4-13	入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理	96
4-14	学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応	96
4-15	責任ある実施体制の下での適切かつ公正な入学者選抜の実施	97
	[点検・評価（長所と問題点）]	97
	[将来への取り組み・まとめ]	98
5	学生支援	99
5-1	心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備及び効果的な支援の実施	99
5-2	各種ハラスメントに関する規程と相談体制の整備及び学生への周知	100
5-3	奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制の整備	101
5-4	障がいのある者を受け入れるための支援体制の整備	102
5-5	休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等	103
5-6	進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備	104
	[点検・評価（長所と問題点）]	106
	[将来への取り組み・まとめ]	106
6	教育研究等環境	107
6-1	講義室、演習室その他の施設・設備の整備	107
6-2	学生が自主的に学習できるスペースの整備及びその利用時間の確保	108
6-3	障がいのある者のための施設・設備の整備	109
6-4	情報インフラストラクチャーの整備	109
6-5	教育研究に資する人的支援体制の適切な整備	110
6-6	図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備	111
6-7	図書館の開館時間	112

6-8	国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備.....	112
6-9	専任教員の授業担当時間の適切性	113
6-10	各専任教員に対する個別研究室の用意	114
6-11	教員の研究活動に必要な機会の保障	114
6-12	専任教員への個人研究費の適切な配分	115
	[点検・評価（長所と問題点）]	116
	[将来への取り組み・まとめ]	116
7	管理運営	117
7-1	管理運営のための固有の組織体制の整備	117
7-2	管理運営に関する規程等の整備及びその運用	118
7-3	法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性.....	118
7-4	法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担	119
7-5	教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保	119
7-6	事務組織の整備及び職員配置	120
7-7	事務組織と教学組織との有機的な連携	121
7-8	事務組織の企画・立案機能	121
7-9	職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み	121
	[点検・評価（長所と問題点）]	122
	[将来への取り組み・まとめ]	122
8	点検・評価、情報公開	123
8-1	自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施	123
8-3	認証評価機関等からの指摘事項への対応	124
8-4	組織運営と諸活動の状況に関する情報公開	125
8-5	学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備	127
8-6	自己点検・評価の結果の公表	128
8-7	認証評価結果の公表	129
	[点検・評価（長所と問題点）]	130
	[将来への取り組み・まとめ]	130
9	特色ある取り組み	131
9-1	特色ある教育研究活動の実施	131

[点検・評価（長所と問題点）]	142
〈終章〉	147

〈序章〉

同志社大学の前身である同志社英学校は、1875（明治8）年11月29日に新島襄によって設立され、1891（明治24）年に本学法学部の前身である政法学校が開校した。

同志社大学の教育理念は、まず第1に「良心教育」である。新島襄は、「良心の全身に充滿したる丈夫（ますらお）」の輩出することを願って同志社を設立した。良心教育とは、良心を手腕とする自治自立の人民、すなわち権威に屈しない先導的・創造的人物及び倫理性を十分に備えた人物を育成することである。

第2に、「国際性」である。新島襄は禁を破って渡米し、米欧社会の先進性にふれ、国際的な視野を持つことの重要性をなによりも実感し帰国した。以降、同志社大学は、今日に至るまで国際主義を教育理念の一つとして実践してきた。

第3に、「高度の専門性」である。本学は、大学院各専攻の専門分野の充実を図り、高度な専門的知識を持つ職業人を育成し、社会に開かれた大学院として文化と産業の発展に寄与してきた。

政法学校とそれに続く法学部では、以上の教育理念に沿った高度専門人を輩出すべく法学教育が行われてきた。そして、2004（平成16）年には司法研究科法務専攻（以下「本研究科」という。）が「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」を持つ法曹を養成するとの理念のもと設置された。

21世紀に求められる法曹像について、本研究科は、それを豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力であると考えている。これを法曹の養成と言う教育実践に生かすべく、本研究科も、新島以来、脈々と受け継がれてきた伝統を踏まえて、三つの支柱である「良心教育」、「国際性」そして「高度の専門性」をその教育の根幹として法曹養成に当たっている。

開学以来、本研究科は498名の司法試験合格者を輩出した。これらの者は、弁護士として、また裁判官として、あるいは検察官として、また企業人として、社会の様々な場所で活躍している。

そのおのおのの役割は違ったとしても、いずれの者も「良心を手腕に運用する法曹」として、独立の気概とヒューマニティあふれる法律実務家として活躍しているものと確信している。

こうした本研究科のこれまでの成果は、絶え間ない教育研究に対する努力と先端的カリキュラム等の導入によって、自らを厳しく律する場合にのみ、継続し続けることができるものであることは言うまでもない。そして、本研究科においても外部委員を含む自己点検・評価委員会によりその検証を行っているところではあるが、これまでの努力と研鑽が、真に法曹養成機関として評価に値するものと言えるかについては、厳格な外部評価によって、さらに客観的に確かめることができる。

本研究科は、学校教育法第 109 条 3 項及び法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（以下「連携法」という。）第 5 条に則り、本研究科の教育研究のさらなる発展と研鑽の道しるべとすべく、また広く本研究科の法曹養成機関としての成果を客観的に検証すべく、このほど公益財団法人大学基準協会に 2018（平成 30）年度の法科大学院認証評価を申請するものである。

〈本章〉

1 理念・目的及び教育目標

〔現状の説明〕

1-1 理念・目的及び教育目標の設定並びに学則等への明記

本研究科の同志社大学法科大学院学則第2条は「本研究科は、法曹としての深い学識及び卓越した能力を専ら養うことを目的とする」と定め、法科大学院パンフレットにおいては、これを敷衍して司法研究科人材養成指針として「豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者）を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力の涵養に努める」とし（5頁）、「良心教育」、「国際性」そして「高度の専門性」の三つの柱によって21世紀の法曹に求められる人物を養成することが明確に表明されている（下記資料1-1、資料1-2）。

＜根拠・参照資料＞

- ・別添資料1「同志社大学法科大学院学則」第2条
- ・別添資料2「同志社大学法科大学院パンフレット2018年度版」p. 5

資料1-1

同志社大学法科大学院学則第2条

(研究科の目的)

第2条 本研究科は、法曹としての深い学識及び卓越した能力を専ら養うことを目的とする。

(出典：同志社大学法科大学院学則)

司法研究科人材養成指針

同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）は、豊かな人間性と感受性および人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者等）を養成する。そして、21 世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見および国際的視野と判断力の涵用に務める。

（出典：同志社大学法科大学院パンフレット 2018 年度版 p.5）

1 - 2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性

本研究科の設定する教育理念・目的及び教育目標は、上記の通りであり、これは連携法第 1 条のいう「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資すること」という連携法の目的に適合的であり、同法 2 条の規定する「多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹」の養成という法科大学院に課せられた使命にまさに適合するものである。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 1 「同志社大学法科大学院学則」第 2 条
- ・別添資料 2 「同志社大学法科大学院パンフレット 2018 年度版」p. 5

1 - 3 理念・目的及び教育目標の学内周知及び外部への発信

まず学生に対しては、「豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者）を養成する。そして、21 世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力の涵養に努める」との本研究科の理念・目的と教育目標を、新入学生に対するオリエンテーションにおいて、周知するとともに、「大学院履修要項」の冒頭にも法務専攻の「人材養成に関する目的、教育研究上の目的」として明確に示して周知している（460 頁）（下記資料 1 - 3）。

また、既に述べたように同様の理念は、パンフレットに明記しているほか（5頁）、本研究科のホームページを通じて本研究科の「3つの教育理念」として周知している。

また、学内の教職員に対しては、本研究科のパンフレット、「大学院履修要項」を毎年度配布して、理念・目的ならびに教育目標を周知している。加えて、パンフレットを広く配布し、また本研究科ホームページに本研究科の教育理念を掲載することで、学外にも広く発信している。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 p. 460
- ・別添資料2「同志社大学法科大学院パンフレット 2018 年度版」 p. 5
- ・別添資料3 同志社大学法科大学院HP「3つの教育理念」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/policy.html]

資料1－3

人材養成に関する目的、教育研究上の目的

同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）は、豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者等）を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力の涵用につとめる。

（出典：2017 大学院履修要項 p. 460）

[点検・評価（長所と問題点）]

本研究科の理念及び目的は、本学及び本研究科の設立の趣旨に照らしても、また連携法の規定する法科大学院の制度そのものの目的に照らしても、適合的なものである。

また特に国際的視野を持つ法曹の養成と言う目的を掲げ、数多くの外国法・国際法分野の科目を設置し、修了要件としてこれを学生に履修を義務づけていることから、その理念・目的を具体的に追求し、他に類例のないカリキュラムを作り上げていることで、本研究科の特色をなしており、高く評価しうる。

また、理念・目的の学内外に対する周知も適切に行われている。

しかし、国際的教養を身につけた法曹の養成と言う点については、本研究科開設以来、数多くのプログラムを展開し、カリキュラム上もまた修了要件単位の点でも、国際的素養を身につけさせるべく努力を行ってきたものの、カリキュラム上の履修を超えて、外国での法律知識の修得を試みる学生は数の上では少なく、この点が今後の課題である。

2 教育内容・方法・成果（1）教育課程・教育内容

【現状の説明】

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知

本研究科は、下記に引用の通り、「学位授与方針」及び「教育課程編成・運営の方針」を制定しており、各年度の新学期に全学生に配付する「大学院履修要項」、「法科大学院シラバス・履修の手引」に記載しているほか、本研究科のホームページにも掲載して、学生への周知を図るとともに、入学者に対するガイダンスにおいても説明し周知を図っている。

加えて、本研究科への入学を希望する受験生に対してもこれを周知するために、これらの文書をパンフレットにも記載している。

司法研究科ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

（知識・技能）

法曹として不可欠な基本的な法的知識に加えて、応用的・先端的な法分野等における高度な専門的知識を修得し、法曹として求められる高い責任感と倫理観とを身につけることができる。

（思考力・判断力・表現力）

多様な法的紛争を迅速かつ的確に解決するために、深い法的知識に裏付けられた論理的思考力、判断・分析力、及び、表現力を涵養し、新たな法的課題に対して柔軟かつ創造的に対応する能力を発揮することができる。

（主体性・多様性・協働性）

様々な法的問題の解決を通じ、法曹として、主体的に社会に貢献するという意識を強く持ち、国際的な紛争等にみられる多様な考え方や異なる文化の存在を尊重した、適正な解決策を提案できる。

（出典：2017 大学院履修要項 p. 460）

司法研究科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・運営の方針）

法曹に不可欠な基本的な法的知識及び実務上の法的対応能力の修得を図るとともに、法的思考力、理解力、分析力、表現力、判断力などの養成を行う。

このような人材を育成するためのカリキュラムの科目群は、下記のような、A群基礎科目・1類・2類、B群法曹基本科目・1類・2類、C群基幹科目・1類・2類、D群展開・

先端科目Ⅰ 1類・2類、E群展開・先端科目Ⅱ 1類・2類、F群外国法科目1類・2類、G群基礎法・隣接科目1類・2類、H群実務関連科目1類・2類から構成されている。

修了にあたっては、合計102単位以上の履修を求める。その内訳は、(1)必修科目は、A群から36単位、B群から6単位、C群から26単位の合計68単位、(2)選択科目は、C群1類から2単位以上、D群・E群から12単位以上、F群・G群から各々2単位以上の計6単位以上、H群1類から4単位以上を含む、合計34単位以上修得しなければならない。

A群科目として、法律基本科目及び法学の基礎に関する科目(必修・選択科目)を置く。基幹科目としての演習科目等の履修が可能な学力を身に付けることを到達目標とする。すべての科目は研究者教員によって講義形式で行われる。(知能・技能)

B群科目として、民事・刑事の裁判実務と法曹倫理等に関する科目(必修・選択科目)を置く。裁判制度や実務の進行過程、事実認定、要件事実等を理解し、実務の基礎を修得することを到達目標とする。多くの科目は実務家教員及び研究者教員が行う。(知能・技能)

C群科目として、法律基本科目に関する公法、刑事法及び民事法に関する演習科目、講義科目(必修・選択科目)を置く。基本的な法的知識を前提にした法的思考力、分析力、表現力等の修得を到達目標とする。本研究科のコアとなる科目群であり、多くの科目は、少人数の演習形式で、研究者教員と実務家教員が合同かつ複数で行う。(知能・技能/思考力・判断力・表現力)

D群科目として、法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目の内、司法試験の選択科目に関する科目(選択科目)を置く。必修の基幹科目等で養った学力を更に発展させ、先端的な法領域に関する高度の専門的知識等を、また、実務での即戦力につながる先端知識等を修得することを到達目標とする。(知能・技能)

E群科目として、D群科目以外の主要な先端法領域に関する科目(選択科目)を置く。先端的な法領域に関する高度の専門的知識等を、また、実務での即戦力につながる先端知識等を修得することを到達目標とする。(知能・技能)

F群科目として、アメリカ法、イギリス法、EU法、アジア法などの諸外国の法制度や法解釈に関する科目(選択科目)を置く。国際的な法的紛争に的確に対応できるような外国法の知識を修得するとともに、外国の実務家と対等に問題解決にあたるための技能を修得することを到達目標とする。(知能・技能/主体性・多様性・協働性)

G群科目として、基礎法学に関連する分野の科目（選択科目）を置く。法解釈の前提としての、確固たる法解釈の方法論や価値判断体系等を修得することを到達目標とする。（知能・技能／思考力・判断力・表現力）

H群科目として、法曹としての技能や法律実務（模擬裁判、法律文書作成等）に関する科目（選択科目）を置く。民事・刑事の裁判実務と裁判実務の進行過程、事実認定、要件事実等を理解することを到達目標とする。実務関連科目の多くは、裁判官経験者や検察官、弁護士が中心となって行う。（思考力・判断力・表現力／主体性・多様性・協働性）

（出典：2017 大学院履修要項 p. 460）

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 pp. 460－461
- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 pp. 2－3
- ・別添資料2「同志社大学法科大学院パンフレット 2018 年度版」 pp. 5－6
- ・別添資料4 同志社大学法科大学院HP「カリキュラム・ポリシー」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/03_study_guide/schedule_curriculum.html]
- ・別添資料33「2017 年度司法研究科オリエンテーション・登録関係日程表（新入生）」
- ・別添資料5「2017 年度オリエンテーション研究科紹介プログラム」
- ・別添資料6「2017 年度オリエンテーション研究科紹介プログラム（説明担当者用手元メモ）」

2－2 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成

（1）本研究科の教育課程の編成状況

前項に示した本研究科の教育課程編成・運営の方針は、同所に示した学位授与方針を踏まえたものであるところ、本研究科の教育課程は、教育課程編成・運営の方針に従って設けられたA群からH群までの科目群の下で、それぞれの科目につき配当年次を明示することによって、学修の進度に応じた段階的学修がなされるように体系的に教育課程を編成している。

以下に説明するとおり、開講している個々の科目及び全体としての教育課程は、法曹として備えるべき基本的素養の水準にかなったものとなっている。

なお、開講科目のうち、「応用ゼミ」と題される科目は、同じ内容で恒常的に開講される科目とは異なり、毎年開講することを保障するものではないが、教育上有益であると認めら

れる科目を一定期間開講することを認めるためのものである。本研究科執行部の定例会議である主任会において、毎年、提出された授業計画を審査点検し、教授会の決議によって応用ゼミとして開講することが適当なもののみを開講している。応用ゼミ開講基準は、「『応用ゼミ』のご担当予定について」において詳細に示しているように、法律基本科目に該当するA群、C群科目、実務教育として既存科目に重ねて実験的科目を置くニーズを特に認められないH群科目については、開講を認めない扱いとしており、毎年度その旨教授会において説明している。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 pp. 463－474
- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 pp. 2－3
- ・別添資料7「2017 年度「応用ゼミ」のご担当予定について」
- ・別添資料 176「2017 年度第9回司法研究科教授会記録」

(2) 各科目群における科目の開設状況

それぞれの科目群における2017（平成29）年度の開講科目と、各科目群の特徴を整理すると、以下ようになる。

A群：「基礎科目」（法学未修者を対象とする法律基本科目及び法学の基礎に関する科目）

2017（平成29）年度のA群開講科目

必修科目（計36単位）

※以下、A群からH群までの設置科目を列挙する際に、科目名に単位数を付記していないものは、全て2単位科目である。

公法系 憲法講義Ⅰ、憲法講義Ⅱ、憲法基礎演習Ⅰ（1単位）、
憲法基礎演習Ⅱ（1単位）、行政法講義（総論）

刑事法系 刑法講義Ⅰ（総論）、刑法講義Ⅱ（各論）、刑法基礎演習Ⅰ（1単位）、
刑法基礎演習Ⅱ（1単位）、刑事訴訟法講義

民事法系 民法講義Ⅰ（総則）、民法講義Ⅱ（物権法）、民法講義Ⅲ（契約法Ⅰ）、
民法講義Ⅳ（契約法Ⅱ）、民法講義Ⅴ（不法行為法）、民法講義Ⅵ（家族法）、
民法基礎演習Ⅰ（1単位）、民法基礎演習Ⅱ（1単位）、民事訴訟法講義、
商法講義Ⅰ、商法講義Ⅱ

選択科目

A群1類 法学基礎講義

A群2類 行政法基礎演習（1単位）、刑事訴訟法基礎演習（1単位）、
民事訴訟法基礎演習（1単位）、商法基礎演習（1単位）

A群科目は、法学未修者を対象にした科目群であり（法学既修者のうち、入学試験において既修であることの認定を受けられなかった科目がある者については、当該科目も履修しなければならない。）、法律学の基本概念の理解、法的思考方法及び事例に即した問題解決能力を修得させ、入学後1年で、2年コースの法学既修者に相当する学力を持たせることを目的にしており、講義科目と基礎演習科目から編成されている。

基礎演習のうち、1年次に開講する必修科目については、講義との対応関係を重視し、講義において学修した内容の定着度を測る目的で、基礎的知識を整理する教材を用いて、法学未修者1年次生における到達目標の達成度を客観的に測定しながら進めている。2年次に開講する選択科目としての基礎演習は、法学既修者入学試験において、当該科目につき開講された講義科目の履修を免除されていない者がある現状を踏まえて、原則として演習と同時並行的に、又は、演習に先行して当該科目の基本事項を習得させ、基礎知識の確認を行い、講義と演習の間を橋渡しすることにより、円滑に演習が履修されるよう支援することを目的とする。

B群：「法曹基本科目」（裁判実務の基礎及び法曹倫理に関する科目）

2017（平成29）年度のB群開講科目

必修科目（計6単位） 民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理

選択科目 法情報調査・文書作成入門

B群科目は、法曹としての実務的専門能力を養成するための科目群であり、「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」を設置している。専任の実務家教員のほか、派遣裁判官、派遣検察官を科目担当者として配置している。また、実務家として必要な高度の倫理性を身に付けさせるため、「法曹倫理」を設置している。いずれの科目も必修科目としている。

また、入学直後に、法令、判例、立法資料などの情報調査の方法を学ぶとともに、法律文書の基本型である要件効果モデルの構造、基礎的な法律文章の作文技法、判決文のスタイルと読み方を併せて学ぶための「法情報調査・文書作成入門」を選択科目として設置している。

C群：「基幹科目」（法律基本科目に関する演習科目及び講義科目）

2017（平成 29）年度のC群開講科目

必修科目（計 26 単位）

公法系 憲法演習Ⅰ、憲法演習Ⅱ（1 単位）、行政法演習Ⅰ、
行政法演習Ⅱ（1 単位）

刑事法系 刑法演習Ⅰ、刑法演習Ⅱ、刑事訴訟法演習Ⅰ、刑事訴訟法演習Ⅱ

民事法系 民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、民法演習Ⅲ、民事訴訟法演習Ⅰ、
民事訴訟法演習Ⅱ、商法演習

選択科目

C群1類 総合演習（2 単位以上の選択必修）

公法系 憲法総合演習Ⅰ（1 単位）、憲法総合演習Ⅱ（1 単位）、
行政法総合演習Ⅰ（1 単位）、行政法総合演習Ⅱ（1 単位）

刑事法系 刑法総合演習（1 単位）

民事法系 民法総合演習Ⅰ、民法総合演習Ⅱ（1 単位）、民事訴訟法総合演習、
商法総合演習

C群2類

刑法特講Ⅰ、刑法特講Ⅱ、現代法律行為論、家族法、商行為法・手形法、

会社法特講Ⅰ、刑事訴訟法特講、民事訴訟法特講

※法定債権法、会社法特講Ⅱ、捜査・公判法については 2017（平成 29）年度は開講しなかつた。

C群科目は、カリキュラム全体の中心に位置し、法律基本科目にかかる法曹養成教育の中核となる科目群である。ここでは、法律基本科目にかかる演習を中心に、法的解決を必要とする問題を明らかにし、多面的考察の下に複数の解決手法を示し、それらの中から最適の解決方法を検討するなど、高度な法解釈能力を養う教育を行うことが、この科目群の目的である。

演習科目については、習熟度別にクラスを編成し、学力に応じた学修機会が与えられるよう工夫している。演習の学修を概ね一通り終え、進級要件を満たした者につき、総合的な理

解力・応用力を養成することを目的として、また、各自の関心や学修状況に応じて応用力を強化する機会を提供するため、3年次において選択必修科目として総合演習を設置している（2017（平成29）年12月の教授会において、「刑事訴訟法総合演習」を2018（平成30）年4月より新設することが決定された）。

演習、総合演習については、少人数教育を徹底し、双方向での対話型授業を行い、クラスのレベルを考慮しながら法律学の学修を実効的に実践している。

また、演習、総合演習に加えて、各自のニーズ、学修状況に応じて弱点を補強し、基幹科目の学修機会を補うことを目的として、C群2類に選択科目を配置している。

なお、従来、C群2類科目として設置されていた「現代法律行為論」「法定債権法」については、学生の需要が見込まれず、必修の演習において十分な学修機会が確保されていることから、2018（平成30）年度以降設置を取り止めることとした。

C群2類科目にかかる刑事訴訟法関係の科目として、2018（平成30）年度から「捜査・公判法Ⅰ」「捜査・公判法Ⅱ」を新たに開設し、代わりに「刑事訴訟法特講」「捜査・公判法」の設置を取り止めることとした。

D群：「展開・先端科目Ⅰ」（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、司法試験の選択科目に関するもの）

2017（平成29）年度のD群開講科目

選択必修科目（E群科目と合わせて12単位以上）

労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、労働法総合演習

知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法Ⅲ、知的財産法Ⅳ

経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、経済法Ⅲ、経済法総合演習、

応用ゼミ（展開・先端Ⅰ）—競争法の国際比較

環境法Ⅰ、環境法Ⅱ、環境法総合演習

租税法Ⅰ、租税法Ⅱ、租税法総合演習

倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ、倒産法総合演習、救済手続法

国際法Ⅰ、国際法Ⅱ（左記2科目は、本研究科においては不開講であるが、京都大学法科大学院との単位互換科目を受講可）、国際法総合演習

国際私法Ⅰ、国際私法Ⅱ、国際民事訴訟法、国際動産取引法

必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けるための科目群

であり、展開・先端科目のうち、「労働法」「倒産法」「租税法」「経済法」「知的財産法」「環境法」「国際関係法」など、司法試験の選択科目に対応する科目が集められている。

E群：「展開・先端科目Ⅱ」（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、司法試験の選択科目となっていないもの）

2017（平成 29）年度のE群開講科目

選択必修科目（D群科目と合わせて12単位以上）

地方自治法、情報法、刑事政策、クリミナル・ジャスティス・システム、債権法改正特講、ADR法、銀行取引法、金融商品取引法、コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、企業結合法（M&A）、国際環境法、国際租税法、国際人権法、国際経済法、応用ゼミ（展開・先端Ⅱ）—行政判例と自治体実務、応用ゼミ（展開・先端Ⅱ）—ビジネス法務調査とプレゼンテーション

※金融担保法、労災補償法については、2017（平成 29）年度は開講しなかった。

必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けさせるための科目群であり、法改正の動向について情報を提供し、実務に対応できる先端知識を学ばせ、法的紛争の解決能力を修得させる。多くの先端的法領域を網羅し、実務法曹としての高度の専門性を養成し、現代における法的紛争の多様化に 대응するために必要な科目が配置されている。

なお、「債権法改正特講」は債権法にかかる民法改正法案が成立し、2018（平成 30）年度に実施される法学未修者2年次、法学既修者1年次に対する民法の授業は改正民法に従って行われるため、設置を取り止めることとした。

また、新たに「信託法」を開設する。

F群：「外国法科目」（諸外国の法制度や法解釈に関する科目）

2017（平成 29）年度のF群開講科目

選択必修科目（2単位以上、G群科目と合わせて6単位以上）

アメリカン・リーガルシステム、アメリカ契約法・英文契約実務、アメリカビジネス法、EU法、アジア法Ⅰ、アジア法Ⅱ、外国法実地研修B、海外インターンシップ、外国法特別セミナー、応用ゼミ（外国法）—比較憲法

※外国法実地研修Aについては、2017（平成 29）年度は開講しなかった。

外国法制に精通した教員が、アメリカ法、EU法、アジア法等を教授するための科目群であり、渉外法務等にかかる不可欠の知識や技能を修得させることを目的とする。「外国法実地研修」や「海外インターンシップ」では、外国法が適用される現場を訪ね、渉外法務を、身を以て体験することができる。「海外インターンシップ」の2009（平成21）年度、2010（平成22）年度、2015（平成27）年度の派遣先はシンガポール、2011（平成23）年度の派遣先はオーストラリアであった。ヨーロッパ諸国の国家機関、国際機関、大学などを順次訪問して研修を実施する「外国法実地研修B」の派遣先は、年度ごとに異なるが、カールスルーエ（ドイツ連邦通常裁判所）、デュッセルドルフ、フランクフルト、ストラスブール（欧州議会、欧州人権裁判所）、ルクセンブルク（欧州裁判所）、ブリュッセル（欧州理事会、欧州委員会）、パリ（元老院）、ロンドン（高等法院）等である。

G群：「基礎法・隣接科目」（基礎法学及び法学に関連する分野の科目）

2017（平成29）年度のG群開講科目

選択必修科目（2単位以上、F群科目と合わせて6単位以上）

法理学、比較法文化論Ⅰ、比較法文化論Ⅱ、法社会学、現代人権論、応用ゼミ（基礎法・隣接）—国際法の視点から見た東アジア情勢

実務法曹として必要な、実定法解釈の方法論、価値判断体系を身に付けるための科目群であり、「法理学」「比較法文化論」「法社会学」「現代人権論」等の科目は、法学未修者も1年次から体系的に学修できるよう配置されている。

H群：実務関連科目（法曹としての技能や法律実務に関する科目）

2017（平成29）年度のH群開講科目

選択必修科目（H群1類より4単位以上）

H群1類 刑事模擬裁判、民事模擬裁判、クリニック、エクスターンシップⅠ、エクスターンシップⅡ、公法実務の基礎

H群2類 法律文書作成、法律実務演習（民事法）

※法律実務演習（公法）、法律実務演習（刑事法）については、2017（平成29）年度は開講しなかった。

B群科目と連携して、実務に必要な専門的能力を養成する科目群であり、「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」「クリニック」「エクスターンシップ」「公法実務の基礎」「法律文書作成」「法律実務演習」が設置されている。これらの科目は全て実務家教員が中心となって担当する。「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」では、ロールプレーによる裁判実務の体験的学習を試みている。「クリニック」では、相談者の真意をどのようにして引き出すか等の実務教育が、「法律文書作成」では、民事関係の具体的事案を材料にして文書作成の技法の修得等の実務教育が行われている。「エクスターンシップ」では、学校法人同志社の諸学校の卒業生で構成されている同志社法曹会、京都弁護士会及び大阪弁護士会等の協力を得て弁護士事務所に学生を派遣し、実務能力の養成が行われているほか、地方自治体や民間企業での研修も受けられるようにしている。「公法実務の基礎」は、公法系訴訟実務の基礎を内容としている。「法律実務演習（民事法）」は、現時では、京都大学法科大学院との単位互換科目「民事法文書作成」の同志社側における受け皿となる科目であり、長文事例に基づく起案実習が行われ、法律実務家として事実関係から論点を抽出し、分析を行い、同僚の法律家又は顧客などに対して各自の法的見解を示した適切な文章が書けるよう、文章表現力を養成する。

従来、殆ど開講されてこなかった「法律実務演習（公法）」「法律実務演習（刑事法）」の設置を2018（平成30）年度以降取り止めた。

	1 L 法学未修者 1 年次	2 L 法学未修者 2 年次 法学既修者 1 年次	3 L 法学未修者 3 年次 法学既修者 3 年次		
基礎 ・ 基幹科目群	A 基礎科目 (必修 36 単位※+選択)				
		C 基幹科目 (必修 26 単位+選択必修 2 単位以上+選択)			
法曹 ・ 実務科目群	B 法曹基本科目 (必修 6 単位+選択)				
		H 実務関連科目 (選択必修 4 単位以上)			
選択科目群	F 外国法科目 (選択必修 2 単位以上)			修了必要単位 102 単位以上 (うち A 群・C 群以外から 34 単 位以上)	→ 法務博士 (専門職)
	G 基礎法・隣接科目 (選択必修 2 単位以上)				
	(F 群と G 群を合わせて選択必修 6 単位以上)				
	D 展開・先端科目 I				
		E 展開・先端科目 I			
		(D 群と E 群を合わせて選択必修 12 単位以上)			
年間登録上限 単位数	42 単位以内	36 単位以内	44 単位以内		

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 pp. 463－474
- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 pp. 2－3
- ・別添資料 177「2017 年度第 12 回司法研究科教授会記録」
- ・別添資料 8「2018 年度カリキュラムの改正について」

(3) 京都大学法科大学院との連携による教育課程の編成

本研究科における教育課程の編成については、京都大学法科大学院（以下「京大」と略称することがある）との間の連携事業の果たす役割にも言及することが適切である。

本研究科は、教育課程の改善につながる情報を得る目的で、2015（平成27）年12月に、京都大学と本学の間で単位互換協定を締結し、これに基づき、京都大学法科大学院との間で単位互換のための覚え書きを締結して共同で連携事業を運用し、単位互換科目を相互提供している。単位互換科目を相互提供するに当たっては、法律基本科目及び実務科目のうち授業内容につき相互の互換性があると判断された一部の科目につき、京大側の科目の提供を受け、本研究科生を受け入れてもらっている。本研究科からは、F群科目（外国法）の一部を京大側に提供し、京大の学生を受け入れている。

単位互換制度により本研究科生が京都大学法科大学院において受講する科目

春学期			秋学期		
配当年次	京大における科目名	本研究科における対応科目名	配当年次	京大における科目名	本研究科における対応科目名
2年次	公法総合1	行政法演習Ⅰ	2年次	刑法総合Ⅱ	刑法演習Ⅱ
3年次	民事訴訟法総合2	民事訴訟法演習Ⅱ	2年次	民事訴訟法総合1	民事訴訟法演習Ⅰ
2年次	商法総合1	商法演習			
2年次～	国際法1	国際法Ⅰ	2年次～	国際法2	国際法Ⅱ
通年科目					
配当年次	京大における科目名		本研究科における対応科目名		
3年次	民事法文書作成		法律実務演習（民事法）		

こうして相互に単位互換科目を提供するに当たっては、両法科大学院の研究科長、専攻長及び連携担当の教務主任が合同で会合を開催し（連携FD協議会）、双方のカリキュラムの互換性、適切性につき意見を交換し、法律基本7科目については科目ごとに分科会を設置して、科目ごとの専門的見地からも内容の互換性、適切性を検討している。単位互換科目を履修した本研究科生から、履修上の問題が生じていないか、両校の授業を比較して気づいたこ

とはないかなどの聴取を行って、各担当教員が本研究科における授業改善の参考とするほか、問題がある場合には主任会に報告している。

こうした過程を通じて、本研究科の教育課程が、京大との比較という視点から、適切に体系的に編成されているか、また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているかなどについても、連携FD協議会を通じて、第三者の視点から助言を得て、見直しの必要性が検討され、所要の改善が行われているものである。

これらの京都大学法科大学院との連携によるカリキュラムの見直しと単位互換プログラムの開発・実施に関する取組は、文部科学省により実施された法科大学院公的支援見直し加算プログラムの審査において、2014（平成26）年度は「特に優れた取組」として、2015（平成27）年度及び2016（平成28）年度、2017（平成29）年度は「優れた取組」として評価されている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料9「同志社大学と京都大学との間における単位互換に関する協定書」
- ・別添資料10「2017年度 京都大学単位互換科目 登録要領」

2-3 法令が定める科目の開設状況及びその内容の適切性

法令の定める科目群ごとの開設科目数及び単位数は下の表-1のとおりである。そして、各科目群の内訳は表-2（1）から（4）に示したとおりである。

また、個々の科目の概要、到達目標などはシラバスに記載されているとおりであり、それぞれの科目は各科目群にふさわしい授業内容となっている。

表-1

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
開設科目数	60	14	18	48
単位数	102	26	37	96

表－2

(1) 法律基本科目の内訳

	科目数	単位数
A群	26	42
C群	34	60
計	60	102

(2) 法律実務基礎科目の内訳

	科目数	単位数
B群	5	10
H群	9	16
計	14	26

(3) 基礎法学・隣接科目の内訳

	科目数	単位数
F群	12	25
G群	6	12
計	18	37

(4) 展開・先端科目の内訳

	科目数	単位数
D群	29	58
E群	19	38
計	48	96

本研究科では、担当教員が作成したシラバスの原稿を、全件、主任会及び事務室において内容を検討し、科目群の性質にふさわしくない内容の項目が仮に見られたときは、その旨を

担当教員に指摘して、科目群の性質に適合した内容とすることを求めている。授業科目の教育内容のチェック体制が確立されており、厳格に運用されている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 pp. 463－474
- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 pp. 13－205
- ・別添資料 11「2017 年度シラバスの点検分担」

2－4 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮

履修を必要とする単位数は、科目群ごとに次のように定められている。2017（平成 29）年度以降の入学生に適用される修了要件単位数は、次に掲げる表のとおりである。

2017（平成 29）年度入学生の修了要件単位数

	法学未修者	法学既修者
法律基本科目	A群科目 36 単位	A群科目 36 単位 ^(※)
	C群科目 28 単位	C群科目 28 単位
	計 64 単位	計 64 単位
法律実務基礎科目	B群科目 6 単位	B群科目 6 単位
	H群科目 4 単位以上	H群科目 4 単位以上
基礎法学・隣接科目	F群科目 2 単位以上	F群科目 2 単位以上
	G群科目 2 単位以上	G群科目 2 単位以上
	(F・G群合わせて 6 単位以上)	(F・G群合わせて 6 単位以上)
展開・先端科目	D群科目 2 単位以上	D群科目 2 単位以上
	E群科目 2 単位以上	E群科目 2 単位以上
	(D・E群合わせて 12 単位以上)	(D・E群合わせて 12 単位以上)
修了要件総単位数	102 単位 (A群 1 類、B・D・E・F・G・H群合わせて 34 単位)	102 単位 (B・D・E・F・G・H群合わせて 34 単位) ※A群科目の履修免除状況により、実際に履修が必要な単位数は、最大 74 単位（商法、両訴訟法の履修が免除されない場合）、最小 66 単位（7 科目全ての履修が免除される場合）。

なお、修了要件総単位数から履修に必要な単位数を減じた単位数（未修者、既修者とも 4 単位）は、いずれの科目群から修得しても良い。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」p. 471
- ・別添資料 2「同志社大学法科大学院パンフレット 2018 年度版」pp. 6 - 9

(1) 法律基本科目の占める割合について

必修科目として修得すべき法律基本科目の総単位数は、上記の表の通り、A群科目につき 36 単位、C群科目につき 28 単位、計 64 単位である。また、必修科目として修得すべき法律

基本科目以外の総単位数は34単位である。残りの4単位については、いずれの科目群から修得しても良い。この4単位全てについて法律基本科目から履修した場合、68単位となる。

したがって、法律基本科目の単位数が修了要件単位数102単位に占める割合は、62.7%（64単位の場合）から66.7%（68単位の場合）の範囲内となる。そして、その割合は60%程度であり、70%を上回ることはない。

（2）法律実務基礎科目の占める割合について

修得すべき法律実務基礎科目の単位数は、B群の必修科目として6単位、H群の選択必修科目として4単位以上が必要とされている。その合計単位数10単位が修了要件総単位数に占める割合は9.8%であるから、10%程度の単位を修得しなければならないことになる。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」p.471
- ・別添資料2「同志社大学法科大学院パンフレット2018年度版」pp.6-9

（3）基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の占める割合について

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位数に関しては、D群科目とE群科目を合わせて12単位以上、F群科目とG群科目を合わせて6単位以上を修得すべきものとしていることに加えて、法律基本科目以外の科目から34単位以上を修得すべきものとしているから、法律基本科目における修得すべき単位数との関係で、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目につき要する単位数合計の修了要件総単位数に対する比率は低くなく、偏りが生じているとはいえない。

また、本研究科は、入学時に十分な実務経験を有すると認められた者が、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することを認めている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」p.471
- ・別添資料2「同志社大学法科大学院パンフレット2018年度版」pp.6-9
- ・別添資料1「同志社大学法科大学院学則」別表Ⅱ 履修方法3 p.13

2-5 授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置

本研究科における授業科目は、次の考え方に基づき系統的、段階的に学修されるように編成されている。

(1) 法学未修者1年次

法学未修者1年次における講義科目及び基礎演習（A群科目）の履修については、先に実体法全般の基礎学力を確保する見地から、法律基本科目のうち、憲法、民法、刑法の3科目について教育上必要な単位数を確保して講義科目及び基礎演習を配置している。また、学修の総量が相対的に多くなる商法について4単位の講義科目を配置している。刑事・民事の両訴訟法については、法曹養成の見地からは訴訟法につき充実した学修機会を確保する必要があること、実体法の確実な理解を前提として学修した方が効果的に学修されると判断されることなどから、2年次に講義科目を配置している。

(2) 法学既修者1年次による基礎科目の履修と免除

法学既修者として入学した者については、入学試験において憲法、民法、刑法の3科目と、行政法・商法又は刑事・民事の両訴訟法の組み合わせの中からいずれか2科目を選択させて、計5科目の筆記試験を課している。また、入学試験において筆記試験を受験していない2科目について入学前の2月に履修免除試験を実施し、それぞれの試験において所定の成績を修めることにより、基礎科目の履修を免除することになっている。

(3) 法学未修者2年次・法学既修者1年次及びそれ以降における段階的・系統的履修

法律基本科目については、(1)において述べたA群講義科目の法学未修者2年次・法学既修者1年次配当科目を履修させつつ、C群の演習科目の履修を開始することにしていく。そして、法学未修者3年次・法学既修者2年次への進級要件を満たした者につき、応用的な問題を扱い、総合的な学力を涵養することを目的とした総合演習の履修を認めることとしている。

法曹関連科目については、B群科目に属する民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の3科目を先に法学未修者2年次・法学既修者1年次に履修させ、その履修後、より実践的に法曹実務につき学修するクリニック、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、エクスターンシップなどH群科目を法学未修者3年次・法学既修者2年次に履修させることとしている。

<根拠・参照資料>

法律基本科目の段階的学修（法学未修者、2017（平成29）年度）

	法学未修者1年次		法学未修者2年次		法学未修者3年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
憲法	憲法講義Ⅰ 憲法基礎演習Ⅰ	憲法講義Ⅱ 憲法基礎演習Ⅱ	憲法演習Ⅰ		憲法演習Ⅱ 憲法総合演習Ⅰ	憲法総合演習Ⅱ
行政法		行政法講義	行政法基礎演習	行政法演習Ⅰ	行政法演習Ⅱ 行政法総合演習Ⅰ	行政法総合演習Ⅱ
刑法	刑法講義Ⅰ 刑法基礎演習Ⅰ	刑法講義Ⅱ 刑法基礎演習Ⅱ	刑法演習Ⅰ	刑法演習Ⅱ		刑法総合演習
刑事訴訟法			刑事訴訟法講義 刑事訴訟法基礎演習	刑事訴訟法演習Ⅰ	刑事訴訟法演習Ⅱ	刑事訴訟法総合演習 (2018年度より)
民法	民法講義Ⅰ 民法講義Ⅲ 民法講義Ⅴ 民法基礎演習Ⅰ	民法講義Ⅱ 民法講義Ⅳ 民法講義Ⅵ 民法基礎演習Ⅱ	民法演習Ⅰ 民法演習Ⅲ	民法演習Ⅱ	民法総合演習Ⅰ	民法総合演習Ⅱ
民事訴訟法			民事訴訟法講義 民事訴訟法基礎演習	民事訴訟法演習Ⅰ	民事訴訟法演習Ⅱ	民事訴訟法総合演習
商法	商法講義Ⅰ	商法講義Ⅱ	商法基礎演習	商法演習	商法総合演習	

<根拠・参照資料>

・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 pp. 463-469

2-6 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重

本研究科の法律基本科目及び司法試験選択科目には、司法試験の答案練習等を中心とするものはなく、また知識の蓄積・再生のみを目的として行われることもない。

これらの科目においても、原則として対話的教授方法を取りながら、法律の趣旨と解釈の理論上の根拠及び実務的処理方法の修得のために、適切かつ高度な事例を中心として、基本的な問題点を分析・理解させるものである。これは本研究科の高度な専門的知識を持つ職業人を育成するという目的にかなうものであり、法科大学院制度の理念の具体化である。

2-7 法理論教育及び法実務教育の架橋を図るための工夫

(1) 授業内容上の工夫

①研究者教員と実務家教員が合同、共同で授業を行う科目の設置

民事法の分野では、法曹基礎科目である民事訴訟実務の基礎、基幹科目である民法演習Ⅰ～Ⅲ、民法総合演習Ⅰ・Ⅱについて、研究者教員と実務家教員が合同、共同で授業を行い、一つ一つの法律問題を、要件事実や民事訴訟上の書面作成についてまで踏み込んで理論と実務の両方の視点から学修することができるように工夫している。

商法分野における実務上の重要問題は、その多くが、金融商品取引法や自主規制等と密接に関連し、基本科目の枠をはみ出すことが常態化していることから、展開先端科目（E群科目）として開講しているコーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、企業結合法（M&A）において研究者教員と実務家教員が共同で授業を担当し、高度な理論問題の所在と、そのような理論武装を必要とする実務のニーズ、実務上の工夫を併せて学修できるようにしている。

②実務家による実践的スキルの教育

刑事模擬裁判、民事模擬裁判、クリニック、法律文書作成などの臨床法務教育に関する科目においては、実体法、手続法に関する法理論教育の基盤を踏まえて、法廷弁論、実務の見地からも形式の整った法律文書を起案させ、実践的スキルを涵養している。

これらに加えて、公法実務の基礎においては、行政訴訟の実務的な留意点を学びながら、

行政訴訟にかかる法律文書作成能力の向上に向けた指導が行われている。

また、「応用ゼミービジネス法務調査とプレゼンテーション」においては、ビジネス法務上の先端的問題につき、顧客や法律事務所のパートナー弁護士などに受け入れられる的確なリサーチとプレゼンテーションのスキルを学び、法廷外での法実務についても実習を行う機会を提供している。エクスターンシップについても、法律事務所に加えて、地方自治体、企業の法務部、海外の法律事務所における研修を受けられるようにして、理論教育の成果を実地研修において活かし、法実務のスキルを学ぶ機会を提供している。

③民事法文書作成

民事法文書作成（本研究科における科目名は法律実務演習（民事法））は、京都大学法科大学院との連携において提供される実務科目であり、法律相談などの形式をとった長文事例問題を3時間かけて即時起案し、実務家教員（弁護士）が起案を添削評価して優秀起案、不合格起案などを抽出し、添削起案の返却後に、出題者が理論上、実務上の問題点を解説することを通じて、法律家として説得的な文書の起案能力を涵養することを目的とするものである。

同科目は、両校間の教員の参加による教材開発、起案の点検による両校の最終年次大学院生の学力到達度比較などの見地から連携してFD活動を行う上で有益性である。同時に、研究者教員による実務的観点を含んだ出題、実務家教員による実務面からの添削、という理論、実務双方の視点から、民事法の総合的な運用力及び文書作成能力を涵養している。

（2）カリキュラム上・履修方法等の工夫

本研究科においては、民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎を法学未修者2年次、法学既修者1年次秋学期に配置し、実態法と訴訟法の理論的基礎を適切に修得した後に、実務的観点から再び同様の問題を考察したうえで、法学未修者3年次、法学既修者2年次春学期以降の総合演習科目において、理論と実務を融合的に修得できるよう配慮している。また、法学未修者3年次、法学既修者2年次から本格的に展開される各種エクスターンシップや模擬裁判等の実践的な演習科目を受講する前提として、法学未修者2年次、法学既修者1年次秋学期に法曹倫理を必修科目として受講することを義務付け理論と実務とをスムーズに架橋して学生が実践的な観点から実務法律学を修得することを容易にしている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」

2-8 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設

法律実務基礎科目（B群科目）の必修科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎を開設している。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 pp. 463-464
- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 pp. 199-204

2-9 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はこれら内容を含む科目の開設

入学時のオリエンテーションにおいて、全入学者に対して法情報調査入門・オンライン・データベース講習会の受講を義務付けている。これを受講しなければ、各種データベースのIDを交付しないこととしており、全員の受講を担保している。また、その内容も専任教員が具体的な法律問題との関係で必要となる判例・法律情報の調査方法及び各種データベースにおける検索方法、さらにその情報の読み解き方について丁寧に指導をしている。

加えて、法律実務基礎科目（B群科目）の選択科目として、法情報調査・文書作成入門を開設している。

本研究科では、実務関連科目（H群科目）として、法律文書作成、法律実務演習を開設している。法律実務演習（民事法）も、前述の通り、京都大学法科大学院の実務科目である「民事法文書作成」であり、法文書作成を扱う科目である。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 p. 464、p. 469
- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 pp. 20-21

2-10 法曹としての実務的な技能及び責任感を修得・涵養するための実習科目の開設

法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感につき、基礎的素養を涵養するための科目として、B群科目に配置した法曹倫理と、法情報調査・文書作成入門があ

る。後者は、法情報調査に関するグループ実習を繰り返すことを通じて、リーガルリサーチ、プレゼンテーションの基礎的スキルに対する意識付けをすることを目的とする。

法曹としての実務的な技能及び責任感を涵養するための実習を主たる内容とする実務関連科目（H群科目）として、公法実務の基礎、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、クリニック、エクスターンシップⅠ、エクスターンシップⅡを開設している。また、E群に開講する応用ゼミ（ビジネス法務調査とプレゼンテーション）もまた、内容的には先端的な法分野のリサーチを扱うものである。展開・先端科目に配置しているが、ゲストスピーカーを含む担当教員とのリサーチ実習、プレゼンテーション実習を通じて、実務家としての技能及び責任感を涵養するものということができる。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 p. 464、p. 468、p. 469
- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 pp. 19-20、pp. 20-21、pp. 162-163、pp. 165-167、pp. 171-173、pp. 176-177、pp. 199-204

2-11 臨床実務教育の内容の適切性及びその指導における明確な責任体制

(1) クリニックの授業内容と責任体制

クリニックは、実際に生起する紛争について、法律相談、関係者からの事情聴取、関係法令の調査、紛争解決方法の選択、訴訟追行した場合の問題点の検討など、具体的事件の処理過程を通じて法の適用のあり方を学び、法曹として必要な基礎的技能を涵養するものである。その担当者は実務経験豊富な弁護士であり、生の法律相談を直接扱うことに代えて、典型的な紛争事例を作成して実習させることで効率的な教育・実習の機会を確保することとしており、当該担当者による指導の状況につき、担当教員から教材の提供を受けたうえ、関係科目の専任教員が教材を閲覧し適宜聞き取りを行い、授業実施内容につき確認のうえ、研究科長にその旨報告されている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料12「クリニック授業の確認について」
- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 p. 162

(2) エクスターンシップの授業内容と責任体制

エクスターンシップⅠは、受講生を弁護士事務所に派遣し、実務の一端に触れて実習を積むことにより法が現実社会においてどのように機能しているかを学ぶとともに、法曹の仕事の責任の重さを体得することを目的とする。エクスターンシップⅡは、受講生を企業又は地方公共団体に派遣し、そこで企業法務、自治体法務の一端に触れて実習を積むことにより法が現実社会においてどのように機能しているかを学ぶとともに、法曹の仕事の責任の重さを体得することを目的とする。エクスターンシップⅠ、エクスターンシップⅡのいずれについても、経験豊富な弁護士が、本研究科の実務家教員と共同して担当しており、授業計画の立案、受け入れ機関との連携をとりつつ、本研究科担当教員と連携して、明確な責任体制の下で指導が行われている。

また、受け入れ機関と本研究科とは、提携文書を交わしてプログラムの内容について書面によって合意し、守秘義務についてはシラバスに明記するとともに、事前講義において学生に説明した上で、守秘義務を遵守することについて誓約書を提出することを義務づけ、エクスターンシップ中の事故については、本研究科の学生は全員、学生教育研究災害傷害保険及び同付帯賠償責任保険（法科大学院生教育研究賠償責任保険）に加入していることから、本研究科の指導と責任体制について問題はない。

以上により、クリニック、エクスターンシップのいずれについても、その内容が、臨床実務教育にふさわしい内容となっている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」pp. 171-172
- ・別添資料13「2017年度エクスターンシップについて」
- ・別添資料14「エクスターンシップ（2017年3月、8月実施）マッチングリスト」
- ・別添資料15「エクスターンシップ実施要領」
- ・別添資料24「エクスターンシップ事前講義—受講の心得—」
- ・別添資料16「エクスターンシップへのご協力の御礼とご挨拶」
- ・別添資料17「誓約書ひな形」
- ・別添資料18「事後報告書（法律事務所、企業、自治体）」
- ・別添資料19「企業法務エクスターンシップ実施要領」
- ・別添資料20「2017年度エクスターンシップⅡ登録者」
- ・別添資料21「自治体法務エクスターンシップ実施要領」

- ・別添資料 22 「自治体法務エクスターンシップの受入れについて」

2-12 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応及び学生に対する適切な指導

本研究科学生が負担することのある守秘義務に関しては、同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則を策定して「法科大学院シラバス・履修の手引」に記載している。

エクスターンシップⅠ、Ⅱについては、授業の初回に行われる事前研修において、守秘義務の内容とその重要性、その厳守を要することにつき周知が徹底されており、守秘義務その他の遵守事項については、受講に際して誓約書を徴求することにしており、その旨、シラバスにも明記している。これらの措置により、適切な指導がなされている。また、エクスターンシップⅠを履修するためには法曹倫理を履修済みであることを要求しており、学生は守秘義務一般についても確実な理解を持っていることが前提とされている。

クリニック及び法律文書作成については、担当教員が紛争事例、模擬相談、起案のための設例などを設定して授業が行われているため、担当教員が、これらの教材に関連して守秘義務の対象となる訴訟関係資料等には、原則として、当事者の表示等の直接守秘義務の対象となる事項は墨塗りをする等して、学生が秘密に接することをできるだけ回避している。さらに、守秘義務に関する指導が必要な場合に、その旨の指導が行われている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料 B 「2017 法科大学院シラバス・履修の手引 p. 171、p. 173、p. 240
- ・別添資料 23 「同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則」
- ・別添資料 24 「エクスターンシップ事前講義—受講の心得—」
- ・別添資料 25 「エクスターンシップ業務」
- ・別添資料 12 「クリニック授業の確認について」

2-13 各授業科目の単位数の適切な設定

各授業科目の単位数は、基礎演習及び3年次に開講している一部の演習、総合演習等を1単位科目とする例外を除き、原則として2単位の科目として設定している。そして、近畿圏外の遠隔地から招聘している外部嘱託講師に担当を委嘱している一部の集中講義科目、隔週開講科目を除き、毎週1回の授業と、その受講のための予習復習のための時間を確保するこ

ととしている。

基礎演習について1単位の科目としているのは、憲法、民法、刑法については、その授業の主な目的が講義内容にかかる基礎知識の定着にあることから、これらと対応関係にある講義科目2週間分を単位として、隔週で一回の基礎演習を行うことが、教育内容の面からも教育効果の面からも最適であると判断されることによる。また、基礎演習一般について、法律基本科目の履修を過度に偏重することなく、1年次又は2年次において、基礎法科目、外国法科目その他の選択科目の履修を並行して行えるようにする観点から、受講の負担を軽減するために、1単位科目として開設し、隔週開講としている。

また、3年次に担当している一部の演習、総合演習を1単位の科目としているのは、これらの科目における学修内容が、そこに至るまでに履修される科目における学修内容の応用的性格のものであるか、又は、2単位科目とするほどの学修量ではないとの判断により、学修負担の総量を適正な水準とするために1単位科目として開設したものである。

集中講義又は隔週開講とする2単位科目については、上述のように、近畿圏外の遠隔地から招聘する必要のある外部嘱託講師が科目を担当する場合に限定して認めることとしており、また、そのことから、限られた曜日、期間に授業時間が競合する傾向にある。そこで、その開講授業数をできるだけ少なくするように配慮している。

2017（平成 29）年度における集中講義科目

	科目名	開講時期	集中講義とする理由
春学期	外国法実地研修B	8月26日～9月9日	外国研修を内容とするため
	海外インターンシップ ②	本年度休講	外国研修を内容とするため
	外国法特別セミナー⑬	8月21日～8月28日	講師がアメリカから出講するため
	応用ゼミ（外国法）⑨ 比較憲法	8月21日～8月25日	講師がカナダから出講するため
	国際法総合演習	8月28日～9月1日	講師が東京から出講するため
	環境法総合演習	8月24日、25日、 9月7日、8日、11日	講師が東京から出講するため
	国際環境法	9月4日～9月8日	講師が東京から出講するため
秋学期	海外インターンシップ ①	本年度休講	外国研修を内容とするため
	アジア法Ⅱ	2月19日～2月23日	講師が韓国から出講するため
	外国法特別セミナー⑭	本年度休講	
	外国法特別セミナー51	2月23日～3月9日	講師がアメリカから出講するため

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」 pp. 463－474
- ・別添資料 26「2017 年度 同志社大学大学院司法研究科 時間割」

2-14 1年間の授業期間の適切な設定

本研究科の学年歴上、2017（平成 29）年度には、春学期の授業期間が 15 週、期末試験期間が 2 週の合計 17 週、秋学期の授業期間が 15 週、期末試験期間が 3 週の合計 18 週となっており、35 週にわたるものとして設定されている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 27「2017 年度司法研究科学年暦」

2-15 授業科目の実施期間の単位

各授業科目の授業は、1単位科目、集中講義科目、通年科目（京大との単位互換科目である法律実務演習（民事法））の例外を除き、週1回の授業を15週にわたり行うものとして時間割が組まれている。

1単位科目については、その学修量が2単位科目の約半量となるように、8回の授業を行うものとしている。

集中講義科目、隔週開講科目、通年科目についても、2単位科目として開設していることから、15回の授業回数が確保されるように徹底されている。なお、京都大学法科大学院との単位互換科目については、提供元の京大では14回の授業回数により運用されているところ、このうち、本研究科において起案を行い、本研究科の担当教員が履修全般につき共同の責任を負う法律実務演習（民事法）については、本研究科において独自に15回目の授業を行い、15回の授業回数を確保している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 26 「2017 年度 同志社大学大学院司法研究科 時間割」
- ・別添資料 10 「2017 年度 京都大学単位互換科目 登録要領」
- ・別添資料 28 「法律実務演習（民事法）第 15 回目の授業実施について」

2-16 課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮

本研究科における課程修了の要件は、在学期間を3年（法学既修者については1年在学したものとみなす）とし、修了に必要な単位数は102単位であるから、原則3年、93単位以上となっている。

現在の必要単位数102単位は、法学未修者に対する法律基本科目の指導充実の見地から、授業科目の増加措置を講じるなどの結果、一時は106単位まで修了要件単位数が増加したものであるが、十分な予習・復習の時間を確保し、そのことによって学生の学修が確実なものとなるよう法律基本科目につき履修を要する単位数を見直して削減したものである。

2017（平成 29）年度入学生の修了要件単位数

	法学未修者	法学既修者
法律基本科目	A群科目 36 単位	A群科目 36 単位 ^(※)
	C群科目 28 単位	C群科目 28 単位
	計 64 単位	計 64 単位
法律実務基礎科目	B群科目 6 単位	B群科目 6 単位
	H群科目 4 単位以上	H群科目 4 単位以上
基礎法学・隣接科目	F群科目 2 単位以上	F群科目 2 単位以上
	G群科目 2 単位以上	G群科目 2 単位以上
	(F・G群合わせて 6 単位以上)	(F・G群合わせて 6 単位以上)
展開・先端科目	D群科目 2 単位以上	D群科目 2 単位以上
	E群科目 2 単位以上	E群科目 2 単位以上
	(D・E群合わせて 12 単位以上)	(D・E群合わせて 12 単位以上)
修了要件総単位数	102 単位 (A群1類、B・D・E・F・G・H群合わせて 34 単位)	102 単位 (B・D・E・F・G・H群合わせて 34 単位) ※A群科目の履修免除状況により、実際に履修が必要な単位数は、最大 74 単位（商法、両訴訟法の履修が免除されない場合）、最小 66 単位（7 科目全ての履修が免除される場合）。

<根拠・参照資料>

・別冊資料A「2017 大学院履修要項」pp. 460－461、p. 471

2-17 履修科目登録の適切な上限設定

学生が各学年において履修登録できる単位数の上限は、法学未修者 1 年次生につき 42 単位、法学未修者 2 年次生・法学既修者 1 年次生につき原則として 36 単位、法学未修者 3 年次生・法学既修者 2 年次生につき 44 単位と定めている。法学未修者 1 年次生につき 42 単位として

いるのは、法学未修者に対する法律基本科目の指導充実の見地から、憲法、刑法、民法につき1単位の基礎演習を2科目ずつ開講した計6単位分につき、授業科目の増加措置を講じたことによるものである。

年間の登録単位数は、上記の単位数を限度とし、かつ、1学期（春学期又は秋学期）の登録単位数は1単位以上23単位を限度としている。これは、各学年に選択科目としての1単位科目が配当されていることに対応するためのものである。

資料2-1

年次別最高（最低）登録単位数

	第1年次	第2年次	第3年次
法学未修者として入学した者	42単位	36単位（注2）	44単位
法学既修者として入学した者	36単位（注1）	44単位	—

（注1）法学既修者については、入学試験における法律科目試験の成績により、履修を免除されなかったA群基礎科目（必修科目）がある場合、第1年次に限って、当該科目の単位分について（6単位が上限）、36単位を超えて登録することができる。

（注2）法学未修者1年次から2年次に進級した者で、再履修が必要なA群基礎科目（必修科目）がある場合は、当該科目について4単位を上限として、36単位を超えて登録することができる。

（出典：2017 大学院履修要項 p.474）

法学既修者2年次生については、入学試験の成績により履修を免除されなかった基礎科目（A群必修科目）の履修に必要な単位数については、6単位を上限として36単位を超えて履修することを認める措置を講じている。また、法学未修者2年次については、進級可となった者で、再履修が必要な基礎科目（A群必修科目）がある場合は、4単位を上限として36単位を超えて履修することが認められている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」p.474

2-18 他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性

(1) 他の大学院において修得した単位の認定

同志社大学法科大学院学則第7条1項は、他の法科大学院又は他研究科における授業科目の履修を認めており、同条2項によれば、本研究科が有益と認めたときは、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定することになっている（下記資料2-2）。

具体的には、①同志社大学大学院の他研究科科目については年間8単位を上限として、教務主任が事情を聞いた上で適当と判断した場合にこれを認めることとしているほか、②関西四大学（関西大学、関西学院大学、立命館大学）法科大学院との単位互換制度を有しており、本研究科の科目履修に支障を来さない範囲で年間2単位を限度として登録を認めている。

なお、京都大学法科大学院との単位互換制度に基づく履修については、京都大学から提供される成績情報をもとに本研究科の科目担当教員が最終的な成績評価を行うことから、他の大学院において修得した単位ではないため、特に単位数の上限を定めず、登録選考の結果履修を認められた科目につき履修を認めている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料1「同志社大学法科大学院学則」第7条
- ・別添資料10「2017年度 京都大学単位互換科目 登録要領」

資料2-2

同志社大学法科大学院学則第7条

第7条 本研究科学生は、別に定める他の法科大学院又は他研究科において、授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、本研究科が教育上有益と認めるときは、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（出典：同志社大学法科大学院学則）

(2) 入学前に修得した単位の認定

入学前に取得された単位の認定については、同志社大学法科大学院学則第9条に基づき、本研究科が教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとして認定することが定められている（下記資料2-3）。

同条に基づく既修得単位の本研究科における認定については、必修又は選択必修である法律基本科目は一切認定せず、選択科目につき認定の申請がある場合でも、申請科目に対応する本研究科の開講科目の内容と対比して、また、本研究科における学修と同等程度又はそれ以上の学修がなされたものと評価することができるものに限って、抑制的に認定する取扱となっている。

<根拠・参照資料>

・別添資料1「同志社大学法科大学院学則」第9条

資料2-3

同志社大学法科大学院学則第9条

第9条 本研究科学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科が教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものと認定する。

（出典：同志社大学法科大学院学則）

2-19 在学期間の短縮の適切性

法学既修者の場合は、原則として、「A群 基礎科目」に定める32単位を超えない範囲で入学審査において認定された科目の単位を修得したものとみなし、また、法学既修者として認定した者について在学期間を1年短縮することとしている。

本研究科は、2016（平成28）年度入学試験において、法律科目試験について、憲法、民法、刑法の3科目を必須としつつ、他の2科目として「行政法・商法」受験型、及び「刑訴法・民訴法」受験型の2種類の選択肢を設けた。合否判定に当たっては、少なくとも当該科目につき、法学部における講義科目の単位を取得し、基礎的な学力を有すると判断される者を合格者とするとし、かかる見地から客観的に学力の判定をするために、次のような体制を構築している。

①合格のための基準点を定め、入学試験における得点が基準点に満たない科目については単位取得の免除を行わないこととする。

②全ての科目の入学試験問題において、事例を用いた論述問題を課すことにより、法律科目における問題発見能力、論理的推論力を測定することとしている。

①、②の基準・方針に照らして、基礎科目の履修を免除するという観点から入学試験問題の内容、水準、分量の適否を検討するために、法律基本科目の担当者7名及び主任会の構成員を含む入学試験実行委員会において、全ての入学試験問題を検討している。

また、憲法、民法、刑法のいずれかの科目につき基準点を下回る得点を得た者につき、全科目の合計点が合格最低点を上回るものであっても入学試験は不合格とするものとし、これら3科目以外の行政法・商法又は刑事訴訟法・民事訴訟法の2科目の組み合わせのうち、2科目とも基準点を超えない者についても、同様に、全科目の合計点が合格最低点を上回るものであっても入学試験は不合格としている。これにより、一科目については学力に不安がある者については、入学試験の合計点からみて概ね法学既修者としての学力を有することを確認しつつ、不得意科目について基礎科目の履修を通じて基礎学力を錬成する機会を確保するものとしている。

このような仕組みの下に、入学試験に合格した法学既修者に対しては、法学未修者1年次配当科目のうち、基準点を上回った科目につき、最大32単位（行政法・商法型）又は30単位（刑訴法・民訴法型）を修得したものとみなし、単位認定している。

これに加えて、2017（平成29）年度入学試験から、後期日程入学試験の合格発表後の2月に、各科目60分の試験時間で各基礎科目の定期試験と同等の水準の出題による履修免除試験を実施することにした。これは、入学試験において受験されなかった2科目についても、基礎科目にかかる当該科目の履修を免除するに値する学力を有するものにつき、該当科目の履修を免除することとしている。履修免除が認められた場合は、当該科目については単位の取得が認定される。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料1「同志社大学法科大学院学則」第13条
- ・別添資料30「同志社大学法科大学院2018年度入学試験要項」p.2、p.14

2-20 法学既修者の課程修了の要件

本研究科が標準で課す修了要件単位数は102単位であり、法令上の要求である93単位を9

単位上回っている。法学既修者が修得したものとみなされる単位数は最大 36 単位であるから、30 単位の 9 単位を加えた単位数よりも少なくなっており、法令上の基準に基づいて適切に設定されているものである（下記資料 2-4）。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 1 「同志社大学法科大学院学則」第 13 条
- ・別冊資料 A 「2017 大学院履修要項」p. 471

資料 2-4

同志社大学法科大学院学則第 13 条

第 13 条 本研究科が必要とする法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第 11 条に規定する在学期間については 1 年在学したものとみなし、同条に規定する単位については、第 6 条の別表Ⅱに定める 36 単位を超えない範囲で本研究科が認定した科目の単位を修得したものとみなす。

2 第 11 条に規定する研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第 7 条から第 9 条に規定する単位の認定について、法学既修者は、前項の単位と合わせて 39 単位を超えないものとする。

（出典：同志社大学法科大学院学則）

[点検・評価（長所と問題点）]

（1）本研究科は、法曹の基本的資質である法律基本科目を中心とした基礎学力の錬成に務めている。これと同時に、法理論と法実務を架橋することを意識して、民法については研究者教員と実務家教員が合同・共同で担当すること、理論と実務を架橋することを直接の目的とするプレゼンテーション科目を開設することを通じて、高い能力を備えた法律実務家を多数輩出できるような教育体制を構築している。

（2）本研究科は、京都大学法科大学院との連携事業を行い、法律基本科目について連携 F D 事業を行い、自己点検と京都大学との比較という二つの視点を通して授業内容を点検、改善するよう努めている。

（3）涉外法務教育については、従来、F 群科目として、本研究科における講義科目に加えて、留学に備えるための英語での講義科目の提供、さらには、アメリカ、アジア、ヨーロッ

パの各法域における法実務を体験し、実地研修を受ける科目の充実など特徴あるカリキュラムを構築してきた。しかし、在学中にこれらのプログラムが必ずしも十分に活用されていない状況にある。

(4) 現時の教育体制が法曹という専門的人材の輩出に積極的に貢献するためには、その教育体制を維持するためには、飛躍の可能性を秘める多様な人材が不可欠であるが、全国的な法科大学院の志願者減少により、本研究科も入学者数の確保、高い学力を有する入学者の確保に苦慮する状況が続いている。

[将来への取り組み・まとめ]

(1) 本研究科は従前より自己点検に基づく改革には精力的にスピーディーに取り組んできた。近年の最も大きな動きは、京都大学法科大学院との連携であると言って良い。これにより、連携により教育を深化させるという観点からカリキュラムや授業内容の見直しが進んだことは、特筆に値する。

(2) 渉外法務教育の体系見直しに今年度より着手している。ウィスコンシン大学との協定に代えて、ミシガン州立大学との協定に基づき、英語の研修とアメリカ法の導入授業を兼ね合わせた性格を有する Bridge Program を提供する方向に改めた。また、国際プログラムの相互活用を目的として、昨年 12 月、慶應義塾大学法科大学院との間で交流協定を締結した。

さらに、京都大学法科大学院との交流協定に基づく京都大学からの海外プログラム参加により、本研究科の国際プログラムは、本研究科学生のみが利用していた時期に比べて格段に活性化していることは明らかである。本年度に新たに実施した国際プログラムの見直し、協定の充実などの取り組みにより、本研究科が従来有していた国際プログラムの一層の活用、活性化が期待される。

(3) 昨年 12 月、国際調停センターを同志社大学に誘致し、本学法学部、本研究科と公益財団法人日本仲裁人協会の間で、調停実務に関する教育の実施などを内容とする三者協定を締結した。これにより、今後、国際調停実務を教育する科目、教育体制の整備が期待される。

2 教育内容・方法・成果 (2) 教育方法

[現状の説明]

2-21 履修指導の体制の整備及びその効果的な実施

履修の方法等について、常時、司法研究科事務室の職員が学生の個別的な質疑に対応する

とともに、特に登録時には学生の登録内容に登録ミス等が存しないか、組織的に確認を行っている。あわせて教員も適宜、履修相談を受け付けている。

また、入学時のガイダンスや登録期間中において履修指導を実施している。あわせて、教員の個別面談による履修指導も行われている。履修指導・必修科目説明会においては、法学未修者と法学既修者に分けて行うことにより、法律基本科目の内容や位置づけなどに関し、法学未修者と法学既修者のそれぞれに固有の履修上の注意点を指摘し、学修が適切に行われるよう配慮している。特に、法学未修者に対しては、1年次に配当されている法律基本科目（A群科目）の内容や意義を説明し、1年次の学修が円滑に行われるよう努めている。法学既修者に対しては、理論教育と実務教育の架橋を図るため、履修指導・必修科目説明会において、カリキュラム内の理論科目と実務科目の関係について説明しているほか、別途選択科目説明会においても理論教育の重要性とともに実務教育の必要性を説いている。

さらに、登録時に在学生（上級生）が新入生等に対して、個別に相談に応じる体制も整備されている。

入学前の指導については、次の通り実施しており、入学後のカリキュラムを前倒して実施している例はない。

（1）新入生向けオリエンテーション等

2017（平成29）年度入学者に対する履修指導は、4月1日、2日の2日間実施した。4月1日は、研究科紹介、施設説明に引き続いて、入学者を法学未修者と法学既修者に分け、教務担当教員が履修指導をするとともに、選択科目について、科目担当者が順番に履修指導を行う場が設けられた。それとは別に、各科目担当者が、研究室での面談等任意の方法で、学生の履修相談に個別に応じた。

4月1日には、在学生の協力を得て「履修に関する個別相談」も行われた。選択科目説明会、選択科目個別相談、履修に関する個別相談は、新入生だけでなく2年次生及び3年次生も対象にして行われている。4月4日には法情報調査入門・オンライン・データベース講習会が行われた。

なお、履修指導、教育上の指導は、年度の途中でも、必要に応じて行われている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料31「2017年度春学期学習指導実施場所一覧」
- ・別添資料32「新入生オリエンテーション配付資料」一式

※上記配布資料のうち、別添資料 32 以外は以下を参照

- ・別添資料 10 「2017 年度 京都大学単位互換科目 登録要領」
- ・別添資料 26 「2017 年度 同志社大学大学院司法研究科 時間割」
- ・別添資料 36 「司法研究科 2017 年度選択科目説明会 スケジュール」
- ・別添資料 42 「2017 年度指導教授一覧」
- ・別添資料 135 「同志社大学大学院司法研究科 図書室利用案内」
- ・別添資料 137 「データベース紹介」
- ・別添資料 33 「2017 年度司法研究科オリエンテーション・登録関係日程表（新入生）」
- ・別添資料 34 「2017 年度履修指導（学生相談員）手元資料」
- ・別添資料 35 「法律家・法務人材を目指す人の為のキャリアデザイン（ジュリナビ資料）」
- ・別添資料 36 「司法研究科 2017 年度選択科目説明会 スケジュール」

（2）入学予定者向けガイダンス等

2018（平成 30）年度入学試験合格者（2018（平成 30）年 4 月入学予定者）向けガイダンスを、2017（平成 29）年 9 月 30 日午後開催し、本研究科における学修のイメージ、各科目担当者からの説明、入門ゼミ、修了生による座談会、個別相談会等を行った。

2018（平成 30）年 4 月入学予定者向けガイダンスを、2018（平成 30）年 2 月 24 日、25 日の 2 日間にわたって同志社びわこリトリートセンターで開催した。これは、入学予定者のうち希望者と教員とで一泊の合宿を行う形式のものである。ガイダンスには、入学予定者 29 名（未修者 5 名、既修者 24 名）に加え、教員 12 名、職員 2 名、修了生 5 名（弁護士 2 名、司法修習生 3 名）が参加した。合宿では、法律基本科目の導入講義、修了生との座談会等が行われた。

2018（平成 30）年 3 月の土曜日に、基本 7 科目につき各 1 回、1 コマ分の入学前ガイダンスを行い、入学を約 1 か月後に控えて、円滑に入学後の学修をスタートできるようにするための学修方法を解説し、個別の相談に応じる機会を設けるための導入講義を行っている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 37 「2018 年度 司法研究科合格者向けガイダンス」
- ・別添資料 38 「2018 年度 入学予定者向けガイダンスプログラム」
- ・別添資料 39 「司法研究科入学予定の皆さんへ」
- ・別添資料 40 「2018 年度 司法研究科入学前の導入教育スケジュール」

2-22 教員による学習相談体制の整備及び効果的な学習支援

(1) オフィス・アワー

教員と学生との間のコミュニケーションを図るために、専任教員については全教員がオフィス・アワーを設け、日時、面談方法等を学生に周知して、担当科目についての質問等に応じている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 41 「2017 年度オフィス・アワー春秋」

(2) 指導教授制

2010（平成 22）年度から学生が希望する教員を選択できる指導教授制度を導入し、主として奨学金の推薦、学修方法・学修態度・学修進度に対する助言、修了後進路についての相談等に応じている。2017（平成 29）年度は、専任教員 21 名が指導教授になり、127 名の学生（全学生の 89%）を指導している。なお、各学期の学業成績不良者に対しては、指導教授（指導教授を選択していない者は教務主任）が面接し、個別に学習相談を行っている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 42 「2017 年度指導教授一覧」
- ・別添資料 43 「学業成績不良者への指導について（お願い）」
- ・別添資料 178 「日本学生支援機構大学院奨学金 指導教員推薦所見のご記入について（お願い）」
- ・別添資料 179 「日本学生支援機構大学院第一種奨学金業績優秀者返還 免除指導教員等の推薦理由の記入について（ご依頼）」

(3) 学習指導

指導学生の受講する科目の質問に対応するのにオフィス・アワーのみでは十分に対応しきれない状態があったため、その拡充として、恒常的に指導学生の学修上の質問に答えるため、2010（平成 22）年度より「学習指導」が設けられた。

日時と場所を予め示して質問に答える機会を設けて「学習指導」を行うか否かは、各教員

の判断に委ねられている。その内容は、指導学生からの授業等に関連する質問、学修方法等の相談に対応するものであり、「学習指導」に対する学生の出席も自由である（出席は義務ではない）。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 31 「2017 年度春学期学習指導実施場所一覧」

2-23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施

若手弁護士がアカデミック・アドバイザー（AA）という立場で、多くの場合少人数のゼミ形式で、学修方法の指導を担当し、あるいは、正課授業におけるレポート添削につき担当教員を支援している。AAは、2016（平成 28）年度は 33 名（うち、レポート添削にのみ従事する者は 4 名）である。2017（平成 29）年度は、法科大学院予算に関する大学本部との交渉上、規模を縮小することを余儀なくされており、AAとして任用された 20 名（うち、レポート添削にのみ従事する者は 7 名）である。

また、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）、修了生による授業補助の制度を設けており、それぞれの制度の枠内で授業の補助業務（出席の確認、レポートの収集、教材の配布等）に従事している。ただし、本研究科では、TA、SA、修了生による授業補助者に授業内容について学修支援は行わせていない。

さらに、メディア・サポーター 1 名を定期的に配置し、情報機器の操作や情報検索の支援・相談に応じている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 44 「2017 年度アカデミック・アドバイザー（AA）ゼミ実施要領」
- ・別添資料 45 「2017 年度 アカデミック・アドバイザー 一覧」
- ・別添資料 46 「2017 年度 AAゼミ受講者一覧（春学期・秋学期）」
- ・別添資料 47 「2017 年度 AAゼミ実施カレンダー（春学期・秋学期）」
- ・別添資料 48 「2017 年度 AAゼミ開講時間割（春学期・秋学期）」
- ・別添資料 49 「AAと科目担当者との連絡メール」
- ・別添資料 50 「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」

- ・別添資料 51 「同志社大学スチューデント・アシスタントに関する申合せ」
- ・別添資料 52 「メディア・サポーター」
- ・別添資料 88 「修了生による授業補助（ご案内）」

2-24 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重

正課外の学習支援には、既に述べた学習指導と AAゼミがある。その内容は次に述べるとおりである。

(1) 上述の学習指導（2-22 を参照）は、指導教授が指導学生に対して、学生の求めに応じて授業内容に関する質問をなし、より明確かつ十分な理解を得るための指導であって、授業内容を補完するものである。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 31 「2017 年度春学期・秋学期学習指導実施場所一覧」

(2) AAゼミは、正課授業の担当者と連携をとり、正課授業のうち、特に重要ないくつかの問題につき、当該科目の追加的な学習を必要とする者が自発的に参加登録をして、ゼミを実施するものである。ゼミの実施計画は研究科主任会が点検し、担当教員との連絡がとられていることを確認して実施しているものであり、正課授業に影響を及ぼすような頻度ではなく、またその内容も、いずれも授業で使用されたレジュメを中心にその内容を復習するものである。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 53 「2017 年度春学期アカデミック・アドバイザーゼミ受講申請について」

2-25 授業計画等の明示

(1) シラバスを通じた授業計画の明示

1年間の授業内容や成績評価方法（定期試験と平常点評価の割合やその評価基準）については、シラバスにより事前に受講生に通知されている。なお、定期試験の成績と平常点の割合やその評価基準は、科目によって若干の相違がある。また、本研究科は、GPAによる成績評価を行っているが、素点との対応関係も明らかにしている。さらに、定期試験において

は、各問題の点数配分を問題文に明記するよう努めている。評価結果についても、学生に公表している。

教材、資料、レジュメ等は、多くの科目について、開講前に全授業回数分が配付されている。そうでない科目についても、授業日の1週間前には原則として毎回配付するなど、学生の予習に十分な配慮がされている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」pp. 13-205

(2) コア・カリキュラムへの対応

「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（コア・カリキュラム）を教育に導入し、教員による計画的な教育及び学生による計画的な学修を推進するため、共通のフォームのもとで、詳細かつ体系的な各科目における共通の到達目標を作成している。この共通の到達目標は、2012（平成24）年度より、年度初めに、法改正や判例等を踏まえた上で、内容を見直して新たな共通到達目標を学生に配付している。

<根拠・参照資料>

・別添資料54「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）に対する司法研究科カリキュラムの対応状況について（2017年度生用）」

2-26 シラバスに従った適切な授業の実施

シラバスに従って授業を適切に実施することについては、「司法研究科の栞（教員便覧）」において、シラバスの内容に沿った授業を要請するとともに、休講した場合も必ず補講をすることもあわせて要請している。このことは教員において十分に意識され、対応されている。なお、授業にあたり、シラバスの内容等の一部変更を行う場合にあっては、担当教員が事前に学生に周知することが義務づけられている（下記資料2-5）。

また、FD委員会の決定に基づき学期の中間期に教員による授業傍聴ならびに同志社法曹会会員による授業傍聴を実施しているが、この授業傍聴は、実施されている授業の特定の回を指定して行われるものであるところ、傍聴の対象となる当該授業の進行状況が、全体の授業計画からずれることなく実施されていることが、傍聴者によって確認されており、傍聴者

による傍聴記録については実施後にFD委員会によって点検を行っている。当該実施回の内容がシラバス上の進行計画から逸脱していることがうかがわれた例は、これまで見られない。

資料 2-5

司法研究科の栞（抜粋）

2. 授業 10. シラバス及び学習用図書

- ・学生はシラバスに記載された内容を履修科目登録の判断材料とします。シラバスの内容に沿った授業をお願いします。
- ・シラバスに記載された参考図書等は司法研究科図書室でチェックし、学生が図書室で閲覧できるよう配架しています。
- ・シラバスに記載がなくとも、学生が閲覧できるようにしておくべき図書は、随時、「学習用図書」としてご推薦ください。図書室に配架します。

（出典：司法研究科の栞 pp. 6-7）

2-27 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施

必修又は選択必修の基幹科目（演習、総合演習）を中心に、多くの選択科目においても、双方向での授業を行い、また、必要に応じて担当者（学生）が提出したレポートを全員で共有して、これに基づいて議論を行うなどの形で実践的な教育方法がとられている。

本研究科においては、学生の学力にかなりの格差があることから、基幹科目である演習、総合演習においては、学力別のクラス編成を採用している。入学当初は入学試験の成績により演習のクラスを決定するとともに、次学期以後は、前学期の成績を資料として、必修科目GPAが所定の基準を満たした成績上位層をAクラスとすることにより、全般的に成績の良好な者間でより高いレベルの学修に向けて切磋琢磨させることとし、それ以外の学生は、科目ごとに、前学期に履修された関係科目の成績、これがないときは入学試験の成績を用いて学力別のクラスに編成している。これにより、学力に応じて指導内容の力点を変え、基礎事項の確認・解説に費やす時間の割合などを、クラスの実情に応じて調整することが可能になる。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」pp. 210-211

- ・別添資料 55 「習熟度別クラス編成についての申合せ」

2-28 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重

授業の方法は、講義科目においては、当該法分野の基本的内容を理解させること、演習科目においては、事例を中心として、学生に当該分野の法律関係を分析させ、法律の内容理解と事例の分析能力、法規の適用能力を養成することを中心としている。

また、学生に対してレポート等の形式で論述を要求する場合も、授業内容を離れて、あるいは体系性を欠いた形で、もっぱら論述指導をするなどの方法は用いておらず、授業で取り上げた重要な法律問題についての理解と具体的事案に対する適用能力、文章による説明能力の修得のために、適切だと考えられる場合に、これを実施している。

また、通常の講義・演習科目においては、授業内容の復習及び確認のために短答式試験問題に解答することを課題としている場合もあるが、そのみを目的として授業が実施されることはなく、基礎知識を確実にすることを目的として開講する基礎演習科目においても、基本事項についての明確かつ要点に限定した講義を行い、それに対する学生との対話的質疑による知識の定着と内容の確認を中心とした授業を行っている。

2-29 少人数教育の実施状況

各授業科目の同時に授業を行う学生数は、少人数をすることを基本としている。まず、法律基本科目の必修講義科目については、最大で 43 名であり、憲法、民法、刑法については未修者 1 年次生及び再履修の学生のみがその対象となるため、例年 10 名程度で講義が行われている。

また、法律基本科目の必修とされる演習科目については、習熟度別クラス編成で行われており、定員 70 名は少なくとも 4 クラスに分割されるため、各クラスが 20 名を超えることはない。選択科目については、C 群選択科目を含む選択科目については、50 名を上限として、希望者がそれを超える場合には抽選により登録者を決定しており、登録者が 50 名を超えることはない。また、応用ゼミについては定員を 30 名、法律実務演習については 10 名と設定して少人数教育が実施されることを担保している。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「1 授業科目あたり学生数」(表 4)

- ・別添資料 56「2017 年度司法研究科選択科目の定員及び聴講生受け入れの可否について（問合せ）」
- ・別添資料 57「2017 年度司法研究科 科目登録者数一覧」
- ・別添資料 55「習熟度別クラス編成についての問合せ」
- ・別添資料 180「2018 年度「総合演習科目」の習熟度別クラスの編成及び登録者決定方法について（問合せ）」

2-30 各法律基本科目における学生数の適切な設定

法律基本科目の必修講義科目は最大で 43 名であり、50 名を超えるクラスは設定されていない。法律基本科目の必修演習科目は習熟度別クラスによって編成されるため、最大でも 21 名程度となっている。

選択必修の総合演習科目については、1 クラス 20 名程度を目安としてクラスを設定しており、いずれも法令上の基準に従って適切に設定されている。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「1 授業科目あたり学生数」（表 4）
- ・別添資料 57「2017 年度司法研究科 科目登録者数一覧」

2-31 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定

クリニック、エクスターンシップの定員は、それぞれ次の通りである。

科目名	定員
クリニック	各クラス 30 名
エクスターンシップ I	15 名
エクスターンシップ II	5 名
刑事模擬裁判	各クラス 25 名
民事模擬裁判	15 名
法律文書作成	各クラス 10 名

京大との連携により開講している民事法文書作成については、科目提供元の京大において 3 年次生の全員が受講する必修科目として運用されていることから、本研究科においても、

3年次生の全員に同科目の受講を推奨しており、受講者数が増加してもクラス分割は行う予定はない。ただ、同科目における指導の中心は、実務家による起案の添削指導であるところ、本研究科においては、一人の添削指導弁護士が添削を行う起案の通数は10通以下となるよう計画し、実際には、5通から8通の起案を添削指導しているから、個別的指導にふさわしい教員数を確保することにより適切な指導が確保されている。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「1授業科目あたり学生数」（表4）
- ・別添資料58「民事法文書作成 添削弁護士担当一覧」

2-32 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示

(1) 客観的な成績評価基準

本研究科は、「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」を定めるとともに、これに基づき、次の通り、「成績評価に関する申し合わせ」を教授会決定に基づき策定している。この申し合わせの内容は毎年のシラバス明記している。

ただし、2017（平成29）年度は、2017（平成29）年7月5日第5回司法研究科教授会において、本報告書に記載する新たな成績基準について審議・了承して、この内容を改定している。シラバス記載の成績評価基準について変更が決定された旨については、学生に対して2017（平成29）年7月13日に掲示によって周知した。

なお、改定後の本申し合わせには、第2項において、前項ただし書き前段に定める「合格の評価を得た者の数が10名に満たない場合」においても、過去数年間にその科目を受講した者と当該年度の受講者が同一年度に受講した場合を仮想して比較し、擬似的な相対評価を行うことにより、過去数年間の受講者を通して見た場合に、前項の定める割合的评价に近づけるよう努めるものとする旨を定めている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」pp.215-216
- ・別添資料59「2017年7月5日第5回 司法研究科教授会記録」
- ・別添資料60「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」
- ・別添資料61「成績評価に関する申し合わせ」

資料 2 - 6

成績評価に関する申合せ

「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」が定める成績評価について、下記の事項を教授会として申し合わせる。

1. 「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」第 1 条に定める成績評価の基準は、次のとおりとする。ただし、当該科目につき合格点を得た者の数が 10 名に満たない場合科目及びその他合理的な理由がある場合の成績評価の割合については、この限りでない。

- A+ 特に優れた成績を示した者（100 点満点の評点のうち 90 点以上 100 点以下の者）
- A A+に準じた優れた成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位 20%程度の者）
- B+ Aに準じた良好な成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位 20～40%程度の者）
- B 標準的な成績を得た者（合格点を得た者のうち、上位 40～70%程度の者）
- C+ Bに準じた成績を示した者（合格点を得た者のうち、上位 70～85%程度の者）
- C 合格点を得た者のうち、到達目標に照らして最低限の目標に到達したと認められるその他の者
- F 合格と認められるに足る成績を示さなかった者（評点が 60 点未満の者）

2. 前項ただし書の後段の適用については、別に定めるところによる。

3. 第 1 項の基準は、これを学生に明示する。

4. A+の評価は、本研究科の共通的な到達目標における各学年あるいは修了時まで確実に習得すべき知識・能力の内容・水準としての到達目標に照らして、特に優れた成績を修めたものとする。Fの評価は、上記共通的な到達目標の各学年あるいは修了時まで確実に習得すべき知識・能力の内容・水準としての到達目標に照らして、その最低限の到達目標に達しなかったものとする。

共通的な到達目標を設定していない科目については、それに準ずるものとしてシラバスに記載した当該科目の到達目標に照らして、同様に判断するものとする。

なお、複数クラスを開講する科目においては、A+又はFの評価をするときは、当該科目の担当者全員により当該筆記試験の答案及び当該者の平常点を確認する。

5. 成績は、筆記試験及び平常点によって評価する。ただし、受講者の少ない科目や特殊な科目については、レポート等の提出によって筆記試験に代えることができる。
6. 筆記試験においては、各設問の配点を明示する。
7. レポート試験の場合においても、採点基準を学生に明示する。
8. 複数のクラスを開講する科目における成績評価は、全クラスについて同じ基準により評価する。小テストやレポートの実施についても公平な評価がなされるために必要な限りで、内容、方法の統一を図る。特に、習熟度別のクラス編成を行う科目においては、次に掲げるいずれかを採用する等の方法により、クラス間の公平性が客観的に確保される合理的な採点を実施するものとする。
 - ① 受講者全員の答案を一人の採点者が通して採点する方法。この場合においては、設問毎に採点者を代えることができるものとする。
 - ② 受講者全員の答案のクラスが混ざるように束を作成した上で、各担当者が束毎に分担して採点する方法。この場合においては、各採点者の採点が終わった後に、担当者の協議により、採点者間の採点水準を合理的な方法により調整するものとする。各採点者の行った採点の平均点を揃える方法により調整がなされる場合には、極端に優れた答案、極端に劣った答案の有無によって平均点がどのような影響を受けているかを考慮に入れた調整を行うものとする。
9. 平常点の評価は、次に掲げる事項に留意し、客観的かつ厳正に行う。
 - ① 成績評価における平常点の割合は、科目担当者の判断による。ただし、平常点の割合は、成績評価を「合格」又は「不合格」により評価する科目を除き、原則として30%を超えないものとする。
 - ② 授業中の質疑応答、小テスト、レポート等の実施により評価を行い、同一科目又は同一クラスにおいて全員一律の評価又はそれに準ずる評価とならないよう配慮する。
 - ③ 授業の欠席は、平常点において考慮し、遅刻も減点事由とする。出席自体を加点事

由とはしない。

- ④ 科目担当者は、平常点の具体的な評価方法を授業開始前に確定し、履修登録した学生に明示する。

10. 異なる科目を担当する各教員間において成績評価尺度を共有するため、教授会等で各科目の成績評価方法や基準を報告するなどして、教員間で共通認識を形成するものとする。必修科目（総合演習を含む。）におけるFの評価基準については、成績提出後に報告書を提出するものとし、その報告を受けて、評価及び評価基準の適否を点検する会議を学期ごとに開催する。

* 期末試験答案以外の小テスト、レポート、平常点等について、それらの割合の合計が成績評価において30%を超える考慮要素となっている場合には、小テスト、レポート等を保管するものとする。

（出典：成績評価に関する申合せ）

（2）シラバスへの明記

科目ごとの成績評価方法、成績評価項目ごとの配点（割合）はシラバスに明記することにしており、主任会の責任においてシラバスを点検し、各科目の成績評価方法、単位認定の基準が学生に明示されるよう確保している。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」pp.13-205
- ・別添資料11「2017年度シラバスの点検分担」

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

（1）期末試験の実施方法

まず、期末試験の時間割編成については、原則として①授業と同じ曜日で授業時間帯に近い講時、②1人の学生が1日に3科目の試験とならないようにする、③1日2科目試験の学生はあっても、1日に必修科目が2科目にならないようにする、④基本的に土曜日は使わない、という考え方で編成する。

授業の3分の1以上を欠席した学生には、受験資格を認めないものとして、試験を実施する。期末試験の実施に先立って、各授業の履修学生のうち、期末試験の受験資格がない者があるかについては、担当教員に事務室から問い合わせをしている。

次に期末試験の答えは、事務室職員が受験者の名前・学籍番号部分を厚紙で覆い、出席簿の順番と異なる順序でバインドし、また複数クラスの場合は各クラス答案が混ざるようにバインドして教員に渡すことにより、厳密に匿名性を確保して採点されている。

複数のクラスを開講する科目における成績評価については、成績評価に関する申合せ第8項に基づきクラス間の公平性が客観的に確保される合理的な採点を実施している。

期末試験は、各学期末に2週間の期間で、原則的に各科目120分、最低でも90分の時間により筆記試験を実施している。レポート試験等による場合は、筆記試験と同様の基準で厳格に行うものとしている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017法科大学院シラバス・履修の手引」pp.212-215
- ・別添資料63「2017年度学期末試験関連書類（2017年度春学期・秋学期末試験実施要領／学期末試験上の注意／2017年度春学期・秋学期末レポート試験実施要領／2017年度春学期末持ち帰り試験実施要領／Eメール（電子メール）によるレポート提出要領について）」
- ・別添資料64「学期末試験時間割（春学期・秋学期）」
- ・別添資料65「2017年度春学期末試験の受験資格の有無について（照会）」

(2) 成績評価、単位認定の客観的かつ厳格な実施

次に、成績評価の結果については、科目ごとに「成績評価の割合」についての提出を担当教員に義務付け、成績評価に関する申合せ第1項の割合を大きく逸脱する場合、その様な評価を行うことの合理性につき、研究科長に対して理由の説明書を提出するものとしている。なお、2017（平成29）年度は春学期に9件（商法講義Ⅰ、労働法総合演習、知的財産法Ⅰ、著作権法Ⅰ、EU法、比較法文化論、アメリカン・リーガルシステム、救済手続法、応用ゼミ（外国法））、秋学期に3件（刑事訴訟法特講、国際動産取引法、地方自治法）の提出があった。

また、成績評価に対する説明書の結果、F評価の厳正な判定が行われていないことについて、合理的な疑いが残る場合、FD委員会は成績評価に関する申合せ第10項に基づいて該当

する科目の担当教員に対して成績提出後、Fの評価基準について報告書を提出することを要請し、その報告に基づいて評価及び評価基準の適否を判定するためにFD委員会を学期ごとに開催し、その結果を教授会に対して報告するという体制をとることで、厳格な成績評価が行われることを保証している。

さらに評価の際には、授業回数の3分の1以上欠席した者については期末試験の受験資格を失わせることとしており、期末試験を実施しない科目においても成績評価を行わないものとしている。

なお、成績評価は、A+、A、B+、B、C+、C、Fの7段階で表示され、Fが不合格を意味する。7段階の評価としているのは、全学における大学院のGPA基準に準拠したものであり、教学システム上の理由から、これを無視した基準の採用は困難である。法科大学院の実情に合わせた必要最低限の修正を施した上でこれを使用している（前記資料2-6）。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 61 「成績評価に関する申合せ」
- ・別添資料 66 「2017 年度春学期・秋学期の各科目の成績評価の割合」
- ・別冊資料B 「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 pp. 213-214
- ・別添資料 67 「成績評価基準の割合によらず成績評価を行う合理的理由の報告」

(3) 成績評価に対する異議申し立て制度

学生に対しては、試験実施後に試験問題の出題趣旨、採点基準について講評会において解説を行い、成績通知書の交付日から1週間以内に成績評価に対する疑義の質問や異議申し立てを行えることとしている。異議申し立てによって、学生になお疑問が残る場合は、クレーム・コミッティ制度によって大学に対して成績評価の在り方について回答を求める権利が確保されている（下記資料2-7）。

資料 2-7

成績評価に関する異議申し立て

成績評価について異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知書交付日から1週間以内に、司法研究科事務室に「成績評価に関する異議申し立て書」を提出してください。

科目担当者から面談や文書・E-mail・電話等により回答します。また、希望者には、試験答案等を示して答案の内容や評価基準について説明することがあります。なお、回答結果に納得せず、クレーム・コミッティによる調整が必要と判断される場合は、司法研究科のクレーム・コミッティが対応しますので、司法研究科事務室に相談してください。

ただし、成績評価に関する異議以外（個別講評や学習指導等）については、直接、各教員に連絡してください。

(出典：2017 法科大学院シラバス・履修の手引 p.216)

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」p.216
- ・別添資料68「2017 年度春学期・秋学期末試験講評会日程」
- ・別添資料69「クレーム・コミッティ制度に関する申合せ」
- ・別添資料66「2017 年度春学期・秋学期の各科目の成績評価の割合」

2-34 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施

本研究科は、本試験において不合格となった者のための再試験は実施していない(2009(平成21)年度をもって廃止した)。

2-35 追試験等の措置及びその客観的な基準に基づく追試験などの実施

本研究科は、別紙の通り、病気などの事由により期末試験を受験できなかった者のために追試験を実施している。その実施基準は「司法研究科 追試験について」において明確に定めるところであり、シラバスに記載して学生に周知している。また追試験問題は本試験問題と内容的に同一とならないように、教務主任が内容を点検した上で実施している。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」pp.212-213

- ・別添資料 70 「司法研究科 追試験について」

2-36 進級を制限する措置

司法研究科における成績評価および進級に関する規則に基づき、修得単位数及びGPAの基準を用いた進級要件を定めている（下記資料2-8）。

資料2-8

司法研究科における成績評価及び進級に関する規則（抜粋）

（進級要件）

- 第2条 法学未修者1年次を終了する年度末において、A群必修科目32単位のうち28単位以上を修得し、かつ、A群必修科目の評定平均（GPA）が2.30以上である者は、次の年次への進級を認める。
- 2 法学未修者2年次を終了する年度末において、次の各号のすべてを満たす者は、次の年次への進級を認める。
- 一 法学未修者1年次配当のA群必修科目32単位を修得していること。
 - 二 法学未修者2年次配当のA群必修科目4単位のうち、2単位以上を修得していること。
 - 三 B群必修科目及びC群必修科目の計26単位のうち22単位以上を修得していること。
 - 四 A群必修科目、B群必修科目及びC群必修科目の全体の評定平均（GPA）が2.30以上であること。
- 3 法学既修者1年次を終了する年度末において、次の各号のすべてを満たす者は、次の年次への進級を認める。
- 一 法学未修者1年次及び法学既修者1年次配当のA群必修科目36単位のうち、34単位を修得していること。
 - 二 B群必修科目及びC群必修科目の計26単位のうち22単位以上を修得していること。
 - 三 A群必修科目、B群必修科目及びC群必修科目の全体の評定平均（GPA）が2.30以上であること。

（出典：司法研究科における成績評価及び進級に関する規則）

2016（平成28）年度から2017（平成29）年度にかけて、この規則の適用により進級できなかった者の数は、次の通りである。

	2016（平成28）年4月の 進級不可	2017（平成29）年4月の 進級不可
1年次から2年次	36	28
2年次から3年次	2	5

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」p.217
- ・別添資料60「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」

2-37 進級制限の代替措置の適切性

前項にあるとおり、本研究科では進級要件を定めて適切に運用している。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」p.217
- ・別添資料60「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」

2-38 FD体制の整備及びその実施

本研究科内にFD委員会を設置し、また、これとは別に、教授会の全構成員を対象とするFD活動の場である教育推進会議を設け、FD活動を実施している。また、京大との連携事業に基づき、基本法律科目については科目の内容、段階的な学修の体系、教授方法、教材の開発について連携してFD活動を行っている。

(1) FD委員会による取り組み

2017（平成29）年度は、FD委員会を4回開催し、教育の内容及び方法の工夫、改善を図るための方策等についての検討、取組を行った。FD委員会の委員は、各分野の担当者からバランスよく構成されるように配慮されている。ちなみに2017（平成29）年度の委員は、行政法1名、民法2名、民事訴訟法1名、商法2名、刑事訴訟法1名、基礎法1名の計8名である。

2017（平成29）年度においては、授業に関する中間アンケートや授業評価アンケートの内容のアンケート内容、その実施方法を見直し、アンケート結果を確認し、本研究科教員及び

同志社法曹会会員による授業傍聴を実施するなど、各種FD活動について検討し、実施した。

このFD委員会における各種のFD活動の内容と成果及び今後の教学上の改善方法及び方向性については、FD委員会の開催後、教授会において報告し教授会全体で議論を行ってきた。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 71 「司法研究科FD委員会規則」
- ・別添資料 72 「2016年度及び2017年度FD委員会記録」
- ・別添資料 73 「FD委員会に関する教授会記録」

(2) 教育推進会議における取り組み

2009（平成21）年度より、教育推進会議を設け、恒常的なFD委員会によるFD活動による成果及び主任会が重要であると考えた教学上の問題について、原則として各年度2度に渡って開催してきた。

教育推進会議は、全専任教員及び嘱託講師として本研究科の授業を担当する教員からなる会議体であり、授業方法、カリキュラム、教材開発、成績評価、クラス編成等FDに関する事項について、全教員で議論を行うものである。

これまで、各科目の履修方法、授業時間割の設定方法、学生の選択による指導教授制の導入、習熟度別クラス編成のあり方、文書指導を含む授業内容の改善等々につき、検討を行い、改善策を提案してきた。

2017（平成29）年度も同様の方針で、教育推進会議を開催し、中間試験の日程編成につき現状を報告し、各科目の実施方法、継続の意向につき意見交換し、実施目的を再定義するための懇談を行い、対象科目の整理など運用改善に関する提案を取り纏めた。

また、直近年度の進級率、標準年限修了率が急変したことを踏まえて、成績評価方法のあり方を検討した。

なお、教育推進会議で議論がなされた結果、本研究科の諸規程、各種の申合せ、修了要件等の改正が必要であるといったような場合には、教授会において審議の上、各諸規程の改廃を行ってきた。

開催日	出席者	懇談のテーマ
2016（平成28）年度 第1回 （2016年6月8日）	専任19名 専任以外2名	<ul style="list-style-type: none"> ・修了不可及び進級不可となった学生へのフォローアップについて ・3L必修科目の取扱いについて ・京都大学との連携について
2016（平成28）年度 第2回 （2016年10月19日）	専任19名 専任以外2名	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム改正について
2017（平成29）年度 第1回 （2017年6月7日）	専任20名 専任以外2名	<ul style="list-style-type: none"> ・中間試験の学生への負担について ・修了率について

<根拠・参照資料>

- ・別添資料74「司法研究科教育推進委員会規則」
- ・別添資料75「教育推進会議開催通知（2016年度、2017年度）」
- ・別添資料181「教育推進会議次第（2016年度、2017年度）」

（3）教員及び同志社法曹会会員による授業傍聴

FD委員会の決定に基づき、中間アンケートの集計結果が教員間に配付される時期に授業傍聴期間を設け、本研究科の教員は自由に、その期間中に授業を傍聴できることとしている。また、授業傍聴の実施を促すために、傍聴することを勧める授業科目を記載した教員個別宛での文書も各教員に送付している。授業を傍聴した教員は授業傍聴報告書を作成して事務室に提出するものとしている。

提出された報告書は、授業傍聴を受けた担当教員に伝達するとともに、主任会、FD委員会で点検している。授業傍聴報告書を点検した結果、授業改善のために共有すべき事項が見いだされるときは、FD委員会において報告懇談を行うこととしている。

次に、FD委員会に対する申請を経て同志社法曹会会員である弁護士の授業傍聴を実施している。同志社法曹会会員は授業を傍聴して教員による授業傍聴と同様に授業傍聴報告書を作成し事務室に提出する。提出された報告書も同様に担当教員にそのまま交付する。また、主任会でこれを検討するとともに、FD委員長が点検を行っている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 76「授業傍聴週間（春学期）、（秋学期）について」

（４）京大との連携FD事業

2014（平成26）年度から、本研究科と京都大学法科大学院とで、FD事業を推進し、相互に授業内容、教材、成績評価方法を一層改善するために同志社大学司法研究科長及び京都大学法科大学院長並びに両研究科教務主任で構成する連携FD協議会を置き、各年度2回協議会を開催してきた。そこでの意見を踏まえて、法律基本7科目については、法分野ごとに連携FD分科会を置き、科目ごとに授業内容、授業方法につき意見交換を行っている。

特に、単位互換科目の対象分野については、年1回以上連携FD分科会を開催するとともに、本研究科の教員と京大の教員が相互に授業を参観してそれぞれ報告書を作成し、本研究科における連携科目の授業の改善に努めている。その成果として、連携FD分科会報告書に見られるように、共通教材の共同開発（憲法）、本研究科における使用教材の見直し（刑法）、授業進行方法、解説の詳しさの見直し（商法）、期末試験問題の出題レベルの見直し（行政法、民訴法）など、個々の科目ごとに、基幹科目の連携FD分科会において得られた成果が蓄積されている。

また、京都大学の開講科目である民事法文書作成については、本研究科の担当教員も作問者会議に出席して共同で起案問題を作成するほか、実務家による添削内容を研究者教員が点検して起案の評価原案を策定し、京都大学において行われる講評を聞き、これを踏まえて、本研究科の受講者に対する必要な個別支援を行うなど授業の実施、教材の作成に共同で関与することで、本学における教授方法等の改善をもたらした。さらに、単位互換科目を受講した本学の学生に対しては、詳細なアンケート及び聞き取り調査を実施して、その成果を本学における授業方法の改善に役立てている。

こうした取り組みによって、次のような具体的成果が上がった。

本研究科においては、京都大学法科大学院との比較において、修了要件単位数が学生の学修時間及び1年間の登録単位数の上限との関係で過大となっていたことが判明し、3年次生に配当している必修科目をグループ化して選択必修科目とする等の方法によって、特に法学既修者が修了に要する総単位数を削減することについて、改善することが適切であるとの連携FD協議会における結論を受けて、必修科目であった民法演習Ⅳを、選択必修科目である民法総合演習Ⅰとし、また、必修科目であった憲法演習Ⅱ、行政法演習Ⅱをそれぞれ2単位

から1単位に削減し、残りの半分については、1単位の選択科目（憲法総合演習Ⅰ、行政法総合演習Ⅰ）を別途新設することにより、修了に必要な総単位数を106単位から102単位まで4単位削減した。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料71「司法研究科FD委員会規則」
- ・別添資料74「司法研究科教育推進委員会規則」
- ・別添資料77「連携FD分科会記録」
- ・別添資料78「京都大学単位互換科目受講者アンケート調査」
- ・別添資料79「カリキュラム改正及び遡及適用について（学生向けの周知文）」
- ・別添資料80「京都大学単位互換科目の受講者数推移」

2-39 学生による授業評価

(1) 学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートは、開設以来毎年春・秋学期に実施している。2017（平成29）年度春学期は7月21日～7月27日、秋学期は1月20日～1月26日に実施した。アンケート実施対象教員は、兼担、兼任を含む全教員で、対象科目は、全科目である。アンケートは回収後、司法研究科事務室で整理したものを、FD委員会及び各担当教員に配付し、個々の授業内容や方法の改善に役立てている。点数評価の項目については、科目ごとにグラフ化し、アンケートの現物と共に各担当教員に配付している。学生に対しては、アンケートの集計結果（自由記載欄除く）を閲覧に供する旨、アンケート用紙に記載するとともに、司法研究科事務室において閲覧に供している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料81「2017年度春学期「学生による授業評価アンケート」科目分野別集計結果」

(2) 中間アンケート

なお、授業評価アンケートについては学期末にのみ実施する方法では、アンケート結果を当該学期の授業改善に役立てることができないため、2009年度から、それぞれの学期の授業が開始されてから3分の1程度の授業回数となる時期に中間アンケートを実施し、その結果

を直ちに授業改善に役立てている。2017（平成 29）年度春学期は 5 月 11 日～5 月 17 日に、秋学期は 10 月 23 日～10 月 28 日に実施した。

学生が寄せたコメントについては、改善又は回答を要する事項を各教員が抽出して、これに対する回答、応答の概要につき報告書を F D 委員会に提出した上で、F D 委員会がその提出状況、対応状況を点検することになっている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 82 「2017 年度春学期 授業に関する中間アンケート」

（3）新入生と研究科執行部の懇談

新入生の学修状況を把握し、個別の支援を要する問題を抱えていないかを確認する目的で、2015（平成 27）年度より、執行部が分担してグループ分けされた新入生（全員）との懇談機会を設け、そこで聞き取った事項について、個別の対応を要する事項については個別に対応し、一般的な改善事項については、主任会において対応策を検討し、検討結果の一覧を構内に掲示して学生に周知している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 83 「学生と教員との懇談会開催について」

2-40 F D 活動の有効性

以上の通り、各種アンケートによりピアトゥピアによる授業評価、学生による授業評価、さらには成績評価による分布とその根拠を中心に恒常的に F D 委員会を中心にして、F D 活動を行い、この成果を教授会に報告して問題意識を共有するとともに、重要問題については、教授会構成員のみならず、授業担当者全員で F D について議論を尽くす機会を設け、加えて、京都大学との連携によって、法律基本科目については個別的に F D 活動を行うだけでなく、組織運営についても両研究科で意見交換を行ってきた。これらの不断の努力によって本研究科における F D 事業は有効に機能しているものとする。

[点検・評価（長所と問題点）]

- （1）本研究科における教育方法上の第一の特徴は、徹底した少人数教育の実施であり、こ

これは実務科目における実務的技能の指導にとどまらず、特に、基幹科目においては学力別に少人数クラスを編成し、学生の習熟度に応じてきめ細かく教育を行う体制が整えられている。基幹科目における学力別クラス編成と、文書作成能力を涵養するための少人数指導である。

中間試験の実施や、これに代わる中間レポートその他の小テストの実施については、教育推進会議及び京都大学との連携FD事業を通じて、全教員間でコンセンサスが醸成され、丁寧な少人数指導が絶えず行われている。また、指導教授による学習指導も、丁寧な少人数指導を求め、これに応える組織文化の中から自然発生的に育ったものである。

(2) 本研究科の第二の特徴は、多様なFD活動である。学生の声を聞き、これに応える組織文化の下で、毎学期、中間アンケート、学期末アンケートを全科目につき実施し、特に中間アンケートについては、そこで学生から指摘された事項のうち、教員が回答を要すると判断した事項につき、回答・対応の概要を報告書にまとめてFD委員会に提出することになっている。これにより、アンケートへのフィードバックがFD委員会の場において可視化された。

さらに、京都大学との連携FD事業により、本研究科の授業と京都大学法科大学院の授業及びカリキュラムを比較し、また、単位互換科目受講者からの聞き取り、法律実務演習の作問者会議への参加等を通じて発見される授業内容、授業方法の改善事項によって、本研究科の授業内容及び授業方法、さらにはカリキュラム等の一層の改善が図られた。

[将来への取り組み・まとめ]

本研究科は、FD委員会が中心となり、多様なFD活動を行っている。また、京都大学法科大学院との連携FD事業に基づく連携FD協議会での議論も、とりわけ法学既修者の学修時間及び年間の登録単位数の上限との関係などに影響を与えており、例えば修了要件単位数が過大であるとの判断のもと、修了要件単位数を106単位から102単位に削減した。

このような判断は、学生の予習・復習を中心とする学修時間の確保という観点から見ると、これまでの体制が、過度な負担によって学修を深めることを妨げる面があったということに鑑みれば、適切なものであると言えるが、他方で、これまで選択必修として、修了に必要な学修内容として学生に対してその修得を義務づけてきた学修内容を一定程度割愛するという意味する。

そうすると、なお必修単位として修得を義務づけている科目の学修内容・方法を点検し、より効率的なものへと見直すことで、修了要件単位数の削減から来る学修上の影響を最小限に食い止めるために、既存科目そのものの改善を継続して行うことが必要である。

2 教育内容・方法・成果 (3) 成果

【現状の説明】

2-41 教育成果を測定する仕組みの整備及びその有効性

(1) 基本としての共通到達目標モデル（コア・カリキュラム）に基づく授業内容の点検

本研究科は、「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」に即して、その教育水準を最低限確保することを確保し、各授業科目がその内容を適切に把握するものであることを研究科として点検するために、授業科目ごとに、コア・カリキュラムの項目のうち、授業において取り扱う項目と自学自習に委ねる項目を明示した一覧を作成し、これを学生に示すとともに、専門領域ごとに教員相互がこれを点検し、毎年度、各授業の取り扱う内容及び学生が自学自習する内容が適切かつ具体的に決定され、授業内容と齟齬を来していないかを点検する体制をとっている。

これによって、本研究科の個々の授業内容及び全体としての授業内容が、少なくともコア・カリキュラムの全体について、適切に授業及び自学自習によって教授されることを担保する体制がとられている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 54「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）に対する司法研究科カリキュラムの対応状況について（2017年度生用）」
- ・別添資料 182「共通的な到達目標に対するカリキュラム対応状況に関する資料の確認について（お願い）」

(2) 必修科目における最低学力到達目標の設定と各授業科目の目標

深い法的知識に裏付けられた論理的思考力、判断・分析力及び表現力は、3年間の課程を通じて適切なプロセスに従って、はじめて獲得されるものであるとの観点から、「各学年の必修科目における最低学力到達目標」を教授会において決定し、これをシラバスに示す（4頁）ことで、全教員が共通の理解のもとで、この到達目標との関係で、各授業科目の個別具体的な目標を設定している。この目標はシラバスにおいても「到達目標」として授業科目ごとに示すことが要求されている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」p. 4

(3) 授業ごとの実施状況の点検

シラバスにおいて示された到達目標に向けて各授業が適切に実施されているかどうかについては、すでに本研究科におけるFD体制の整備及びその実施（2-38）において詳細に示したように、教員相互の授業傍聴と同志社法曹会会員による授業傍聴、さらに京都大学との連携FD事業のうち特に連携FD分科会による授業の参観及び教材についての意見交換によって常に点検されている。

教員相互の授業傍聴と同志社法曹会会員による授業傍聴においては、研究者教員及び実務家の目から当該授業科目の内容及び教授方法が評価されるが、これは当然当該科目の到達目標の観点から、授業が適切に実施されているかを評価するものであり、傍聴記録は当該担当教員に示されるとともに、FD委員会においても精査される。

また、京都大学との連携FD分科会においては、授業の内容・方法はもちろんのこと、教材全体についても相互に点検することで、当該法領域の専門家の観点から、授業が適切に実施されているかを判断するものであり、この評価に基づいて、教材・授業内容・授業方法全般について、意見を交換する中で、適切な実施を担保するものである。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料76「授業傍聴週間（春学期）、（秋学期）について」
- ・別添資料84「授業傍聴報告書」

(4) 学生による授業評価

さらに、新入生と研究科執行部の懇談、授業ごとの中間アンケート及び期末に行われる授業評価アンケートを通じて、本研究科の科目として授業内容が適切であったか否かについて回答を求めており、現状ではきわめて高い割合の学生（90%前後）が法科大学院生としての学力の修得に役立つと考えていることから、個別の授業科目の到達目標と授業の内容及び方法が適切に実施されていることが推知される。

また、学生の指摘によって明らかになった問題点がある場合には、とりわけ中間アンケートについては、担当教員が改善又は回答を要する事項について、学生に対して回答し、その概要についてFD委員会に報告するものとして、改善を要する事項があった場合には、その

対応状況についてもFD委員会においてこの内容を確認することで、授業が授業目標との関係で適切に実施されることを担保する体制をとっている。

「学生による授業評価アンケート」科目分野別集計結果（抜粋）

（10）この授業は法科大学院としての学力の習得に役に立つものでしたか？	2016年度秋学期	2017年度春学期
1：強くそう思う	42.1%	50.2%
2：そう思う	45.5%	37.8%
3：どちらともいえない	5.8%	7.2%
4：そう思わない	1.1%	1.5%
5：全くそう思わない	0.6%	0.7%
6：回答できない	4.9%	2.7%

以上のように、本研究科においては、コア・カリキュラムを最低限度の内容として、授業内容の基礎において、これが適切に教授されることを毎年度点検するとともに、それを含む本研究科としての各学年の到達目標と、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、各授業科目の到達目標を授業ごとに設定しており、この目標に到達すべく授業が実際に実施されているかどうかについては、教員相互、法曹実務家、基本法律科目については当該授業と同領域の専門家の評価を通じて、評価基準の設定と授業における目標達成に向けた実施が適切に行われているかを測定するとともに、学生の評価を踏まえて、これを改善する体制がとられており、教育成果の測定が適切に行われている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 81 「2017年度春学期「学生による授業評価アンケート」科目分野別集計結果」
- ・別添資料 82 「2017年度春学期 授業に関する中間アンケート」

2-42 司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証

（1）司法試験の合格状況についての把握と分析に基づく教育成果の検証

司法試験の合格状況については、毎年、司法試験合格発表直後に、主任会において詳細に分析を行い、結果に関する各種の統計的資料とともに、検討・分析結果を教授会において報

告し、懇談を行っている。

司法試験の合格状況は、法科大学院基礎データ「表3-2 司法試験の合格状況」に示したとおりであるが、このうち、5年間の評価対象期間の合格率は、全修了者のうちの受験者の合格率についてみれば、2012（平成24）年度19.2%（全国平均25.1%）、2013（平成25）年度22.1%（全国平均26.8%）、2014（平成26）年度14.3%（全国平均22.6%）、2015（平成27）年度17.5%（全国平均23.1%）、2016年度（平成28）13.3%（全国平均22.9%）であり、2017（平成29）年度は、17.9%（全国平均25.9%）という結果である。したがって、本研究科の合格率は、全国平均の2分の1未満となった年度はない。

（2）標準修業年限修了者数及び修了率に関する分析

また、本研究科における標準年限修了者数と修了率については、「本研究科における修了認定状況の推移」に記載するとおりであるが、標準修業年限で修了した者の割合は、2015（平成27）年度に34.0%、2016（平成28）年度に39.3%にまで落ち込んだ。

これについても、主任会において経年分析を行い、その分析結果等を教授会において配布し、問題点等の検討や対応策についての懇談を行っている。

なお、2016（平成28）年度には、8名の早期卒業者が入学し、2017（平成29）年度修了生については、48名の修了生のうち、35名が標準年限内に修了し（修了率は66.0%）、2012（平成24）年度以前の水準に回復した。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「司法試験の合格状況」（表3-2）
- ・別添資料85「司法試験合格状況と本学学業成績との相関関係について（2016年度修了者）」
- ・別添資料86「司法試験合格状況（修了年度・未修既修別内訳）」
- ・別添資料87「本研究科における修了認定状況の推移（平成24年度～28年度）」

[点検・評価（長所と問題点）]

（1）本研究科における教育の成果、とりわけ、司法試験の合格結果については、定員削減、入学者の学力低迷などの事情から、合格者数、合格率ともに、継続的な改善を示すことが容易でない。それでも、基礎演習の導入による基礎知識の確認などの事業を積み重ねた結果、司法試験のうち短答試験の合格率は、明らかに改善の傾向を示している。

（2）また、2017（平成29）年司法試験の最終合格者については、合格者20名のうち7名

が、本研究科修了後最初の司法試験での合格となったことにも注目される。この背景には、飛び入学生、早期卒業生を積極的に受け入れる姿勢を示したこと、京都大学との連携事業が軌道に乗り、京都大学法科大学院の単位互換科目を受講して学修のモチベーションを高め、自己の客観的な学力を明確に認識できたこと、等が考えられる。

[将来への取り組み・まとめ]

安定して司法試験合格者を多数輩出し、法曹養成機関としての社会的責任を果たし続けるためには、丁寧な少人数教育に加えて、本研究科の高い教育内容、さらなる連携強化により学修機会の拡大のもとで、高いモチベーションを維持して、学修できる環境にあることを適切に宣伝周知し、能力の高い入学者を多数獲得することが求められる。

3 教員組織

[現状の説明]

3-1 専任教員数に関する法令上の基準

本研究科の入学定員は70名であり、収容定員は210名であることから、設置基準上必要とされる専任教員数は、14名である。本研究科では、十分な法曹教育を行うため、26名の専任教員を置いている。

専任教員26名のうち、他の学部・大学院の専任教員数に算入されている者はいない。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「教員組織」（表5）

3-2 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）

設置基準上必要とされる教授の数は14名であるが、本研究科の専任教員26名は全員が教授であり、基準を満たしている。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「教員組織」（表5）

3-3 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

本研究科の専任教員26名のうち研究者教員の21名は、それぞれの専攻分野について教育上又は研究上の優れた業績を有している。全員が5年以上の教育経験を有し、かつ、最近5年間に研究業績を公刊している。

みなし専任を含む実務家教員の5名は、特に優れた知識及び経験を有しており、担当科目と実務経験とは密接に関連している。

26名全員がその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められることは、本研究科のアンケート結果が良好であることから見てとれる。

専任教員の新規採用に際して専門分野に関する高度な指導能力を具備している必要があることは、同志社大学大学院教員任用内規4条（下記資料3-1）の定めるとおりであり、同規定にしたがって適切な専任教員の新規採用がなされている。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「専任教員の教育・研究業績」（表 10－1）
- ・法科大学院基礎データ「法律基本科目を担当する専任教員の科目適合性を証する過去5年以内の代表的な研究業績」（表 10－2）
- ・別添資料 81「2017 年度春学期「学生による授業評価アンケート」科目分野別集計結果」
- ・別添資料 89「同志社大学大学院教員任用内規」

資料 3－1

同志社大学大学院教員任用内規（抜粋）

（略）

（専門職学位課程への任用）

第 4 条 専門職学位課程の教員に任用される者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者とする。

- （1） 専門分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- （2） 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- （3） 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（略）

（出典：同志社大学大学院教員任用内規）

3－4 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数(5年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心におおむね2割以上の割合)

設置基準上必要とされる専任教員数は 14 名であるため、その 2 割である 3 名以上の実務家教員を置く必要があるが、以下に掲げる 4 名は、専攻分野における 5 年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する者である。

古江 頼隆（元検察官）

Colin P. A. Jones（ニューヨーク州・グアム準州弁護士）

濱田 毅（元検察官）

藤井 康弘（弁護士）

なお、専攻分野における法曹としての実務経験はないが、およそ 20 年間に渡って公正取引

委員会において審査等の実務に携わってきたので、専攻分野において高度の実務能力を有する者として次の者が在籍している。

松山 隆英

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「専任教員の教育・研究業績」（表 10-1）

3-5 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置

本研究科の法律基本科目については、その全てについて、専ら実務的側面を担当する者を除く法令上必要とされる数に含まれる専任教員を配置している。

また、入学定員は70名であるところ、本研究科では、法律基本科目においては、憲法2名、行政法2名、民法5名、商法2名、民事訴訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法3名の専任教員を置いている。いずれの科目についても、当該科目を適切に指導できる1名以上の専任教員を置いている。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「授業科目別専任教員数」（表6）
- ・法科大学院基礎データ「専任教員個別表」（表7）

3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置

本研究科の専任教員の科目別の内訳は、表2のとおりであり、法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて専任教員をバランス良く配置している。

法律基本科目は、A群基礎科目、C群基幹科目として位置づけ、すべての科目で専任教員を置いている。専任教員の担当比率は、必修科目では83.6%、選択科目では92.9%、全体では85.7%である。また、法律基本科目の基礎となる深く幅広い法学的素養を身につけさせるため、基礎法学・隣接科目をG群基礎法・隣接科目として位置づけ、2名の専任教員を置いているが、専任教員の担当比率は65.0%である。加えて、本研究科の教育理念の一つである「国際性」の実現に向けて、涉外法務に強い法曹を養成するため、F群外国法科目として外国法・国際関係法科目を開講し、4名の専任教員が多様な外国法科目を担当している。さらに、高度の専門技能を備えた法曹を養成するため、展開・先端科目をD群展開・先端科目I、

E群展開・先端科目Ⅱとして位置づけ、9名の専任教員が何らかの展開・先端科目を担当している。この専任教員の担当比率は46.0%である。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「専任、兼任教員の担当科目表」（表2）
- ・別冊資料A「2017 大学院履修要項」pp.463-517

3-7 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置

法律実務基礎科目のうち、必修科目である、刑事訴訟実務の基礎、民事訴訟実務の基礎、法曹倫理については全ての科目において実務経験のある専任教員が配置されている。また、選択必修科目においても、刑事模擬裁判、エクスターンシップⅠについては、実務経験のある専任教員が担当者として配置されている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」pp.199-200、p.202、pp.165-166

3-8 専任教員の年齢構成

本研究科の専任教員の年齢構成は、31歳～40歳が1名、41歳～50歳が8名、51歳～60歳が8名、61歳～70歳が9名であり、平均年齢は55.42歳である。若手教員の採用に努めた結果、年齢構成がより若くなっている。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「専任教員年齢構成」（表8）
- ・別添資料90「司法研究科教員の定年延長に関する審査基準及び手続に関する内規」

3-9 専任教員の男女構成比率の配慮

専任教員26名中、女性教員は2名である。男女構成比率の配慮については、司法研究科人事委員会人事基本方針において、2）「教員構成のあり方」、5）その他の教員構成のあり方において、男女構成比率についても配慮しバランスのとれた教員組織となるよう努めるよ

う明記されている。

<根拠・参照資料>

・別添資料 91「司法研究科人事委員会 人事基本方針」

資料 3 - 2

司法研究科人事委員会 人事基本方針（抜粋）

（略）

2 教員構成のあり方

1) 教員の年齢構成の適正化

2010年4月1日現在の専任教員の平均年齢は58.94歳であったが、2014年4月1日現在では57.28歳、2017年4月1日現在では55.88歳となった。年齢構成については、教育のあり方、研究の推進及び学内行政における役割等を考慮しながら、引き続きバランスのとれた教員組織となるよう努める。

2) ダブルカウント教員の解消

2010年度末にすべて解消済みである。

3) 専任教員数の配置及び客員教員数の配置のあり方

今後、専任教員定数の削減による教育研究活動への影響を検証し、客員教員枠を含めた教員枠のより効果的な利用を検討する。

4) 教員の定年延長のあり方

「司法研究科教員の定年延長に関する審査基準及び手続に関する内規」の規定に従い、厳格に手続及び審査をおこなうものとする。

5) その他の教員構成のあり方

2017年4月1日現在、専任教員24名の男女構成は男性22名、女性2名となっており、引き続き男女構成比率についても配慮しバランスのとれた教員組織となるよう努める。

（略）

（出典：司法研究科人事委員会 人事基本方針）

3-10 専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮

退職する教員の補充に関する計画などの決定については、2010（平成22）年度に新設された人事委員会において年度ごとに人事計画案を作成した上、教授会の承認を得ている。

教員の退職に伴い、退職者の担当科目に対応して、2013（平成25）年度1名（基礎法）、2014（平成26）年度1名（行政法）、2015（平成27）年度1名（商法）、2016（平成28）年度（刑事訴訟法）1名、2017（平成29）年度2名（民法、民事訴訟法）の専任教員を採用した。

後継者の養成については、予算上助教の採用は難しい状況にあるが、本研究科修了後に本学大学院法学研究科博士後期課程に進学するものについては、修士論文を免除し、語学試験と研究計画書の提出のみで進学することができる。また、語学能力が一定の基準を満たしており、本研究科長より推薦がある者については、語学試験を免除し、口述試験のみで受験が可能となっている。本研究科修了生のうち、司法試験に合格した者で研究者養成を目的とする本学法学研究科に進学した者が2名いる。そのうち1名は他法科大学院の教員、もう1名は本研究科シニアチューターとして研鑽を積んでおり、将来的には本研究科の専任教員の後継者となる可能性を有する者として期待されている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料92「司法研究科人事委員会規則」
- ・別添資料91「司法研究科人事委員会 人事基本方針」

3-11 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程の整備及びその適切な運用

本研究科における教員の募集・任免・昇格に関する手続の透明性を高め、法科大学院教育にふさわしい教員を採用できるようにするため、2010（平成22）年1月27日の教授会において「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」及び「司法研究科人事委員会規則」が制定された。これに基づき、教授会のもとに人事委員会を置き、原則として、毎年中长期の教員人事計画を策定している。また本研究科教員全員に各々の専門分野外の人事案件についても推薦権を認める等して、具体的な人事が行われている。

また、本学法学部・法学研究科教員が本研究科教員として任用される場合を想定し、関係規則の一部を改正し、「法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則」を設けた。（下記

資料3-3、3-4)

また、2013（平成25）年度の全学の機関別認証評価において、教員の採用・昇格に関する各学部・研究科における基準が定められていないとの指摘があり、改善が望まれていたことから、「司法研究科教員採用・昇任審査基準」を定めた。

兼任教員の委嘱は、「司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」の定める手続に従って行われており、研究業績、教育経験を教授会において審査し決定している。兼任教員についても、研究業績、教育経験を教授会において審査し、決定している。

客員教員の任用については、「同志社大学客員教員規程」が適用され、客員教員のうち客員教員A、同B、同Cの場合の本研究科内の手続は、「司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」が適用される。客員教員のうち特別客員教授の場合は、「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」に基づき、研究科内においては専任教員に準じた手続がなされる。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 93 「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」
- ・別添資料 92 「司法研究科人事委員会規則」
- ・別添資料 94 「同志社大学客員教員規程」
- ・別添資料 95 「同志社大学司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」
- ・別添資料 96 「司法研究科教授会における兼任教員・兼任教員の基準および手続に関する申合せ」
- ・別添資料 183 「司法研究科教員採用・昇任審査基準」

資料 3 - 3

司法研究科人事委員会規則（抜粋）

（略）

（法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則）

第 13 条 人事委員会は、大学院教員として任用されている本学法学部専任教員の本
研究科への移籍について推薦があったとき、当該移籍案件が本研究科の人事基本方
針及び当該年度の人事計画に適合すること、並びに、被推薦者の研究上、教育上の
業績が本研究科専任教員として適格性を有することを確認しなければならない。

2 人事委員会は、被推薦者の適格性が確認できたとき、当該移籍案件を教授会に推
薦することができる。

（略）

（出典：司法研究科人事委員会規則）

資料 3 - 4

司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則（抜粋）

（略）

（法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則）

第 10 条 教授会は、人事委員会から、大学院教員として任用されている本学法学部専任
教員の本研究科への移籍について推薦を受けたときは、第 4 条の規定にかかわらず、
審査委員会を設置することなく、被推薦者を本研究科専任教員とすることを決議す
ることができる。

2 前項の定めによる場合には、人事委員会は、教授会において、当該移籍案件が人事基
本方針及び当該年度の人事計画に適合すること、並びに、被推薦者の研究上、教育上
の業績が本研究科専任教員としての適格性を有することを説明しなければならない。

3 第 1 項の決議にあたっては、教授会構成員のうち在外研究または休職中の教員を除く
者の 3 分の 2 以上の出席を必要とするが、投票による決議は行わないものとする。

（略）

（出典：司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則）

3-12 専任教員の教育・研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献を適切に評価する仕組みの整備

専任教員の教育活動については、本研究科における教育の役割分担やその成果について教授会で詳細な情報交換及び検討を行うほか、FD委員会を置き、学生による授業評価アンケートや教員相互の授業傍聴といったFD活動を実施している。

授業評価アンケートは各学期の中間と最終回の授業後の2回実施し、その結果とこれを受けての教員の対応につき情報を教員間で共有している。授業傍聴は随時可能であるが、特に学期ごとに2週間の授業傍聴期間をもうけて授業傍聴を推奨しており、傍聴記録の提出により授業担当者へのフィードバックがなされるとともに他の教員にも情報が共有されている。これらのFD活動を通じて教員が相互に評価し合う体制が整えられている。

研究活動や社会的貢献については、本研究科のウェブサイトの詳細な情報を公開している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料71「司法研究科FD委員会規則」
- ・別添資料81「2017年度春学期「学生による授業評価アンケート」科目分野別集計結果」
- ・別添資料76「授業傍聴週間（春学期）、（秋学期）について」
- ・別添資料97 同志社大学法科大学院HP「教員紹介」（抜粋）

[http://law-school.doshisha.ac.jp/03_study_guide/t01_public.html]

[点検・評価（長所と問題点）]

（1）本研究科の教育理念にしたがって、専任教員に占める外国法、基礎法分野の教員の比率が比較的高く、法律基本科目のみに偏ることなく、深く幅広い法学的素養を有し、国際的に活躍できる法曹を養成するための環境が整っていることが長所である。

（2）本研究科の基幹科目である演習科目の多くは、研究者教員と実務家教員が共同で担当しており、理論と実務を架橋し、両者を統合する教育の実現に努めている。そのため、みなし専任教員に加え、多数の実務家の兼任教員の協力を得ている。

（3）学生による授業評価アンケートや教員相互の授業傍聴といったFD活動により、学生や他の教員からの評価の機会を設け、その評価を各々の教育にフィードバックする仕組みを整備している。

[将来への取り組み・まとめ]

本研究科の長所である外国法教育を今後も継続・発展させていくことが求められるが、現状は外国法分野の充実を担う個々の専任教員の個人的な能力・資質に依存している面がある。そのような特定の専任教員の退職後も変わることなく外国法教育の継続・発展がなされるよう安定的な体制を今後整備していくことが求められる。

4 学生の受け入れ

【現状の説明】

4-1 学生の受け入れ方針の設定及びその公表

本研究科は、公平性・開放性・多様性を重視し、「良心教育」「国際性」「高度の専門性」の3つを柱とする教育理念に基づいて、研究科として求める学生像に関するアドミッション・ポリシーを次のように設定・公表している（下記資料4-1）。

本研究科は、このアドミッション・ポリシーに照らし、厳格な基準の下で入学者を選抜している。アドミッション・ポリシーは本研究科のホームページで公開するとともに、パンフレット及び入学試験要項にも記載している。また、入学試験の概要は本研究科のホームページに掲載し、出願書類等をダウンロード可能とすると共に、紙媒体の入学試験要項（願書）を無料で配布している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料2「同志社大学法科大学院パンフレット2018年度版」pp. 4-5
- ・別添資料30「同志社大学法科大学院2018年度入学試験要項」表紙裏
- ・別添資料98 同志社大学法科大学院HP「入試要項」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html]
- ・別添資料184「2018年度 大学院外国人留学生入学試験要項（抜粋）」p.42

司法研究科アドミッション・ポリシー

司法研究科の求める学生像

1. 豊かな人間性と感受性、自然科学、人文科学、社会科学についての幅広い教養と専門的知識を備え、これらの素養を支える基礎学力としての読解力・理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、表現力、人権感覚及び強い学習意欲を備えている学生。
2. 本研究科の特徴的な教育環境を活かし、法律専門家として高度の専門能力を培って広く活躍の舞台を拓くことができ、社会人としての対人交渉力若しくはいずれかの専門分野における職業経験を基にして、または、英語をはじめとする外国語の理解力、運用力、国際的視野を基にして、説得・交渉の能力、行動力を備えている学生。
3. 本研究科に法学既修者として入学を希望する場合には、上記の素養に加えて、法律科目についての基礎的な知識及び法的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力を備えている学生。

司法研究科の入学までに身につけてほしいこと

すべての選考方式に共通して、人の社会生活上の医師である法律家として働くため、豊かな人間性と感受性、自然科学、人文科学、社会科学についての幅広い教養と専門的知識、これらの素養を支える基礎学力としての読解力・理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、表現力、人権感覚を身につけておくことが求められます。職業経験に基づく知見や対人交渉力、あるいは英語をはじめとする高い語学能力と国際的視野も、法律家にとって重要な資質です。

法学既修者として入学する場合には、法律科目についての基礎的な知識及び法的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力を身につけておくことも求められます。

以上の素養や能力を判定するため、法学未修者一般入試については、小論文試験（または適性試験第4部）の成績、適性試験第1部～第3部の成績、大学学部等における学業成績を評価します。また、志望理由書等の出願書類も参考にします。

法学未修者社会人特別選抜入試については、面接試験の成績と自己推薦書を評価します。

法学未修者英語優秀者特別選抜入試については、面接試験の成績、英語能力・資格、志望理由書を評価します。

法学既修者入試については、法律科目の筆記試験の成績、大学学部等における学業成績を評価します。また、志望理由書等の出願書類も参考にします。

(出典：「同志社大学法科大学院パンフレット 2018 年度版」 pp. 4 - 5、
「2018 年度 大学院外国人留学生入学試験要項」 p. 42)

4-2 選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表

学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、入学試験要項に記載するとともに、ホームページでも公開し、事前に広く社会に公表している。

選抜方法及び選抜手続は以下の資料 4-2 のとおりである。

また、外国人留学生入試については、以下の資料 4-3 のとおりである。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 30 「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 pp. 8 - 12

[7. 選考方法・試験科目・試験会場]

- ・別添資料 98 同志社大学法科大学院HP 「入試要項」内「審査方法」

[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html]

- ・別添資料 99 「2018 年度 入学試験の選抜方針・選抜方法について」

- ・別添資料 100 「2018 年度入学試験の出題形式・採点方法について」

- ・別添資料 184 「2018 年度 大学院外国人留学生入学試験要項（抜粋）」 pp. 205 - 206

2018年度 入学試験の選考方法について（抜粋）

■選考方法

入学試験は、筆記試験又は面接試験の成績と出願書類にもとづいて選考します。

なお、法科大学院全国統一適性試験の成績が本学の設定する最低基準点に達しない場合は、不合格とします。

- ・法学未修者一般入試（前期・後期A方式）については、筆記試験の成績、適性試験第1部～第3部の成績、大学学部等における学業成績をそれぞれ3：1：1の割合で評価します。また、志望理由書等の出願書類も参考にします。なお、「筆記試験の成績」については、前期A方式では本学が実施する小論文試験又は志願者より提出された適性試験第4部の評価、後期A方式では志願者より提出された適性試験第4部の評価とします。適性試験第4部を複数回分提出された場合や、前期A方式で小論文受験型と適性試験第4部利用型の両方で受験された場合は、最も高い評価のものを「筆記試験の成績」として採用します。
- ・法学未修者社会人特別選抜入試（前期・後期B方式）については、面接試験による評価、自己推薦書をそれぞれ7：3の割合で評価します。なお、面接試験では、出願書類を参考にし、その記載内容等について質問します。
- ・法学未修者英語優秀者特別選抜入試（前期・後期C方式）については、面接試験による評価、英語能力・資格、志望理由書をそれぞれ5：3：2の割合で評価します。なお、面接試験では、出願書類を参考にし、その記載内容等について質問します。面接は、原則として日本語で行いますが、英語能力の確認が必要な受験者には英語によるか、英語もまじえます。
- ・法学既修者入試（前期・後期D方式）については、筆記試験（法律科目）の成績、大学学部等における学業成績をそれぞれ9：1の割合で評価します。また、志望理由書等の出願書類も参考にします。

（略）

■法律科目試験（前期・後期D方式）の時間と配点

【前期D方式】行政法・商法受験型

時限	時間	科目・配点		400点
1時限	60分	刑法	100点	
2時限	120分	憲法	100点	
		行政法	50点	
3時限	120分	民法	100点	
		商法	50点	

【前期D方式】民訴法・刑訴法受験型

時限	時間	科目・配点		400点
1時限	60分	刑法	100点	
2時限	120分	憲法	100点	
		刑事 訴訟法	50点	
3時限	120分	民法	100点	
		民事 訴訟法	50点	

【後期D方式】行政法・商法受験型

時限	時間	科目・配点		400点
1時限	120分	憲法	100点	
		行政法	50点	
2時限	60分	刑法	100点	
3時限	120分	民法	100点	
		商法	50点	

【後期D方式】民訴法・刑訴法受験型

時限	時間	科目・配点		400点
1時限	120分	憲法	100点	
		刑事 訴訟法	50点	
2時限	60分	刑法	100点	
3時限	120分	民法	100点	
		民事 訴訟法	50点	

- ・法律試験科目は、出願時に「行政法・商法受験型」又は「民訴法・刑訴法受験型」のいずれかを選択してください。
- ・各時限のうち1時限でも受験しなかった場合は、不合格となります。
- ・採点は、科目毎に行います。
- ・5科目のうち、憲法、民法又は刑法のいずれか1科目以上について本研究科の定める基準点に満たないときは不合格となります。
- ・憲法、民法及び刑法を除く2科目について、いずれの科目も本研究科の定める基準点に

満たないときも、不合格となります。

- ・憲法、民法及び刑法を除く 2 科目のうち 1 科目について、本研究科が定める基準点に満たないときであっても、当該科目を含む全ての科目の得点の合計点が合格最低点を上回るときは、法学既修者として合格することがあります。ただし、この場合、基準点に満たない科目に対応する、法学未修者 1 年次及び 2 年次配当の「A 群基礎科目（必修科目）」の授業科目については、履修を免除しません。

（略）

（出典：「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 p. 8）

資料 4 - 3

2018 年度 大学院外国人留学生入学試験要項（抜粋）

（略）

VI. 選考方法

入学試験は、筆記試験と面接試験の成績および出願書類にもとづいて選考します。

なお、法科大学院全国統一適性試験の成績が本学の設定する最低基準点に達しない場合は、不合格とします。

（1）R A 方式（未修者入試）については、筆記試験（本学が実施する小論文試験または適性試験第 4 部）、面接試験、志望理由書によって、総合的に合否判定します。また、大学学部等における学業成績も参考にします。適性試験第 4 部を複数回分提出した場合や、小論文受験型と適性試験第 4 部利用型の両方で受験した場合は、最も高い評価のものを「筆記試験の成績」として採用します。なお、面接試験は、日本語で行い、出願書類を参考にして、その記載内容等について質問します。

R B 方式（既修者入試）については、筆記試験（法律科目）、志望理由書によって、総合的に合否判定します。

また、法律に関する専門能力・資格、大学学部等における学業成績も参考にします。

（略）

■法律科目試験（R B方式）の時間と配点

行政法・商法受験型

時限	時間	科目・配点		400点
1時限	60分	刑法	100点	
2時限	120分	憲法	100点	
		行政法	50点	
3時限	120分	民法	100点	
		商法	50点	

民訴法・刑訴法受験型

時限	時間	科目・配点		400点
1時限	60分	刑法	100点	
2時限	120分	憲法	100点	
		刑事 訴訟法	50点	
3時限	120分	民法	100点	
		民事 訴訟法	50点	

(出典：「2018年度 大学院留学生入学試験要項」 pp. 205-206)

4-3 学生の適確かつ客観的な受け入れ

入学者選抜に当たっては、筆記試験の成績と出願書類に基づき、法科大学院において教育を受けるために必要な適性及び能力等を適確かつ客観的に評価するとともに、多様な知識又は経験を有する者が入学できるよう配慮している。適格かつ客観的に評価するために、「2018年度 入学試験の選抜方針・選抜方法について」、「2018年度 外国人留学生入学試験の選抜方針・選抜方法について」及び「2018年度入試（前期・後期）A、B、C、D方式における合否判定方法」の基準に基づいて行っている。

留意事項に記載のある点については、以下のとおりである。

(1) 法学未修者

法学未修者入試に際しては、法学の知識の有無が分かる資料によって配点していない。

(2) 飛び入学

大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと本研究科が認めたもの（いわゆる「飛び入学」）を出願資格として認めている。具体的には下記の者としている。

①2018（平成30）年3月末において、大学在学期間が3年に達し、112単位以上を優秀な成績で修得する見込みの者。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。また、在学留学制度などを利用して別の大学に在学した期間は在学期間に算入することとし、この場合在学期間が3年を超える場合でも「飛び入学」を認めることがある。

②外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと本研究科が認めた者。

③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと本研究科が認めた者。

上記については、入学試験要項の出願資格にも明記しており、本研究科のホームページにおいても公表されている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 99「2018年度 入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・別添資料 185「2018年度 外国人留学生入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・別添資料 30「同志社大学法科大学院 2018年度入学試験要項」pp. 3 - 4
[2. 出願資格]
- ・別添資料 101「同志社大学司法研究科入試実行委員会規則」
- ・別添資料 102「2018年度入試（前期・後期）A、B、C、D方式における合否判定方法」

4-4 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保

学生募集方法及び入学者選抜方法は、入学試験要項への記載に加えて、入学試験要項が配布される時期と同時に本研究科のホームページにおいても公表している。入学試験要項については、希望者には大学門衛所及び事務室にて無償で配布している。遠方の希望者には郵送でも対応している。また、学内で実施している入学試験説明会についても、ホームページ上で実施日時等を公表し、他大学の学部学生及び社会人も参加できるよう配慮している。入学試験実施日程については、前期日程が8月下旬の土曜日、後期日程が翌年1月下旬の日曜日としており、前期日程は学部学生が夏期休暇期間中の土曜日、後期日程は学期末試験期間中ではあるが、学期末試験がない日曜日を設定している。社会人にとっては両日程とも比較的に受験が容易であると思われる。これらにより、法科大学院の入学資格を有するすべての志願

者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっている。

<根拠・参照資料>

・別添資料 30 「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 p. 2

[1. 募集する課程・専攻及び募集人数]

・別添資料 98 同志社大学法科大学院HP 「入試要項」

[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html]

4-5 入学者の適性の適格かつ客観的な評価を行い、著しく適格を欠いた学生の受け入れを行っていないか。

2015（平成 27）年度入学試験から、出願資格において、「法科大学院適性試験の成績が同試験総受験者の下位 15%未満の者の出願資格を認めない」、「日本国内の法科大学院を修了し、「法務博士（専門職）」の学位を有する者には出願資格を認めない」としていたものを削除し、法科大学院適性試験については、選考方法において、「本学の設定する最低基準点に満たない場合は、不合格とする」とした。

しかし、2018（平成 30）年度入学試験から、適性試験の得点下位 15%を基本とした最低基準点を下回る者を受け入れないことをあらかじめ公表し、該当者を受け入れていない。2018（平成 30）年度の最低基準点は 138 点とした。

なお、2019（平成 31）年度入学試験から、法科大学院適性試験の利用が任意化されたことに伴い、本研究科ではこれを利用しないこととした。既修者試験と未修者試験のうち小論文試験を実施するものについては、これまでの小論文試験で適性試験に代替しうることから、適性試験を利用しないことについての対応措置はとくに必要ないものの、未修者試験のうち社会人特別入試と英語優秀者入試については、これまで、適性試験と面接のみによっているため、面接において、長文を読ませてこれについて質問を行う等の措置をとることとする方針で検討が進んでいる。

<根拠・参照資料>

・別添資料 103 同志社大学法科大学院HP 「2018 年度入学者選抜（前期日程・後期日程）における法科大学院全国統一適性試験の最低基準点について」

[http://law-school.doshisha.ac.jp/00_info/170714_apitudetest.html]

4-6 法学既修者の認定基準・方法及びその公表

法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われている。また、その認定基準は、入学試験要項及びホームページにおいて事前に公表されている。

(1) 国家資格や検定試験等の成績のみにより、法学既修者認定又は一部科目の単位免除を行っていない。

(2) 法学既修者認定試験で課す科目

① 2016（平成28）年度入学試験から、既修者認定のための法律科目試験について、憲法、民法、刑法の3科目を必須としつつ、他の2科目として「行政法・商法」受験型、及び「民訴法・刑訴法」受験型の2種類の選択肢を設けた。引き続き、1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象とし、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1・2年次に最大10単位の増加措置を講じている場合には、2年次の増加分を認定科目の対象とするものとなっている。

なお、2017（平成29）年度入学試験から、履修免除試験を導入した。法学既修者として合格し、本研究科への入学を予定している者を対象に実施するものである。この履修免除試験を受験し、一定の水準に達していると認められた場合は、それぞれの受験型で受験対象外となっている科目（「行政法・商法受験型」の場合は民事訴訟法及び刑事訴訟法、「民訴法・刑訴法受験型」の場合は行政法及び商法）に対応する法学未修者1年次及び2年次配当の「A群基礎科目（必修科目）」の授業科目について履修を免除する。

② それぞれの試験科目につき適切な最低基準点を設定している。100点満点の科目は40点、50点満点の科目は20点である。

③ 法学既修者認定試験のすべての科目で、法的な文書作成能力を評価できるよう、配点のすべてを論述式としている。

(3) 憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目又はあらかじめ認定科目の対象としていない科目がある場合には、1・2年次に法律基本科目の増加措置を講じた際の2年次増加分を含めて、4単位を上限として認定科目の除外とし、入学後に履修することができるものとしている。

(4) 法情報調査を扱う科目等については、法学既修者認定試験による履修免除判定の対象としていない。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 30 「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 pp. 8—12
[7. 選考方法・試験科目・試験会場]
- ・別添資料 30 「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 pp. 14—15
[11. 履修免除試験]
- ・別添資料 98 同志社大学法科大学院HP 「入試要項」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html]

4-7 各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係

本研究科は以下に述べるように4つの選抜方法を実施している。

(1) A方式 法学未修者一般入試

法学未修者一般入試においては、小論文もしくは適性試験第4部の答案、適性試験第1部から第3部及び大学学部等における学業成績を勘案して本研究科における3年間の学修に耐える読解力、文章表現能力、論理的思考能力及び幅広い教養と知識が備わっているかを判定している。

(2) B方式 法学未修者社会人特別選抜入試

社会人特別選抜入試においては、面接試験による評価、自己推薦書、適性試験第1部から第3部によって、本研究科における3年間の学修に耐える読解力、文章表現能力、論理的思考能力及び幅広い教養と知識に加えて、社会人としての経験から得た現実社会に対する深い洞察力、社会人経験に基づく職業上の専門的知見が備わっているかを判定している。

面接試験においては、出願書類を参考にし、その記載内容について質問することで受験者の文章力、思考能力、社会人経験を判定している。

(3) C方式 法学未修者英語優秀者特別選抜入試

英語優秀者特別選抜入試においては、面接試験による評価、志望理由書、英語能力・資格成績、適性試験第1部から第3部によって、本研究科における3年間の学修に耐える読解力、文章表現能力、論理的思考能力及び幅広い教養と知識に加えて、英語によって面接をすることでその英語力及び国際的法曹としての素養を身につける基礎的語学力を判定している。

面接試験においては、出願書類を参考にし、その記載内容について質問することで受験者

の文章力、思考能力を判定している。

(4) D方式 法学既修者入試

法学既修者入試においては、筆記試験（法律科目）の成績、大学学部等における学業成績及び適性試験第1部から第3部によって本研究科における2年間の学修に耐える法律基本科目についての知識と法的判断能力、読解力、文章表現能力、論理的思考能力及び幅広い教養と知識を判定している。

このように、4つの選抜方法はそれぞれ異なる角度から受験者の法曹となる基本的な素養を判定して本研究科における学修に耐える能力が備わっているかを厳格に判定するものである。

しかし、同一人においても上記4つで判定されるそれぞれの能力が全て備わっている可能性も当然あることから、4つの入学試験を全て併願することを認めている。4種の選抜方法でそれぞれ前期日程、後期日程の2度に渡って入学試験を実施している。ただし、前期A方式では本学の出題する小論文試験か適性試験第4部の提出が受験者に課せられているのに対して、後期A方式においては適性試験第4部の採点結果によって判定を行っているが、そこで、審査する能力は読解力及び文章表現能力、論理的思考能力であり、前期日程と後期日程で選抜方針を変えているわけではない。

また、外国人留学生を対象として、以下の2つの選抜方法を実施している。

(1) RA方式 外国人留学生（法学未修者入試）

外国人留学生（法学未修者入試）においては、面接試験による評価、志望理由書、適性試験第1部から第3部及び大学学部等における学業成績を勘案して、本研究科における3年間の学修に耐える読解力、文章表現能力、論理的思考能力及び幅広い教養と知識が備わっているかを判定している。

面接試験においては、出願書類を参考にし、その記載内容について質問することで受験者の文章力、思考能力、日本語能力を判定している。

(2) RB方式 外国人留学生（法学既修者入試）

外国人留学生（法学既修者入試）においては、筆記試験（法律科目）の成績、志望理由書、適性試験第1部から第3部、法律に関する専門能力・資格及び大学学部等における学業成績

を勘案して、本研究科における2年間の学修に耐える読解力、文章表現能力、論理的思考能力及び幅広い教養と知識が備わっているかを判定している。

これら2つの外国人留学生入試は、それぞれ異なる角度から受験者の法曹となる基本的な素養を判定して本研究科における学修に耐える能力が備わっているかを厳格に判定するものであるが、これら2つの判定されるそれぞれの能力がいずれも備わっている可能性もあることから、2つの入学試験を併願することを認めている。なお、外国人留学生入試は前期日程のみの実施である。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料99「2018年度 入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・別添資料30「同志社大学法科大学院2018年度入学試験要項」pp. 8-12
[7. 選考方法・試験科目・試験会場]
- ・別添資料184「2018年度 大学院外国人留学生入学試験要項（抜粋）」pp. 205-206
- ・別添資料98 同志社大学法科大学院HP「入試要項」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html]
- ・別添資料175「同志社大学大学院司法研究科 入学試験問題（2016年度～2018年度）」

4-8 公平な入学者選抜

学内推薦制度は有しない。全ての受験者は入学試験の成績によってのみ合否を判定している。

なお、2015（平成27）年度入学試験時から、本学法学部の早期卒業制度の要件に、本研究科の入学試験に合格することが加えられたが、推薦制度や優先枠を設けるなどはしていない。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料99「2018年度 入学試験の選抜方針・選抜方法について」
- ・別添資料30「同志社大学法科大学院2018年度入学試験要項」p. 8
[7. 選考方法・試験科目・試験会場]内「■選考方法」
- ・別添資料98 同志社大学法科大学院HP「入試要項」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html]内の「審査方法」

- ・別添資料104「同志社大学法学部早期卒業運用細則」

4-9 入学者選抜における競争性の確保

過去5年間で入学者選抜における競争倍率が2倍未満となったことは、本研究科においては一度もなく、競争性の確保に配慮して質の高い受験者にのみ合格の判定を行っている。

年度	受験者数	合格者数	競争倍率
2013（平成25）年度	337	168	2.01倍
2014（平成26）年度	317	158	2.01倍
2015（平成27）年度	379	189	2.01倍
2016（平成28）年度	308	154	2.00倍
2017（平成29）年度	260	130	2.00倍

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「志願者・合格者・入学者数の推移」（表13）

4-10 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

2014（平成26）年度入学試験より、従来の法学未修者入試に加えて、社会経験を有している者を対象とした社会人特別選抜入試及び英語能力が優秀な者を対象とした英語優秀者特別選抜入試を実施し、その能力や経験等を適切に評価したうえで、多様な知識及び経験を有する者を積極的に受け入れている。

このように、本研究科では、法学部以外の学部・研究科の出身者や社会人（本研究科では、「入学時に大学（大学院等を含む。）卒業後3年以上経過している者」をいう。）も積極的に受け入れるとの方針の下、他学部出身者及び社会人の占める割合が3割以上となるよう努めている。入学者のうち法学部以外の学部・研究科の出身者及び社会人の占める割合は、2015（平成27）年度は22.9%、2016（平成28）年度は14.8%、2017（平成29）年度は14.6%である。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 30 「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 p. 3 [出願資格]
- ・法科大学院基礎データ「入学者の内訳」（表 14）

4-11 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合並びにそれらの割合が 2 割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表

入学者のうちに法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合は、直近 5 年間で最大の 2015（平成 27）年度でも 22.9%であるが、3 割以上となるよう努めており、また、その割合が 2 割に満たない数値となった 2013（平成 25）年度～2014（平成 26）年度、2016（平成 28）年度～2017（平成 29）年度の場合を含めて、本研究科における入学者の選抜の実施状況を本研究科ホームページにて公表している。

なお、本研究科における「社会人」の定義は前記の通りであり、抽象的又は広範過ぎるものとはなっていない。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 105 同志社大学法科大学院HP「入試情報アーカイブ」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/result.html]
- ・法科大学院基礎データ「入学者の内訳」（表 14）

4-12 障がいのある者への適正な配慮

身体に障がいのある学生から受験の希望があった場合には、拡大版の六法の準備や試験時間の適正な延長、あるいはパソコンを用いた解答の許可などによって、これまでのところ全て対応することができている。現在、身体に障がいのある学生は在籍していないが、入学者がある場合、必要とされる学修支援をする用意がある。全学的な組織の学生支援センターが、障がい学生支援室を設けており、各学部・研究科と連携をとりながら障がいのある学生へのサポートを行っている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 106 「障がい学生支援制度案内パンフレット」
- ・別添資料 30 「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 p. 17 [13. 障がい等のある受験生の受験に際しての要望について]

4-13 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理

本研究科の入学定員に対する入学者比率は、下の表に掲げたとおり、2013（平成 25）年度及び 2014（平成 26）年度においては、50%を割り過度の不足状態であったが、入学定員を見直した結果、過去 3 年間は、10%以上超過したことはなく、また 50%以上不足となったこともない。

同様に、2013（平成 25）年度及び 2014（平成 26）年度においては、収容定員に対する在籍学生数の比率が 50%を割り過度の不足状態であったが、入学定員を見直した結果、過去 3 年間については、2015（平成 27）年度は 46.1%にとどまったものの、2016（平成 28）年度以降は 50%を超えており、過度の不足状態を脱した。

また、入学者数は評価対象期間である 5 年間で一度も 10 名未満ともなっていない。

年度	入学定員	入学者数	割合	収容定員	在籍者数 (うち休学者数)	在籍学生数比率
2013（平成 25）年度	120 名	40 名	33.3%	360 名	158 名（10 名）	43.9%
2014（平成 26）年度	120 名	47 名	39.2%	360 名	132 名（11 名）	36.7%
2015（平成 27）年度	70 名	70 名	100.0%	310 名	143 名（6 名）	46.1%
2016（平成 28）年度	70 名	54 名	77.1%	260 名	152 名（13 名）	58.4%
2017（平成 29）年度	70 名	48 名	68.6%	210 名	142 名（8 名）	67.6%

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「志願者・合格者・入学者数の推移」（表 13）
- ・法科大学院基礎データ「学生定員及び在籍学生数」（表 15）
- ・法科大学院基礎データ「留年者、退学者数」（表 16）

4-14 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応

学生収容定員を減少させたが、なお、対応は完全に十分とは言い難い。そこで、まず、法科大学院が設置されていない大学の法学部に出向いて説明会を開催するなど日々の学生募集のための堅実な努力を行っている。

また、法学部からの早期卒業による入学者の確保については、繰り返し説明会を実施し、奨学金の確保にも注力するなど、その拡充と学部との連携の強化に努めている。さらに、いわゆる法科大学院キャラバンや小学校・高校での法律討論会の実施や模擬法廷の見学など法科大学院・法曹そのものについての啓蒙を含む広報活動の充実を実施している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 107「法学部があり法科大学院を有しない大学に対する入試広報活動（メモ）」
- ・別添資料 108「早期卒業制度を利用した司法研究科（法科大学院）への進学に関する説明会」
- ・別添資料 109「小学生のための刑事裁判入門〔児童用〕」
- ・別添資料 110「高校生模擬裁判交流戦実施要領」
- ・別添資料 111「同志社大学法科大学院入試説明会・入試問題解説」

4-15 責任ある実施体制の下での適切かつ公正な入学者選抜の実施

入学試験は、本研究科の専任教員の協力の下に実施されている。その中心となるのは、「司法研究科入試実行委員会」である。同委員会は、教授会で決定した次年度の入学試験要項に基づいて、当該入学試験の実施・運営に関する業務及び合否判定原案の検討に関する業務等を厳格に行っている。なお、同委員会は、研究科長、教務主任及び研究主任を中心に構成されている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 101「同志社大学司法研究科入試実行委員会規則」

[点検・評価（長所と問題点）]

入学定員の変更は、適正な入試競争倍率を存続させるのと同時に、2Lや3Lの演習科目で1クラス10名程度の密な少人数教育をもたらした。2016（平成28）年度においては、2Lの演習科目では1クラス当たり15名前後に復したことにより、授業での活発さが向上している。また早期卒業によって学部から優秀な学生が入ってくることにより、全体として学生のレベルも回復傾向にあるといえる。

[将来への取り組み・まとめ]

(1) 志願者数が激減している状況の中で、優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するために、入学試験の成績と入学後の学業成績、修了後の司法試験の結果との相関関係を踏まえたうえでの、今後とも入試制度を改革していくことが必要である。あわせて法科大学院をとりまく環境を注視しながら、一定の学力を担保するために実質競争倍率2倍を超えるよう、継続的な見直し作業や入試制度改革が不可欠である。

(2) 志願者数が激減している状況の中で、より多くの優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するため、学内外で一層広報活動を推進することが不可欠である。

(3) 優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するための、また多様な知識及び経験を有する他学部出身者及び社会人を受け入れるための方策を検討しなければならない。社会人特別選抜入試、英語優秀者特別選抜入試については、今後とも地道に受験者確保に努めなければならない。

5 学生支援

[現状の説明]

5-1 心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備及び効果的な支援の実施

学生の健康面については、本研究科のある建物内に保健センターがある。同センターは月曜日から金曜日までの定められた時間帯に診療を行っており、学生については、受診者に代わって大学が医療費（保険診療分のうち自己負担分）を同センターに支払うことになっている。なお、同センターは学生健康診断も毎年1回実施している。

学生相談のための大学全体の組織として、カウンセリングセンターがある。本研究科の学生に特有の問題に関する生活相談については、学生担当の教務主任と、学生支援委員会が担当している。指導教授や学生の希望する教員も適宜相談に応じており、事務職員が相談に応じることもある。なお、相談を受けた場合は、学生のプライバシーに配慮しながら、学内の関係部課とも連携をとり、対応している（資料5-1）。

<根拠・参照資料>

・別冊資料B「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」p.228

資料5-1

2017法科大学院シラバス・履修の手引（抜粋）	
10. 健康	
①保健センター	
◆ 毎年1回定期健康診断を行っています。	
◆ 診療（内科）	
	寒梅館2階
開室時間 (健康相談含む)	月～金 9:00～12:00 13:00～19:00
診療時間	精神保健相談 月・水・金 予約制
	一般診療 月・水・木 13:00～16:00 (受付は15:30まで) 火・金 14:00～18:00 (受付は17:30まで)
※休暇中などは変更になることがあります。	

病気・けが・その他学内での救急処置、心身の悩みがあるとき、通常の診察などは、寒梅館2階の保健センターを訪ねてください。

診療時間外でも救急業務は行っており、緊急時にはセンターより看護師が直ちに出向きます。保険診療の自己負担分は大学が負担するため、保健センター窓口での支払いはありません。受診に際しては学生証と健康保険証あるいは遠隔地被扶養者証が必要です。

(3) 下宿

学生生活課（寒梅館1階、075-251-3281）にご相談ください。

② カウンセリングセンター

今出川校地 寒梅館1階北側	
月・水・金	9:00～11:30
	12:30～17:00
火・木	9:00～11:30
	12:30～19:00

学業・性格・心理・進路等の問題や悩みに関することは、カウンセリングセンターに相談してください。友人や家族と一緒に結構です。電話（075-251-3275）による予約も受け付けています。

相談内容：・修学上の問題、留学、課外活動など

- ・対人関係、性格、異性関係など
- ・心理上の悩み、心身の健康など
- ・生活体験、能力、適性など
- ・経済上の問題、下宿、不測の事故、トラブルなど

(出典：2017法科大学院シラバス・履修の手引 p. 228)

5-2 各種ハラスメントに関する規程と相談体制の整備及び学生への周知

キャンパス・ハラスメントについては、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン」に従い、相談員が配置されている。「キャンパス・ハラスメント防止のために」というタイトルでパンフレットを作成し、学生をはじめとする本学の全ての構成員に対して内規等を掲示及び大学ホームページにて周知するとともに、キャンパス・ハラスメント防止のための啓発活動を行っ

ている。2014（平成26）年には、本研究科専任教員を対象にしたキャンパス・ハラスメント講習会を実施した。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 112 「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」
- ・別添資料 113 「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン」
- ・別添資料 114 「キャンパス・ハラスメント防止のために」

5-3 奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制の整備

本研究科独自に、授業料相当額給付制の奨学金制度を設けており、2013（平成25）年度入学生から新たに2年間の授業料相当額の給付を受けることのできる奨学金制度を新設した（第1類奨学金（法学既修者のみ））。従来どおりの単年度の授業料相当額の給付を受けることのできる奨学金（第2類奨学金）や単年度の授業料相当額の半額の給付を受けることのできる奨学金（第3類奨学金）も残されている。その結果、第1類奨学金の給付を受けた者は2016（平成28）年度に41名、2017（平成29）年度に52名、第2類奨学金の給付を受けた者は2016（平成28）年度に46名、2017（平成29）年度に22名、第3類奨学金の給付を受けた者は2016（平成28）年度に2名、2017（平成29）年度に18名であった。また、学費の支弁に支障のある学生に対して授業料相当額を限度とする貸与奨学金制度も設けている。この貸与奨学金は無利息であり、原則として希望者全員に貸与が可能ないように予算的措置を講じている。さらに、本学出身者（3年次飛び入学者を含む）に対して入学後に入学金相当額を給付する「司法研究科特別支給奨学金」も設けている。この奨学金の給付を受けた者は、2016（平成28）年度に23名、2017（平成29）年度に25名であった。

これらの奨学金制度は、入学試験要項や本研究科パンフレット、本研究科ウェブサイトにもその概要を掲載している。

奨学金をはじめとする学生生活の支援は、大学全体の組織である学生支援センターが行っている。

	2016（平成28）年度	2017（平成29）年度
第1類（2年間継続型単位授業料相当額）	41名	52名
第2類（単年度給付型単位授業料相当額）	46名	22名
第3類（単年度給付型単位授業料相当額の1／2）	2名	18名
司法研究科特別支給奨学金	23名	25名

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 115 「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程」
- ・別添資料 116 「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程」
- ・別添資料 117 「同志社大学大学院司法研究科特別支給奨学金規程」
- ・別添資料 30 「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 pp. 19－20
- ・別添資料 2 「同志社大学法科大学院パンフレット 2018 年度版」 p. 32
- ・法科大学院基礎データ「奨学金給付・貸与状況」（表 17）
- ・別添資料 118 同志社大学法科大学院HP「学費・奨学金」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/free_scship.html]

5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制の整備

身体に障がいのある学生から受験の希望が出された場合には、これまでのところ全て対応することができている。現在身体に障がいのある学生は在籍していないが、入学者がある場合、必要とされる学修支援をする用意をしている。

施設面では、寒梅館内の本研究科に関係するエリアには、エレベータにより教室のある2階、4階及び5階へ上がることが可能である。また、2階には車椅子に対応するための机を用意しており、必要に応じて施設部門との連携により、机を搬入することが可能である。自習室や図書室においても、段差のないバリアフリー設計となっており、トイレについても各

階に1室ずつ車椅子に対応したトイレを設けている。

一方、支援体制としては、全学的な組織の学生支援センターで、障がい学生支援室を設けており、各学部・研究科と連携をとりながら障がいのある学生へのサポートを行っている。

発達障害等のある学生については、全学的な組織として、カウンセリングセンター内に特別支援オフィスを設け、学生に対するサポートを行っている。

また、2014（平成26）年度には発達障がい等があり困難を抱えている学生への対応について、カウンセリングセンターより臨床心理士を招いて研修を受けた。

2018（平成30）年4月からは、障がい学生から配慮の申出があった場合には、障がいの内容によらず、カウンセリングセンター（特別支援オフィス）や障がい学生支援室のコーディネーターを仲介者として、本研究科と障がい学生及びコーディネーターの三者で授業・試験等につき合理的な配慮の内容について合意した上で、合意内容を文書化し、その内容につき研究科長が責任を持って担当する教員に対して合意内容を履行するよう要請するという制度を設けることとした。

これにより障がい学生に対する学修上の配慮の内容をきめ細かなものとするとともに、配慮の履行を担保することが出来ることとなった。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 119 「障がい学生支援制度 教職員のためのガイド」
- ・別添資料 120 「困難な学生への対応」 研修会資料
- ・別添資料 121 「合理的配慮の内容に関する決定手続の見直しについて」

5-5 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等

2014（平成26）年度には、休学者21名（春学期11名、秋学期10名）、退学者10名、除籍者2名、2015（平成27）年度には、休学者14名（春学期6名、秋学期8名）、退学者16名、除籍者2名、2016（平成28）年度には、休学者24名（春学期13名、秋学期11名）、退学者15名、除籍者1名、2017（平成29）年度には、休学者13名（春学期8名、秋学期5名）、退学者7名、除籍者0名であった（休学者は延べ人数）。学生から休学及び退学の相談や申し出があった場合には、学生担当の教務主任、学習支援委員会委員の教員、指導教員らが学生の相談に応じ、学生にとって最善の選択ができるように助言している。休学、退学、除籍は教授会の審議事項とするとともに、学期ごとに休学、退学、除籍の状況を報告し教員

全員が休学と退学の状況について情報を共有している。（資料5－2）

資料5－2

年度	休学者（延べ人数）	退学者	除籍者
2014（平成26）年度	21名（春学期11名、秋学期10名）	10名	2名
2015（平成27）年度	14名（春学期6名、秋学期8名）	16名	2名
2016（平成28）年度	24名（春学期13名、秋学期11名）	15名	1名
2017（平成29）年度	13名（春学期8名、秋学期5名）	7名	0名

<根拠・参照資料>

・法科大学院基礎データ「留年者、退学者数」（表16）

5－6 進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備

（1）就職支援

2007（平成19）年度から、希望する修了生から自己紹介書の提出を受け、本研究科教員等の関係者の閲覧に供し、同志社法人内諸学校出身の法曹からなる「同志社法曹会」にも情報を提供している。また、大学主催で行われる企業との就職懇談会（大阪）に就職委員が参加して、採用の働きかけをしている。企業等からの求人募集や就職説明会の案内があった場合には、掲示等により学生に周知している。さらに、企業等が就職関係の説明会の開催を申し入れた場合には、会場を提供するなどをして積極的に対応している。また、本研究科主催の就職関連のガイダンスとして、公務員ガイダンスや、企業内法務担当者との交流会を実施している。

本研究科修了生の組織である「寒梅会」や実務家教員の協力を得て、適時、就職説明会や就職座談会、講演会等を開催するなど、学生の法曹としてのキャリア設計を促す機会も設けている。

2014（平成26）年度からは、H群実務関連科目の「エクスターンシップ」において、企業の法務部門で研修を行うクラスを新たに設け、株式会社ワコールホールディングスや三洋化成工業株式会社など4社で実施している。また、2015（平成27）年度からは、自治体の法務部門でも研修が実施できるようになり、四日市市で実施した。2017（平成29）年度は、企業の法務部門で4名、自治体の法務部門で1名が研修を受けた。

このほか、明治大学を中心とする12大学の法科大学院と共同で、2007（平成19）年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択された「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」プロジェクトに取り組んだ結果、ウェブサイトは、2008（平成20）年5月から本格的に稼働し、6月中旬からは求人情報が公開され、本研究科修了生、在生も利用している。

（2）司法研究科就職支援チーム

司法試験に合格することが厳しい状況を迎える中で、学生のキャリア支援を強化するため、2009（平成21）年10月に、本研究科に司法研究科就職支援チームを設置し、専属の職員（非常勤嘱託）を配置して、法律事務所の採用情報収集、民間企業の法務職採用情報収集、修了生の就職先の開拓、交渉、就職相談対応等を行っている。求人開拓を行った企業は約100社以上にのぼる。

修了生の進路等の把握については、修了式の際に連絡先を提出してもらいデータベース化しており、司法試験受験の意思確認も含めて進路等の把握に努めている。また、修了後も継続して司法試験に向けた勉強を続ける学生のために、希望者のためにメーリングリストを開設して、定期的に連絡をとっている。

設置後約8年間で計218名、延べ1005回の相談があり、うち104名の就職が決定（内定を含む）している（司法試験合格者も含む）。就職先は一般企業や官庁など多方面に及んでいる。

（3）サーティフィケーション・システム

修了生に対して、就職活動に活用できるよう、修了時における成績に基づいて、次の基準により成績優秀者に証明書を発行している。

- ① 全科目の総合成績GPA20%以内の該当者に「極めて優秀」もしくは「優であることを示す証明書。
- ② 本研究科が定める特定の専門分野のGPA3.3以上の該当者に「極めて優秀」もしくは「優秀」であることを示す証明書。
- ③ 修了時における総合成績順位を示す証明書。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料122「公務員ガイダンス」案内

- ・別添資料 123 「ロースクール生と企業内法務担当者の交流会」案内
- ・別添資料 186 「就職説明会」案内
- ・別冊資料B 「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」 p. 218
- ・別添資料 124 「2017 年度就職懇談会開催のご案内について（お願い）」
- ・別添資料 125 「同志社大学大学院司法研究科アラムナイ・アソシエーション 寒梅会」 H P [http://kambaikai.jp/]
- ・別添資料 126 同志社大学法科大学院H P 「修了生のサポート体制」 [http://law-school.doshisha.ac.jp/04_graduate/semi.html]

[点検・評価（長所と問題点）]

（１）司法試験の不合格者等、修了生の進路にはとりわけ厳しいものがある状況の中で、就職支援チームを中心にして学生の進路を切り拓く活動が強化されてきており、また同チームに対する学生の信頼も強まってきている。また、企業法務・自治体法務職への進路も視野に入れた説明会が定着しつつある。

（２）H群実務関連科目の「エクスターンシップ」について、企業の法務部門で研修を行うクラスを新たに設けた。2015（平成 27）年度からは、企業に加え自治体の法務部門でも研修ができるように派遣先を拡充した。

[将来への取り組み・まとめ]

（１）「企業・自治体法務に関する説明会」及び「エクスターンシップ」については、対象となる企業や地方自治体を更に増やす必要がある。

（２）法科大学院を取り巻く極めて厳しい状況がある中で、学生がこの状況を認識して、法曹としての進路あるいはそれ以外の進路についてしっかりとした方針を持って勉学に励むよう、あるいは社会人としての常識等を身につけるよう指導を強めることが求められる。

6 教育研究等環境

〔現状の説明〕

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

本研究科の諸施設は、寒梅館の2階、4階及び5階に配置されている。

〔寒梅館2階〕

寒梅館2階には、講義用教室3室（50名収容、76名収容、118名収容）、演習用教室4室（各30名収容）及び模擬法廷兼用教室1室（50名収容）の8室がある。

講義用教室及び演習用教室は、法科大学院での双方向・多方向の授業形態を考慮し、学生席は教卓を中心に馬蹄形ないし扇形に配置している。本学の教室は全て教務部が一括管理しており、寒梅館の教室も例外ではないが、上記の教室は本研究科の授業のために優先的に使用することが認められている。本研究科が使用しない時間帯における臨時的な使用を除き、上記の教室で、他学部・他研究科の授業等を行われていない。教室には、固定式のプロジェクターも設置している（模擬法廷兼用教室を除く）。模擬法廷兼用教室には、音声認識による自動収録システムを備えた法廷シーンの撮影設備を設置している。

〔寒梅館4階・5階〕

寒梅館の4階・5階は、本研究科の専用フロアであり、本研究科が管理・運営を行っている。

4階には、司法研究科事務室、図書室、情報検索室、学生自習室、学生共同研究室、学生用ラウンジがある。学生はLANを使うことにより、学生自習室等から図書室所蔵の図書の検索やオンライン・データベースの利用が可能である。

5階には、教員用個人研究室（31室：専任教員・みなし専任教員・客員教員・派遣裁判官・派遣検察官等が使用）、教員用ラウンジ、講師控室、客員教員室、面談室、教員共同研究室、研究科長室兼応接室、就職支援チーム室、教材印刷室、教員・学生交流ラウンジ、セミナー室（2室）、学生共同研究室、学生談話室、学生自習室がある。

教員と学生の面談は、面談室のほか、教員個人研究室、研究科長室兼応接室、教員・学生交流ラウンジで行うこともできる。

〔図書室の設備〕

図書室及び情報検索室は、本研究科専用である。図書室の座席数は60席、図書室に隣接し

た情報検索室の座席数は20席である。また、PC35台（内蔵書検索用、CD-ROM閲覧用各1台）とプリンタ1台、コピー機3台を図書室に、PC20台とプリンタ1台を情報検索室に設置している。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「講義室、演習室等の面積・規模」（表19）
- ・別添資料127「寒梅館図面」
- ・別添資料2「同志社大学法科大学院パンフレット2018年度版」pp.36-37
- ・別添資料128 同志社大学法科大学院HP「学習環境」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/facilities.html]

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備及びその利用時間の確保

4階・5階の学生自習室には383台のキャレルを設置しており、学生は、1人1台のキャレルを固定席として休・祝日を問わず24時間利用することが可能である。また、固定席の自習室以外にも、5階に自習スペースを設けており、学生間で勉強会などの自習をする際には利用することができる。

さらに、学生数に対してキャレル数に余裕があるため、司法試験準備のためにキャレルの使用を希望する修了生には、「司法試験準備生」という制度を設けて、一定の利用料を徴収し、自習室のキャレルを固定席として使用することを認めている。

また、自習室が24時間開室しているため、寒梅館5階フロア（教員研究室・修了生が使用する自習室）及び4階フロア（事務室・図書室・学生自習室）への入口は月曜日から金曜日は夜間（18時から翌日8時30分）を、土曜日・日曜日・祝日は終日施錠している。この時間帯の入館については、学生は学生証、教職員は社員証で開錠することができる。なお、寒梅館の1階には守衛室があり、こちらも終日24時間体制で警備員が常駐しており、学生の安全面での配慮は万全である。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「講義室、演習室等の面積・規模」（表19）
- ・別添資料127「寒梅館図面」
- ・別添資料129「同志社大学大学院司法研究科自習室利用規則」
- ・別添資料130「同志社大学大学院司法研究科修了生の学生自習室等の利用に関する申合せ」
- ・別添資料2「同志社大学法科大学院パンフレット2018年度版」pp.36-37

- ・別添資料128 同志社大学法科大学院HP「学習環境」

[http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/facilities.html]

6-3 障がいのある者のための施設・設備の整備

寒梅館内の本研究科に係るエリアには、エレベータにより教室のある2階、4階及び5階へ上がることが可能である。また、2階には車椅子に対応するための机を用意しており、必要に応じて施設部門との連携により、机を搬入することが可能である。自習室や図書室においても、段差のないバリアフリー設計となっており、トイレについても各階に1室ずつ車椅子に対応したトイレを設けている。

6-4 情報インフラストラクチャーの整備

教室、学生自習室等には、無線LANが整備されているほか、全ての席にPC用情報コンセントと電源コンセントが備えられている。また、図書室及び情報検索室にはPC55台(内、蔵書検索性、CD-ROM閲覧用各1台)を設置しており、大学から付与されているアカウントにより、学生は自由に利用することができる。教員用個人研究室、講師控室、客員教員室、面談室にも、PC用情報コンセントが備えられている。

教員は、同志社大学の学修支援システム「DUE T」及びe-learningシステムである「e-class」を利用することにより、ネットワークを通じて学生に連絡事項を伝えたり、授業の教材を配付したりすることができる。また、学生による効率的な自習を可能にするため、TKC社提供の「法科大学院教育研究支援システム」も導入している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料131「同志社大学情報教育環境ガイドブックより抜粋「学習支援システム『DUE T』」」
- ・別添資料132「同志社大学情報教育環境ガイドブックより抜粋「学習支援システム『e-class』」」
- ・別添資料133「同志社大学 ITサポートオフィス 情報教育環境ナビゲーションHP「利用規程・申合せ」」

[<http://it.doshisha.ac.jp/information/regulation/regulation.html>]

- ・別添資料134「同志社大学法科大学院教育研究支援システムHP」

[<https://ls.lawlibrary.jp/LS/loginform.aspx?P=35C>]

6-5 教育研究に資する人的支援体制の適切な整備

教育活動を支援する体制として、授業教材の検索・印刷・製本作業を補助する職員を事務室内に配置している。他の支援体制として、ティーチング・アシスタント（TA）制度がある。本制度では、授業教材の準備・授業運営補助等の教育補助業務者として、本研究科在学生又は法学研究科の学生をTAに任用することができる。また、TAと比較して担当できる業務に制限があるが、スチューデント・アシスタント（SA）を任用することも可能である。研究のための資料・機材の購入や内外の学会などへの参加などの研究活動の支援体制としては、全学の研究支援組織として研究開発推進機構が設置されている。これらの研究活動の支援については、同組織が全て対応するが、事務室内にも研究活動支援業務を担当する職員を配置している。

図書室においては、2017（平成29）年5月1日現在で、5名が閲覧サービス業務を交代で担当している（学外業者への業務委託）。全員が、司書資格を有する者であり、開室時間中は常時資格者が窓口において対応できるようにしている。情報検索応用能力試験2級（サーチャー）や初級システム・アドミニストレータの保有者もいる。また、担当者は研修会や講習会等に積極的に参加し、法情報調査能力の向上に努めている。

開室時間中、レファレンス対応能力のある職員が常駐し、図書の貸出・返却はもちろん、文献・資料の所蔵調査や判例検索、キーワードからの文献情報検索等を短時間で行える体制を確立している。また、改訂版が出た場合には、旧版に目印を貼付するなど、利用に便利なサービスを行っている。

教員に対しては、メールや電話でのレファレンスにも応じている。また、新着雑誌については、申請のある教員に対して10点（本研究科所蔵以外の雑誌も含む。）までコンテンツサービス（雑誌目次情報の提供）も行っている。また、新着図書のリストを毎週掲示板に掲示し、情報誌（「データベース紹介」、「図書室だより」等）を発行するなど、学生・教員に対して有用な情報を提供している。

情報検索室等において、教員、学生が情報機器類を操作する際の支援のため、メディア・サポーターが定期的に待機している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 50 「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」
- ・別添資料 51 「同志社大学スチューデント・アシスタントに関する申合せ」
- ・別添資料 135 「同志社大学大学院司法研究科 図書室利用案内」
- ・別添資料 136 「図書室だより」
- ・別添資料 137 「データベース紹介」
- ・別添資料 52 「メディア・サポーター」

6-6 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

本研究科の図書及び資料の所蔵状況は、2017（平成 29）年 5 月 1 日現在で、図書約 21,112 冊（内外国書 3,380 冊）、逐次刊行物約 365 種、視聴覚資料（憲法教材ビデオ 15 点・アメリカ法参考 DVD 17 点・辞典 CD-ROM 等）、オンライン・データベース 9 種（LLI 判例秘書アカデミック版、TKC ローライブラリー、D1-Law.com、WestlawNext、Lexis.com、Westlaw.com、Hein online、Beck-online、Juris online）である。学生は、LLI オンライン、TKC ローライブラリーを含む複数のオンライン・データベースに自宅からもアクセスすることが可能である。

本研究科では、研究科内の常設の委員会の一つとして、研究教育環境委員会を設置し、教員の教育・研究及び学生の学修に必要な図書及び資料を整備するための予算や図書購入の内容等について検討、決定している。毎年度当初に委員会を開催するとともに、必要に応じて適宜開催することとしている。また、各教員が、随時、図書室に所蔵すべき図書及び資料を選別し、購入を求めることができる体制もとっている。

専任教員以外の派遣裁判官・派遣検察官についても、図書購入を希望することができる。図書収集等の担当職員は、各教員に対して、新刊図書のリストなど、図書室に所蔵すべき図書及び資料の選別に必要な資料を定期的に提供し、図書購入に関しては、学生からのリクエストも受け付けている。

図書・資料を適切に管理、維持するため、年に 1 回、蔵書の総点検を実施するとともに、日常的にも点検し、再製本、修理等が必要な場合には、直ちに対応している。開架方式であるため、図書等の配置が正常であるか等の点検も日常業務に組み込んでいる。また、図書の無断持ち出しを防ぐため BDS（入退館管理システム）も設置している。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「図書、資料の所蔵数」（表 20）
- ・別添資料 138 「2017 年度第 1 回研究教育環境委員会記録」

6-7 図書館の開館時間

図書室・情報検索室の開室時間は、全学長期一斉休暇期間（8月、12月、1月）を除き、毎日開室している。

授業がある期間の開室時間は2018（平成30）年度においては、月曜日～金曜日は8：45～22：00、土曜日は8：45～18：00、日曜日は9時～18時である。授業の開始時間は9時であり、原則として最終講時は21：40、土曜日は16：25までである。したがって、授業開始前及び最終授業終了後の図書室・情報検索室の利用が可能となっている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 139 「同志社大学大学院司法研究科図書室利用規則」
- ・別添資料 135 「同志社大学大学院司法研究科 図書室利用案内」

6-8 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

本研究科の教職員と学生は、本学発行の身分証の提示により、隣接するキャンパス内にある本学の総合図書館である今出川図書館、法学部図書館を利用し、資料の貸与を受けることができる。本学以外の国内外の法科大学院等との間では、私立大学図書館協会京都地区協議会共通閲覧証協定により、協定参加館へは事前申込みをせずに直接閲覧に行くことができる。また、公益財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システムにより、加盟大学が所蔵する資料の閲覧を中心に利用できる。個別の大学では、関西大学、関西学院大学、立命館大学（関西四大学）の所蔵する資料の閲覧ができる。また、古くから大学間での交流がある早稲田大学との間では、早稲田大学図書館の所蔵資料の閲覧ができる。これら以外に、資料の取り寄せでは、本研究科図書室の職員が、学生からのリクエストに応じて、各機関のレファレンスカウンターを通じて、学術情報・資料の有無と複写等依頼の可否を調査している。複写等が可能な場合には、今出川図書館を通じて、依頼を行っている。本研究科におけるレファレンスサービスの利用は、2017（平成29）年度においては、月3回から6回程度である。他の法科大学院等から本研究科図書館への相互利用の依頼については、今出川図書館が受付館とな

り、今出川図書館の担当者が本研究科図書館に来館し、必要な作業を行っている。

国内の他の法科大学院発行の紀要の収集は、全て寄贈によるものであり、36タイトル（大東文化大学法務研究科の日本語紀要と英語紀要2タイトルを含む）である。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料140「他大学紀要リスト（司法研究科図書室 受入れ）発行順」

6-9 専任教員の授業担当時間の適切性

専任教員は適切な教育の準備及び研究に専念できるよう、翌年度の開講準備の際に、本研究科以外の本学他学部・他研究科での授業負担の予定と他大学での授業負担の予定を調査し、本研究科での担当授業とあわせて年間30単位を超えないように留意している。また、みなし専任教員については、上限である15単位を超えないよう留意している。専任教員及びみなし専任教員の担当単位数は、以下の表6のとおりであり、30単位以上授業を担当している教員は、存在していない。

表6-1、6-2

表6-1 授業担当単位数<<同志社のみ>>		表6-2 授業担当時間数<<他大学含>>	
単位 \ 年度	2017 (平成29)	単位 \ 年度	2017 (平成29)
20未満	17	20未満	17
20以上25未満	7	20以上25未満	7
25以上30未満	2	25以上30未満	2
30以上	0	30以上	0
計	26	計	26

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「専任教員個別表」（表7）

6-10 各専任教員に対する個別研究室の用意

教員用個人研究室（18.4～22.5 m²）は、教室及び自習室がある寒梅館の5階にある。同じ階には学生との面談室もあり、学生からの個別相談も受けやすい配置となっている。研究室内には、執務用机、長机、学生対応用椅子、書架が標準仕様として備え付けられている。必要に応じて書架を増設することも可能であり、PCやプリンタ等、教育・研究に必要な機器については個人研究費で購入することも可能である。

<根拠・参照資料>

- ・法科大学院基礎データ「専任教員個別表」（表21）

6-11 教員の研究活動に必要な機会の保障

本研究科の専任教員（みなし専任教員、任期付教員は除く）は、「同志社在外研究員規程」、「同志社大学在外研究員内規」、「同志社大学国内研究員規程」に基づいて、在外研究や国内研究を申請することができる。2014（平成26）年度～2017（平成29）年度にかけての在外研究者・国内研究者は以下の表6-3のとおりである。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料141「同志社在外研究員規程」
- ・別添資料142「同志社大学在外研究員内規」
- ・別添資料143「同志社大学国内研究員規程」

表6-3

研究専念期間利用実績及び2014（平成26）から2017（平成29）年度		
	研究専念期間	滞在先
木下 孝治	2012年8月23日～2014年8月22日	フランクフルト大学法学部同大 学保険法研究所（ドイツ）
奥村 正雄	2013年4月1日～2013年7月15日	オックスフォード大学法学部 （イギリス）
園田 賢治	2014年8月27日～2016年8月26日	ボン大学国際民事訴訟法・紛争管 理研究所（ドイツ）
HANS PETER MARUTSCHKE	2014年10月1日～2015年3月20日	ハーゲン大学日本法研究所等 （ドイツ等）
高橋 宏司	2016年8月22日～2017年8月20日	国際連合法務部国際商取引法課 （オーストリア）
COLIN P. A. JONES	2017年10月1日～2018年9月30日	グアム大学（アメリカ）
古江 頼隆	2013年9月24日～2014年9月23日	国内研究
占部 裕典	2015年10月1日～2016年9月30日	国内研究

6-12 専任教員への個人研究費の適切な配分

すべての専任教員に個人研究費（年間49万円）が配分されている。ただし、本研究費については、新任教員は着任時、それ以外の教員は前年度11月末までに研究計画を記した書類により、交付申請手続きをする必要がある。また、個人研究費の交付を受けた場合、当該年度の3月末までに研究経過・成果報告書の提出が必要である。個人研究費以外には、本学会を会場校として開催する学会への補助である学会補助金や、専任教員が専門分野に関する著作を出版する場合の刊行費の一部助成をする研究成果刊行助成等がある。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料144「個人研究費の取扱要領」
- ・別添資料145「学会開催補助に関する取扱要領」
- ・別添資料146「研究成果刊行助成に関する取扱要領」
- ・法科大学院基礎データ「専任教員の個人研究費等」（表12）

[点検・評価（長所と問題点）]

教育のための施設、学生の自習室、図書室、情報インフラストラクチャー、研究のための施設や研究費、これらの有効な活用のための人的支援体制は基本的には整備されており、さらなる充実を如何に行うかが問題である。

今後は、学生定員及び教員定員の削減により余裕が出てくるスペースについて、有効的に活用できるよう検討・整備が必要である。

学生自習室については、さらなる環境の改善のため、計画に基づき整理を進めている。机の上部や本棚に置かれている教科書類が地震の際に落ちてこないように高さを制限する、また机間の通路の十分な広さを確保するなどの安全対策を中心とし、空気の清浄さや衛生面への配慮も可能な限り進める予定である。

[将来への取り組み・まとめ]

本研究科における教育研究環境委員会は研究主任を委員長とする研究科内の委員会であるが、今後、学生の在籍数等の増減、図書室における蔵書の増加、電子資料などの資料の高額化、施設の老朽化などの環境の変化に対して、どのような対応が必要となるのかを、上記教育研究環境委員会を中心に計画的な検討を行う必要がある。

7 管理運営

【現状の説明】

7-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

「同志社大学専門職大学院学則」第46条第1項に基づいて、本研究科の管理運営に関する重要事項を審議する教員組織として司法研究科教授会（以下「教授会」という。）を置き、同学則第46条第5項に基づいて、教授会の組織及び運営に関する事項を、「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」に定めている。教授会の構成員は、本研究科の専任教員としており、准教授や特別客員教授も含めている。教授会には、事務職員（事務長・係長）も陪席している。

「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」第3条第5項では、「研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。」としており、2003（平成15）年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者（みなし専任教員）に対しても、毎回、教授会の開催を通知し、欠席者には当日配付された資料を手元に届けている。

教授会は、原則月2回開催し、「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」第4条に定める本研究科の運営に関する重要事項を審議している。また、教育推進委員会（2017（平成29）年度は執行部のメンバー4名及びみなし専任教員を含む計9名の委員で構成）及び教育推進会議（本研究科の科目を担当する全教員がメンバー）を設け、カリキュラム、授業内容及び方法の工夫・改善、成績評価、在学生・修了生に対する学修サポート等につき、検討を行っている。

また、教授会への提案内容やその他本研究科の管理運営に関する事項を検討するため、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に定められた教学組織の役職者（研究科長、副研究科長（主任の1名が兼任）、教務主任4名、研究主任1名）による執行部会議を週1回開催しており、事務職員（事務長・係長）も陪席している。

本学の運営に関する重要事項については、学長、副学長、各学部長・研究科長等で構成される部長会での審議を経て学長が決定する。学則改正を伴う教育課程の改正、教員の採用人事・昇任人事等については、部長会での承認を得ることが必要であるが、部長会では、各学部・研究科教授会での決定内容を尊重した審議が行われている。大学院の学位授与に関する事項については、学長、各研究科長、教務部長で構成される研究科長会での審議を経て学長が決定することとなっているが、課程修了の要件は「同志社大学法科大学院学則」第11条

に明記されており、本研究科教授会の決定が尊重されている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 29 「同志社大学専門職大学院学則」
- ・別添資料 147 「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」
- ・別添資料 74 「司法研究科教育推進委員会規則」
- ・別添資料 148 「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」
- ・別添資料 149 「同志社大学部長会規程」
- ・別添資料 1 「同志社大学法科大学院学則」
- ・別添資料 150 「同志社大学大学院研究科長会内規」

7-2 管理運営に関する規程等の整備及びその運用

前述のとおり、本研究科に関する規程として、本学では「同志社大学専門職大学院学則」及び「同志社大学法科大学院学則」を制定しており、これらの規程に基づき、本研究科で「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」等を整備し、管理運営にあっている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 29 「同志社大学専門職大学院学則」
- ・別添資料 1 「同志社大学法科大学院学則」
- ・別添資料 147 「同志社大学司法研究科教授会規則」

7-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性

「同志社大学専門職大学院学則」第 47 条に基づき、本研究科には、本研究科の学務を管掌する研究科長が置かれている。研究科長は、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に基づいて、教授会の場において専任教員から無記名投票によって選出されている。任期は 1 年である。研究科長は教授会を招集し、主宰する。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 29 「同志社大学専門職大学院学則」
- ・別添資料 148 「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」

7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担

本研究科は独立研究科であるが、同志社大学において学問分野を同じくする法学部・法学研究科との教育・研究上の連携を図りながら教育内容等の充実に努めるために、両学部・研究科の執行部が適宜、相互の連携について協議を重ねている。また、本研究科に法学部連携委員会を設置し、法学部の法職委員や法学部・司法研究科連携検討委員会と協議を重ねている。その結果、法学部の課外講座である法職講座において、本研究科の教員や在学生、修了生が講師となり、法学部生に対して学修サポート、法科大学院の教育内容や入試の案内、法律に関する職業の紹介等を行うとともに、法科大学院進学希望者を対象とした法学部科目を本研究科の教員が担当し、法学部生に対する教育に積極的に携わっている。また、制度面においては、2015（平成27）年度入学生から法学部の早期卒業制度が本研究科への進学にも利用できるようになった。

全学的には、本研究科執行部の各主任が定例の各種全学委員会等に出席し、他の部局一般と、教育・研究上の連携を図っている。

なお、人事的連携については、法学部教員から本研究科教員への移籍任用にかかる「法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則」を「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」及び「司法研究科人事委員会規則」に置いている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 93 「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」
- ・別添資料 92 「司法研究科人事委員会規則」

7-5 教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保

本学の予算は、毎年度、学長及び全学諸機関の長で構成される予算委員会及び学長、副学長、各学部長・研究科長、各学部等で選出された教員及び事務局長で構成される大学評議会での審議を経て学長が決定する。本研究科における教育研究活動等の予算も、他学部・他研究科と共にこの会議で審議されている。

教員の「個人研究費」、教員用の学術資料購入経費（「研究室学術資料費」）、学生用の学術資料購入経費（「大学院学術資料費」）、本研究科教育の運営経費（「大学院教学充実

費」）、学生の資料印刷補助経費（「大学院学生印刷費補助」）等は全学で決められた所定の積算基準により算定されるが、本研究科の教育活動を適切に実施するため、「大学院教学充実費」については特別加算が行われている。また、毎年度、本研究科の教育研究活動等に対する特別予算措置が認められており、2017（平成 29）年度も通常の経費以外に特定事業経費が承認されている。

本研究科の管理運営に係る財政上の事項については、研究科長も構成員である予算委員会及び大学評議会での審議を経て学長が決定することとなっている。予算策定の段階においても、本研究科から必要な予算を要求し折衝を行っており、本研究科の意見を聴取する機会が設けられている。また、研究科長は、大学執行部に対して本研究科の運営に係る財政上の事項に関する意見を口頭あるいは文書で上申することもできる。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 151 「同志社大学予算委員会内規」
- ・別添資料 152 「同志社大学評議会規則」

7-6 事務組織の整備及び職員配置

本研究科の管理運営及び教育研究活動の支援を行うための事務体制として、司法研究科事務室を設置している。事務スタッフは、専任職員 4 名、契約職員 5 名、アルバイト職員 4 名、合計 13 名である。また、本研究科図書室の運營業務については、業務委託契約により、司書資格を有する 5 名の専門スタッフが担当している。事務室及び図書室は、教室・学生自習室・教員研究室・会議室等の本研究科施設がある寒梅館の建物の中に配置しており、本研究科の管理運営及び教育研究活動の支援を円滑に遂行できるようになっている。

専任職員は、事務長、庶務・教務係長及び係員 2 名であり、入試実施を含む教務事務全般、教員・学生との対応、他部課との連絡・調整業務等を担当するとともに、非専任職員の担当業務について適宜監督・指示を行っている。

専任職員以外では、図書室の図書資料受入関係業務や教員の個人研究費支出に係る事務処理等の担当として契約職員 2 名、予算執行管理・各種伝票処理等の庶務業務等の担当に契約職員 1 名、教務補助・教材印刷管理関係業務等の担当に契約職員 1 名とアルバイト職員 2 名、窓口関係業務等の担当にアルバイト職員 2 名、国際交流・広報関係業務等の担当に契約職員 1 名を配置している。

7-7 事務組織と教学組織との有機的な連携

本研究科の管理運営における重要事項については、前述の執行部会議及び教授会で審議しており、いずれも事務組織から事務長と係長が陪席し、会議資料の準備や決定事項の遂行において円滑な運営ができるよう連携している。また、執行部会議及び教授会以外の各種委員会についても、委員長である教員と事務職員が、委員会運営や資料作成等について事前打合せを行い、委員会当日も陪席するなど、事務組織と教学組織の間で密接な連携を図っている。

7-8 事務組織の企画・立案機能

一般的に、教学に関わる事項の企画・立案にあたっては、主として執行部会議や各種委員会の教員が中心となって構想を策定しているが、検討に必要な資料等を事務職員が作成し提供している。その後の実現に向けた制度設計や制度運用面においては、事務職員が教員と密接に連携し進めている。教学に関わる事項以外の予算編成や施設管理・改修、図書室の運営などについては、主として事務担当者が企画・立案し、必要に応じて執行部会議や担当主任、教授会等の承認を得た上で進めている。これらの事務組織としての企画・立案機能を適切に発揮するため、後述の研修等を通して、事務職員としての基本的な能力の向上に努めるとともに、法科大学院に関する最新の情報等を入手し事務組織で共有できるよう努めている。

7-9 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み

専任職員については、原則として毎週1回会議を開き、教授会での決定事項、執行部会議での決定事項、検討中の事項、学生からの要望事項、法科大学院に関する情報等について連絡、調整、意見交換を行い、本研究科の管理運営が適切に行われるよう努めている。また、「同志社大学職員研修内規」による研修制度や学内外で開催される研修会、シンポジウム等に参加し、職員に求められる能力の啓発・向上に努めている。

その他、本学では「同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規」を制定し、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るためのスタッフ・ディベロップメントとして、教員及び職員に必要な知識及び技能の修得並びにその能力及び資質向上のための研修等の取り組みを推進するための体制を整備した。2017（平成29）年度は、全学で大学評議員を対象としたSD研修会が実施され、本研究科においても、内規に基づき研究科長がSD推進・実施担当者となり、SD研修会を実施した。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 153 「同志社大学職員研修内規」
- ・別添資料 154 「同志社大学職員研修体系」
- ・別添資料 155 「同志社大学スタッフ・ディベロップメント推進内規」
- ・別添資料 156 「2017 年度司法研究科 S D 研修会記録（第 1 回、第 2 回）」

[点検・評価（長所と問題点）]

管理運営のための組織体制やそれらを運用するための規程類については、既に適切に整備され運用されている。関係する学部・研究科との連携については、法学部・法学研究科との連携において、法律の基礎を学んだ学部学生の多様な進路のひとつとして、研究者養成の側面をもつ法学研究科と法曹養成機関である法科大学院が連携することで、学部学生の進路の選択肢を広げている。また、法学部との連携により実現した早期卒業制度は、優秀な学生が通常の卒業より 1 年早く法曹への道に進むことができることから、学生の将来の可能性を広げることの一助となっている。事務組織の体制としては、学生数が減少する中でも、スタッフの数を減らすことなく十分な支援体制が整っている。教学組織と事務組織との連携では、既に会議の運営や資料作成等で十分な連携が取られている。

[将来への取り組み・まとめ]

前述のとおり、法学部・法学研究科との連携について、法科大学院進学者が増加したこともあり、一定の成果が上がっていると考えられるが、今後はより一層連携を促進し、学部・研究科の垣根を越えた取り組みを検討したい。

8 点検・評価、情報公開

[現状の説明]

8-1 自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施

本研究科における教育活動等の点検・評価については、「同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則」に基づき、本研究科内に常設の委員会として専任教員から成る自己点検・評価委員会を設けて、毎年度、所定の評価項目及び方法に基づく自己点検・評価を実施している。

また、第三者による客観的、多角的視点からの検証を加えるため、2007（平成 19）年から、司法研究科自己点検・評価委員会の特別委員として、法律実務に従事し法科大学院の教育に関し広く高い識見を有する者を含む学外者 2 名に委嘱している。

さらに、2012（平成 24）年度より特別顧問制度を設けて、外部の有識者 2 名を委嘱して、より積極的な自己評価に役立てている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 157 「同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則」
- ・別添資料 158 「同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題－自己点検評価報告書 2016 年 4 月～2017 年 3 月－」

本研究科は、毎年度、前述の自己点検・評価委員会特別委員 2 名が出席する自己点検・評価委員会を開催し、特別委員と率直な意見交換を行っている。特別委員にはその際、口頭で意見を述べてもらうほか、上記の意見交換を踏まえた意見書を後日提出してもらっている。

上記の特別委員からの意見・提言については、その対応を含めて司法研究科自己点検・評価委員会で検討すると共に、自己点検・評価報告書を司法研究科教授会に提出し、教授会で報告している。

認証評価の結果についても、司法研究科教授会で報告し、それを受けて改善・向上すべき点について、執行部会議や各種委員会、教授会で審議している。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 159 「自己点検・評価委員会特別委員による意見書」

8-3 認証評価機関等からの指摘事項への対応

本研究科は、2013（平成 25）年度に大学評価・学位授与機構による 2 回目の認証評価を受け、2014（平成 26）年 3 月に「適合」の評価を受けた。適合ではあったが、留意事項として以下の指摘を受けた。全て、以下のように対応をし、改善を行った。

・展開・先端科目に配置されている授業科目「企業結合法（M&A）」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要があると指摘を受けた。これに対して、企業結合及びM&Aに関して種々の法令等に散在している規定につき、結合企業の形成過程・運営過程・解消過程という観点から問題点を整理した上で、企業実務における法律問題を分析・検討し、さらに立法のあり方についても考察するという、展開・先端科目としての教育内容を明らかにした。

・入学者が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を改善するよう、入学者選抜について実効的な改善措置を講じる必要があると指摘を受けた。これに対して、2015（平成 27）年度以降は入学定員を 120 名から 70 名へと変更するとともに、早期卒業制度の拡充や広報活動にも力を注いだ。その結果、入学定員 70 名に対して、2015（平成 27）年は入学者数 70 名（100%）、2016（平成 28）年は 54 名（77.1%）、2017（平成 29）年は 48 名（68.6%）と、充足率は大きく改善した。

・自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者の中に、法律実務に従事する者であって、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを含めて検証を行う必要があると指摘を受けた。これに対して、2014（平成 26）年度より、自己点検・評価委員会の特別委員 2 名のうち 1 名について法律実務に従事する者（弁護士）に委嘱して、より客観的な検証を行っている。

<根拠・参照資料>

- ・別冊資料 B 「2017 法科大学院シラバス・履修の手引」
- ・法科大学院基礎データ「志願者・合格者・入学者数の推移」（表 13）
- ・別添資料 160 「司法研究科特別顧問の委嘱及び業務等に関する申合せ」
- ・別添資料 161 「大学改革支援・学位授与機構 同志社大学法科大学院年次報告書 平成 29 年 6 月」

8-4 組織運営と諸活動の状況に関する情報公開

本研究科及び同志社大学、学校法人同志社では、本研究科の組織運営や教育活動を含む諸活動の状況について、毎年度、印刷物の刊行やウェブサイトに掲載することにより、受験生のみならず社会一般に広く周知を図れるよう、積極的に情報を提供している。その主な内容は、以下のとおりである。

[印刷物の刊行]

① 「同志社大学法科大学院パンフレット 2018」：本研究科の特色、人材養成指針、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム及び開講科目と担当者名、履修イメージ、教員紹介、学修環境、奨学金制度の概要、入学試験の概要、学生納付金等が掲載されている。

- ② 「司法研究科英文パンフレット」
- ③ 「同志社大学大学院・専門職大学院案内 2018」
- ④ 「同志社大学大学案内 2018」
- ⑤ 「同志社大学基礎データ集 2016」
- ⑥ 「ファクトブック同志社 2016」
- ⑦ 「学校法人同志社事業報告書 2016」

[ウェブサイトへの掲載]

- ① 本研究科ウェブサイト [<http://law-school.doshisha.ac.jp/index.html>]

本研究科の概要、カリキュラム、教員紹介、在学生・司法試験合格者の声、入試情報、自己点検・評価報告書等が掲載されている。

- ② 同志社大学ウェブサイト [<http://www.doshisha.ac.jp/>]

本研究科ウェブサイトのほか、大学全体のウェブサイトにおいて以下の情報が公開されている。

- ア 大学院学則、専門職大学院学則、法科大学院学則、大学院一般内規

[http://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/school_regulation.html]

- イ 成績評価結果の公表

[<https://duet.doshisha.ac.jp/kokai/html/fi/fi020/FI02001G.html>]

- ウ 奨学金制度 [<http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/guide/guide.html>]

- エ 「大学基礎データ集」（沿革、組織図、学生数、入学試験、学生異動、修了者数、奨学

金の給付及び貸与状況等)

[http://www.doshisha.ac.jp/information/overview/basic_data/new.html]

記載事項一覧表			
	ウェブサイト	パンフレット	大学院案内
(1) 教育研究上の目的に関すること	○	○	○
(2) 教育上研究上の基本組織に関すること	○	○	○
(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	○	○	
(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること	○	○	○
(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	○	○	
(6) 学習成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること	○		
(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	○	○	○
(8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること	○	○	○
(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	○	○	

専任教員については、担当科目、略歴、最近5年間の研究上の業績を含む主要な研究業績、学外での公的活動や社会貢献活動を本研究科ウェブサイトで公表している。兼任教員、兼任教員についても、担当科目、略歴にとどまらず、主な業績、社会活動歴、著書等をウェブサイトで公表するようにしている。また、本研究科のパンフレットにおいても、専任教員、兼任教員、兼任教員の略歴と社会貢献活動を紹介している。

情報公開については、以上に述べた取組みのほか、本研究科の教員が雑誌への寄稿を通じ

で行う例がある。すなわち、本研究科の教育理念の一つである「国際性」に関する教育プログラムとして、「外国法実地研修」（「2 教育の内容・方法・成果等」参照）があるが、毎年行われるこの教育プログラムの報告を、担当責任者である本研究科の専任教員が、参加した学生自身による報告を交えながら、学生向けの法律雑誌に毎年寄稿している。

8-5 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備

学内外からの要請による情報公開のための規定及び体制については、同志社大学全体として、教育研究活動が社会から負託された公共的、公益的な活動であることを真摯に受け止め、公正で透明性の高い大学運営を推進するとともに、社会的使命を担う公的機関としての説明責任を果たすために、教育研究活動をはじめとする大学の情報を積極的に公表している。

さらに、本学の保有する各種情報の安全利用のため「情報セキュリティポリシー」を策定して情報セキュリティを確保し、個人情報に関する事項については、学校法人同志社の「同志社個人情報保護規程」に基づいて適切に取扱っている。

情報公開については、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年文部科学省令第十五号）に則って、次に掲げる大学の情報を本学のホームページ等を通じて、広く社会に公表する体制がとられている。

1. 本学の教育研究上の目的に関すること
2. 教育研究上の基本組織に関すること
3. 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

本研究科においては、特に入試関係の情報について、学外からの情報公開の要請が強い。

そこで、入試広報において積極的に上記のかかる情報を公開するとともに、ホームページにおいても公表し、あわせて本研究科事務室のメールアドレス及び電話番号を公表して、個別の公開要請に対しては事務室が適正に対応する体制がとられている。

また入学選抜の結果については、受験者からの開示請求があった場合、入試結果通知書を

個別に請求した受験者に対しては送付する体制をとっており、このことについても、入学試験要項において、手続き等につき受験者に対して告知している。

以上の通り、学内外からの養成による情報公開のための規定及び体制は十分に整備されている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 30 「同志社大学法科大学院 2018 年度入学試験要項」 p. 12
- ・別添資料 2 「同志社大学法科大学院パンフレット 2018 年度版」
- ・別添資料 162 「同志社大学HP：大学の情報の公表について」
[http://www.doshisha.ac.jp/public_info/public_info.html]
- ・別添資料 163 「同志社大学HP：情報セキュリティポリシー」
[https://www.doshisha.ac.jp/doshisha/information_security_policy/about.html]
- ・別添資料 164 「同志社個人情報保護規程」

8-6 自己点検・評価の結果の公表

本研究科は、これまで自己点検・評価の結果を本研究科のウェブサイト等で公表してきた。これまで公表された自己点検・評価報告書は、以下の通りである。

- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現況』
（自己点検評価の対象期間は、2004年4月～2007年1月）（2007年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2007年2月～2009年3月—』（2009年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2009年4月～2010年3月—』（2010年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2010年4月～2011年3月—』（2011年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2011年4月～2012年3月—』（2012年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2012年4月～2013年3月—』（2013年3月）

- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2013年4月～2014年3月—』（2014年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2014年4月～2015年3月—』（2015年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2015年4月～2016年3月—』（2016年3月）
- ・『同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題
—自己点検・評価報告書 2016年4月～2017年3月—』（2017年3月）

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 165 同志社大学法科大学院HP「本研究科の概況」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/cap_deg.html]

8-7 認証評価結果の公表

本研究科は、これまで認証評価の結果を本研究科のウェブサイトで公表してきた。

これまで公表された内容は、以下の通りである。

- ・「大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価の結果について」（2014年3月）
- ・「大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（追評価）の結果について（2010年3月）」
- ・「平成21年度実施 法科大学院認証評価（追評価） 評価報告書」（2010年3月）
- ・「法科大学院認証評価（追評価） 自己評価書」（2009年8月）
- ・「大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価の結果について」（2009年3月）
- ・「平成20年度実施 法科大学院認証評価 評価報告書」（2009年3月）
- ・「法科大学院認証評価 自己評価書」（2008年6月）

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 165 同志社大学法科大学院HP「本研究科の概況」
[http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/cap_deg.html]

[点検・評価（長所と問題点）]

自己点検・評価委員会の作業、その成果の公表及び本研究科に関する情報の公表は、制度的に確立しており、適切に行われている。本研究科の教員が、雑誌への寄稿を通じて、本研究科の教育内容について情報発信を行っている例もある。

本研究科の認証評価機関を大学改革支援・学位授与機構から大学基準協会に変更するにあたり、評価項目の立て方等に若干の違いが見られたことを契機に、2016（平成28）年度から、自己点検評価の評価項目や内容を再精査し、検証することもできた。

2016（平成28）年度には、必要な情報が見つけにくいと指摘されていたウェブサイトを、整理した見出しの下にわかりやすい項目分類を行い、改善した。その結果、かなりわかりやすくなったという声が聞かれた。しかし、予算の関係もあり、学生のニーズが高まっているというスマートフォン対応の別ウェブサイトの作成は、延期となった。

[将来への取り組み・まとめ]

自己点検・評価のあり方とその情報公開については、制度的に確立されており、各年度における更新を確実に行うことが課題である。将来的には、情報公開の方法の多様化、特にウェブサイトのスマートフォン対応を視野に入れている。

9 特色ある取り組み

[現状の説明]

9-1 特色ある教育研究活動の実施

同志社大学法科大学院は、キリスト教を基軸とする良心教育と、国際的人材の育成の二つを大きな基本理念に据え、基本的法分野についての徹底した教育に加え、下記のとおり、1. 多様な国際プログラム等を実施してひろく国際的法実務に通じた法曹の養成に取り組んできた。しかし、他方で司法試験合格率等の点で必ずしも本意とはいいがたい結果となるなど課題もあったことから、これを克服するために、2. 京都大学法科大学院と連携しその支援を仰ぎその改善を急ぐとともに、3. 同志社大学法学部と緊密に連携をとるなどして、一貫した教育プログラムを展開している。また国際的感覚を備えた法曹を養成するため、従来から取り組んできた教育内容を一層発展させ、さらにこの成果をひろく社会に還元するためリカレント教育に積極的に取り組んでいる。

1. 国際性豊かな法曹の育成に向けた先導的な教育プログラムの実施

海外のロースクールとの単位互換プログラムやダブルディグリープログラム等の各種プログラムを通じて、わが国での法曹資格のみでなく米国の法曹資格の取得による国際法務のエキスパートの養成を目指すほか、本研究科がこれまで培ってきた「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」のための教育プログラムを背景とした、海外でのインターンシッププログラムや、ヨーロッパ諸国の法制度及びその法適用の実務を学ぶための海外実地研修プログラム、わが国の国際商事にかかる紛争処理基盤を整備すべく新たに設立する京都国際調停センターでのリカレントプログラムなど、国際性豊かな法曹の育成に向けた先導的な教育プログラムを実施している。

(1) 海外のロースクールへの留学プログラムの実施

① ウィスコンシン大学 L.L.M. コースとの単位互換プログラム

このプログラムは、ウィスコンシン大学ロースクールによる本研究科の単位の認定及び同大学ロースクールの教員による本研究科キャンパスにおける集中講義(京都コース、科目名「外国法特別セミナー」)の受講により、本研究科でウィスコンシン大学 L.L.M. コースの必要単位の約半分を修得することができるものである。そのため、本来1学年の滞米が必要

なLL.M.学位が1学期で取得可能であり、また、本研究科で修得した単位についてはウィスコンシン大学の学費が発生せず、さらに学費に割引が適用されるので、アメリカの主要ロースクールのLL.M.が半分の期間と半分以下の費用で取得可能となっている。また、ウィスコンシン大学LL.M.コースに入学しない本研究科学生も、京都コースを受講することで、追加の経済的負担なく、アメリカのロースクール教育を本研究科のキャンパスで体験することができる。

(実績)

本単位互換プログラムによる「外国法特別セミナー」の受講生は、2016(平成28)年度6名、2017(平成29)年度11名であるが、本プログラムを利用してで留学に至った者はいない。

<根拠・参照資料>

・別添資料166「ウィスコンシン大学ロースクールとの単位互換プログラムについて」

②ミシガン州立大学J.D.コースとのダブルディグリープログラム

このプログラムは、ミシガン州立大学との協定により、本研究科で取得した単位がそのまま同大学J.D.コースの単位として認められるというものであるが、これは、J.D.学位の取得を目的としていることから、前記①ウィスコンシン大学LL.M.コースとの単位互換プログラムと異なり、ニューヨーク州をはじめ米国各州の司法試験の受験資格の取得が確実となる。また、通常3年コースであるが、本研究科で修得した単位の認定によって1年短縮され、その期間分の学費が節約できるとともに、本研究科の在学・修了生に対してはミシガン州立大学での授業料につき25%の割引が適用されることになっている。さらに、本研究科で30単位以上の単位を修得後にJ.D.コースの履修を開始すると、米国ロースクールの入学に必要な適性試験(LSAT)受験の免除を受けることができる。

(実績)

このダブルディグリープログラムについては、2016(平成28)年度より募集を始めたところであり、まだ利用者はいないが、2017(平成29)年6月に開催した説明会には6名の学生が参加し、留学に高い関心を示しており、今後の実績が期待される。また、このダブルディグリープログラムにあっては、学生が希望する場合には、LL.M.コースへの入学についても便宜を図ることが可能となっており、本学修了生1名が、2016(平成28)年1月より、司法試験に合格後、司法修習を終えた後に、ミシガン州立大学LL.M.コースに入学し、2016

(平成 28) 年中に学位を取得している。

<根拠・参照資料>

・別添資料 167 「ミシガン州立大学ロースクールダブル J. D. プログラムについて」

③ L L. M. コース留学のための奨学生推薦制度

カリフォルニア大学ヘイスティングズ校が L L. M. コースの学費につき、その半額を支給する奨学金制度を設けているところ、同校との協定にもとづき、L L. M. コースに入学を希望する本研究科の修了生の中から、毎年 1 名を上限として本研究科が奨学生を推薦することが可能となっている。

また、米国屈指の紛争解決研究機関と言われている、カリフォルニア州のペパーダイン大学ロースクールのストラウス紛争解決研究所 (Straus Institute for Dispute Resolution、以下「ストラウス」という。) においても同様に、同校との協定にもとづき、L L. M. コースに入学を希望する本研究科の修了生の中から、毎年 1 名を上限として、本研究科の推薦により通常の学費の半額が免除されることになっている。

(実績)

ペパーダイン大学ストラウス紛争解決 L L. M. コースについては、2016 (平成 28) 年度より募集を始めたところであり、まだ利用者はいないが、カリフォルニア大学ヘイスティングズ校 L L. M. コースについては、この制度を利用して、これまでに本研究科の修了生 2 名 (1 名は留学時に既に弁護士として活動していた者であり、もう 1 名は司法試験には合格していないが留学後は海外の法律事務所でロークラークとして活動するなどしている者である。) が留学し、さらに 2016 (平成 28) 年度には新たに修了生 1 名 (弁護士) を送り出すことができた。

<根拠・参照資料>

・別添資料 168 「カリフォルニア大学ヘイスティングズ校ロースクール奨学生募集 2017」

・別添資料 169 「ペパーダイン大学ロースクール奨学生募集 2017」

④ ミシガン州立大学とのブリッジプログラムの新設

前記既存の国際プログラムのうち、特にウィスコンシン大学の京都コースはアメリカ法の専門性の高い個別法を対象としているため、語学上のハードルに加え内容的にも多数の受講

生が集まりにくい状況にある。そこで、本研究科では、ミシガン州立大学との提携により、同大学ロースクールにおけるブリッジプログラムの提供を受け、これを本研究科科目「外国法特別セミナー」として2018（平成30）年2月から開講している。このプログラムは、同大学の教員によるJ.D.コース及びLL.M.コースに在学する学生のうち英語を母国語としない学生を対象としたプログラムであり、内容の水準は通常の科目と同様の正規科目であるが、教授方法については英語力の劣る学生に配慮されたものである。

前記京都コースと同様、このプログラムも本研究科キャンパスにおいて2週間の集中講義の形式で行われるが、日本人受講生のニーズに合わせ、提供を受ける授業の法分野についても、米国留学・国際法務に関心を持つ者にとって必須となるアメリカ法の基幹科目（アメリカ憲法、契約法、不法行為法、法哲学等）を内容とするものとしている。

本プログラムを受講することにより本研究科において履修した単位は、将来、当該学生がミシガン州立大学のJ.D.コース又はLL.M.コースに入学した場合には、同大学で修得した単位として扱われる。これによって、将来ミシガン州立大学において学位を取得することを促進するとともに、受講資格についても在學生のみならず、修了生・法学研究科院生・実務家に広く開放し、本研究科の国際的法曹の養成という理念を実現するとともに、リカレントプログラムとしても有益なものとなっている。

（実績）

2018（平成30）年1月に開催した説明会には12名の学生が参加し、これまでの同種プログラムに比して多くの学生の関心を集めている。本プログラムが年度途中の案内であったため、既に登録可能単位数との関係で受講を見送った学生がいたものの、初回である2月プログラムには合計7名が受講した。

<根拠・参照資料>

・別添資料57「2017年度司法研究科 科目登録者数一覧」

⑤米国ロースクール入学に必要な適性試験（LSAT）の本研究科キャンパスでの実施

米国ロースクールに留学することを希望する者（日本人、在日外国人等）の便宜に資するため、LSATの試験を本研究科のキャンパスを会場として実施している。

（実績）

2017（平成29）年度は10月8日に実施し、志願者は13名（2016（平成28）年度は14名、2015（平成27）年度は8名）であった。現在、日本では東京と京都のみで実施されており、

本研究科だけでなく、関西圏の全ての法科大学院にとって海外留学促進という点において大変意義のあるものである。

<根拠・参照資料>

・別添資料 170 「L S A C ホームページ」

(2) 海外インターンシッププログラムの実施

正課科目として「海外インターンシップ」を開講し、海外の法律事務所やNGOで研修を実施している。

2015（平成 27）年度に、従来の法律事務所に加え、ビジネス以外における国際的な視野をもつ法曹を養成すべく、この分野で世界で最も権威があるとされ、また実績もある、国際的な子どもの奪い合い事件を専門的に扱う英国のADR機関・NGOである Reunite International と協定を締結した。これは、2014（平成 26）年 4 月から国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（いわゆる「ハーグ条約」）が我が国でも発効し、そのため国際的な子の奪取・留置事件の友好解決をはかるための裁判外紛争解決（ADR）機関の設置が急務になるとともに、このような事件における海外のADRに関する取組について司法関係者の関心が高まっていることを背景としたものである。この協定により、Reunite International は毎年本研究科の在学学生・修了生をインターンとして受け入れることになり、本研究科の在学学生・修了生はハーグ条約事件等の調停現場を経験することができるようになった。また、Reunite International と交流が深い、英国の離婚・国際的家事事件専門の法律事務所とも協定を締結し、Reunite International と連携する形で同事務所にもインターンを派遣することができるようになり、メディエーションを中心とした海外インターンシッププログラムを受講することも可能となっている。

前記のとおり海外のADRに関する取り組みに対する関心が高まっていることなどから、一般的な事件における、日本の従来の家事調停・民事調停と西洋型のメディエーションの違いが注目されるようになってきており、本研究科が実施しているメディエーションを中心とした海外インターンシッププログラムは、国際的な視野をもつ法曹の養成において今後より一層その重要性が増すと考えられる。

（実績）

本プログラムについては、昨年度は 2 名の受講予定者があり、うち 1 名は経済的な事情により受講を取り止めたものの、もう 1 名（修了生であり、既に弁護士として活躍している者）

は、ハーグ条約に関係するメディエーションを学ぶべく前記ADR機関である Reunite International において研修を受けている。

(3) ヨーロッパ諸国の法制度及びその法適用の実務を学ぶための実地研修の実施

正課科目として「外国法実地研修B」を開講し、主としてドイツ法、フランス法、イギリス法における比較法学、欧州連合法（EU Law）、国際法などの法適用の実務を学ぶため、本研究科の教員が引率指導の下、約12日間渡欧し、英、EU諸国の諸司法機関、EU機関、国際法律事務所・国際企業法務部などを訪問し、現地の担当者、弁護士との質疑応答や現地学生と交流を行う実地研修を実施している。その研修結果については、同志社ロースクールのホームページや法律雑誌に掲載して成果を広く共有している。

(実績)

2017（平成29）年度は、8月26日から9月9日まで実施し、本研究生3名、京大生13名が参加した。本年度、特筆すべきことは、これらの正規の参加者に加え、本研究科修了生3名が一般参加したことである。これらの者は、いずれも、本年度3月末に本研究科を修了し司法試験受験を終え合格発表待ちの者であったが、かねてより本研修に関心をもっていたものの在学中は司法試験準備の負担が重いことなどから参加を見送っていたところ、時間的余裕のできたこの時期に参加を希望してきたものである。修了生の参加は正規の単位認定対象外ではあったため、来年度以降は修了生も正規に受講できるよう科目等履修生制度及び聴講生制度をあらためた。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料171「2017年度外国法実地研修B報告書」
- ・別添資料172「2017年度同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）聴講生募集要項」

(4) 京都国際調停センターの設立と人材の育成

本研究科、法学研究科ならびに公益社団法人日本仲裁人協会（以下「JAA」という。）の三者は、わが国の国際商事にかかる紛争処理基盤を整備すべく、京都国際調停センターを設立することについて合意し、2017（平成29）年10月に協定を締結した。

当該センターを基盤に、著名なメディエーターを招聘し、1週間程度のセミナーを主催して、実務家に対するリカレント教育の機会を設けるとともに、新たに紛争処理にかかる研究センターを立ち上げ、研究者を中心とする組織的研究を行うことを検討している。2017（平

成 29) 年 12 月には当該センターの設立を記念したシンガポール国際仲裁裁判所判事等を中心とした著名なメディエーターによる国際シンポジウムを開催した。今後は、実際に国際調停が実施されるようになった場合には、この調停に当事者の同意を得て学生がクリニックプログラムとして関与し、記録の閲覧、調停の傍聴等を行うとともに、J A A から寄付講座の提供を受け、正規科目として国際調停実務の基礎の修得を可能なものとするを予定している。

その意義としては、以下の 2 点を挙げるができる。

まず、法律実務が多様化・国際化する中で、国際的紛争の ADR による解決基盤を整備することはわが国にとって喫緊の課題であって、このことは、2017 (平成 29) 年 6 月 9 日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～」が、その「第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題」において、特に国際仲裁の活発化を取り上げられているところでもあり、今回の京都国際調停センターの設立とそれを拠点とする人材育成事業の開始は、こうした政府方針にも呼応するものであって、社会的要請に応えるものである。

加えて、それを実現するための人材養成としての実務教育は、従来わが国の法曹養成プログラムにおいて、その社会的・経済的重要性に鑑みて、著しく立ち後れた分野であったと言っても過言ではない。こうした状況の中で、国際調停センターの設立と人材育成事業は、重要な役割を有する。

以上のように京都国際調停センターの設立は、まさにわが国の国際的紛争解決基盤整備及び法律実務教育の喫緊の課題に正面から解答を与えようとするものであり、国際感覚を持つ法曹を養成するという本研究科の設置の趣旨に合致するものである。

<根拠・参照資料>

・別添資料 173 「国際ビジネス調停に関するセミナーのご案内」

2. 法学部との連携に基づく一貫教育プログラムの実施

現在、学費等の経済的負担、就職状況、法曹の仕事への不安等を理由として法学部生の「法科大学院離れ」が進んでいる。そのことは、法科大学院全国統一適性試験の受験者数が 3,000 名台となったことから、端的にうかがわれる。もはやこの現象は単なる法科大学院離れではなく、法学部離れといってよい状況にまで及んでおり、事態はきわめて深刻である。

そこで、法曹を目指す優秀な学生の教育環境を整備するとともに、法曹になることの意義について早くから啓蒙するため、同志社大学法学部と本研究科の密接な協力関係を築くことにより、以下のとおり、法学部から法科大学院に至るまでの教育を同一の教育方針及び環境において行う一貫教育プログラムを実施している。

さらには、小学生を対象とする法教育を実施し、法が社会において果たす役割と法曹という職業について啓蒙するとともに、法学に関心を持つ高校生を対象として、法律実務家として社会に貢献する意義を具体的に感得させ、もって法学部への進学、ひいては法科大学院への進学という道筋を示そうとすることにも取り組んでいる。

(1) 法学部法職講座との連携

法学部生の学力の向上や法曹への関心の喚起のため、法学部の課外講座である法職講座において、法学部生に対して学修サポート、法科大学院の入試や教育内容の案内、法律に関係する職業の紹介等を行い、法学部の教員だけでなく本研究科の教員や修了生の実務家もこれに積極的に関与することで、法曹という職業の内容とそれにいたる方法について、学生に対して具体的なビジョンを示し、積極的な動機付けを行っている。

さらに、法職講座において、本研究科出身の修習生を指導者として、同志社大学法科大学院の入試問題等を素材とする法律文書起案講座を行い、法科大学院から法曹となることへの強い動機付けを形成するとともに、学修の直接的サポートを行っている。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料 174 「2017 年度同志社大学法職講座（法科大学院担当分）」

(2) 早期卒業制度と経済的支援

法学部の早期卒業制度において卒業必要単位数の修得と一定基準以上の成績が早期卒業の要件とされているとともに、司法研究科への進学を希望する早期卒業予定者に対しては、法学部在学中に法学部の早期卒業指導教員による指導と本研究科の教員による助言を行い、法科大学院入学後も本研究科の教員による指導と法学部の早期卒業指導教員による助言を行い、同一の教育方針と環境のもとで一貫教育により学力の向上を目指している。この制度によって、法学部と法科大学院の緊密な協力のもと、実質的に5年間での法科大学院修了が可能となる。法科大学院への進学が学生にとって困難であることの大きな要因として、司法試験に合格することの保証がないということとともに、長い就学期間のために時間的・経済的

負担が過重なものとなっていたという点が上げられてきた。本研究科は、法学部と連携し、優秀な法学部生に対して法科大学院への進学にともなう負担をより軽減するために、この制度の活用を推進している。

早期卒業制度により、在学期間の短縮による学費等の経済的負担の軽減という効果が生ずるが、進学後の経済的負担をさらに軽減するために、学内進学者とりわけ早期卒業生及び成績優秀者に対する奨学金制度の充実により経済的な支援を行うことで、優秀な法学部生の法科大学院への進学を容易にし、法科大学院の一層の活性化を図っている。

(3) 法科大学院と法学部の教育上の連携の深化

①法科大学院教員による法学部科目の開講

法科大学院進学希望者を対象とした法学部科目を本研究科の教員が担当し、法学部生に対する教育に携わっている。これは、1科目2単位で2科目の特殊講義として設置し（通年で4単位）、憲法、民法、刑法の三科目について、通常学修の困難なテーマを取り上げて、法律文章の作成の方法と、法律問題について詳細に解説を行った上で、一定レベルの事例問題を即日起案し、事後に講評するという方法によって、授業を行うというものである。

こうした教授方法は、法科大学院ではきわめて一般的になりつつあるが、従来の法学部では通常実施されてこなかったものであり、法学部の特に優秀な学生で進学を希望するもしくは法職に就くことを希望する学生に対して、訴求力を持つ。

この科目については、例年、クラス定員を超える受講の申込みがあったため、申込者の全員の履修を認めることが困難であったが、2017（平成29）年度からは、さらに従来のクラスに加え、2クラスを増設し、受講生のレベルに応じてアドバンスド、ベーシックという二種のクラスにわけることによって、2年次に在籍する学生も受講できるように配慮した。

こうした取り組みは、大学入学の比較的早期に、インテンシブな学修体験を持たせることで、早期卒業制度を利用した法科大学院への進学をスムーズに行うためにきわめて有益であると考えられるからである。

②法科大学院科目を法学部の学生が履修することを認める制度（大学院共通科目）

設置の検討

教学内容面においてもより一層の連携を進め、早期卒業制度により実質的に5年間で法科大学院を修了するという制度を推進するため、本研究科において設置する科目の一部について、一定の要件を充足する同志社大学法学部の学生に対してこれを履修することを認め、単位修得が認められた場合には、同志社大学法学部の卒業要件単位として認めるとともに、当

該学生が本研究科に入学した場合には本研究科の該当科目について単位の修得を認定する制度設置の検討を始めた。

具体的には、本研究科で法学未修者1年次生を対象として開講している外国法科目や基礎隣接科目について、法学部においても大学院共通科目として開講し、法学部の卒業要件単位に参入することを可能とするとともに、本研究科に入学した場合で、当該学生が法学部の卒業要件単位を超えて単位を修得していた場合には、これを本研究科の修了要件単位数に算入することを認めるといふものであり、本研究科と法学部との連携委員会において一部科目について大学院共通科目としての開講が可能かどうかについて協議を始めている。

(4) 小学校における法教育の実施及び高校生模擬裁判交流戦の実施

将来本学法学部や本研究科での教育を通じて法曹を目指す可能性のある児童の掘り起こしと法教育を推進するため、同志社小学校の児童に対し、本研究科の模擬法廷教室において模擬裁判の実演及びそれに基づく授業を行っている。これは6年生児童ほぼ全員(約90名)を3クラスに分けて、本研究科の教員・学生、本研究科を修了した弁護士などが刑事模擬裁判を実演しそれに基づき児童らが認定されるべき事実を討議するというものである。この授業は、刑事裁判における様々な諸原則を簡単な例を用いながら小学生にとってもわかりやすく伝えるものであり、市民としての教育として有益であることは言うまでもないが、法律学への興味を持たせることによって、法曹という仕事に対する理解を深め、それを通じて将来の法曹志望者を掘り起こそうというものである。

また、従前より、同志社香里高校を中心に近畿・四国地方の高校で実施している高校生模擬裁判交流戦について、本研究科の模擬法廷教室を会場とし、本研究科の教員が立会人として参加し、講評を行うなどの協力を行っている。この交流戦には、2016(平成28)年度は、同志社香里高校、大阪星光学院高校、愛光高校、2017(平成29)年度は、同志社香里高校、大阪星光学院高校、追手前高校が参加し、今後は参加校を徐々に拡大する方向で検討している。2017(平成29)年の交流戦では、より一層の活性化を図るため、正式に本研究科がこの交流戦を参加協力高校・支援弁護士とともに主催することとし、優秀な高校生の表彰を行った。

<根拠・参照資料>

- ・別添資料109「小学生のための刑事裁判入門〔児童用〕」
- ・別添資料110「高校生模擬裁判交流戦実施要領」

3. 京都大学法科大学院との連携によるカリキュラムの見直しと単位互換プログラムの実施

本研究科は、京都大学法科大学院（以下「京都大学」という。）の先進的な教育内容及びカリキュラム編成方法を本研究科の現状と対比し、本研究科における教育の内容及び方法の改善策を検討することを目的として、2015（平成27）年1月13日に、京都大学との間で、単位互換協定及びこれに関する覚書（以下「協定等」という。）を締結した。この協定等に基づく京都大学との連携によって、各科目間における連携FD分科会や両校代表者による連携FD協議会を定期的に開催するとともに、教材等の共有や相互の授業参観の実施等を通して、本研究科のカリキュラムの見直しと教育方法の改善を進めている。また、両校の学生が、互いの法科大学院に設置されている科目の一部を履修することができる単位互換プログラムを実施している。

（1）京都大学法科大学院との連携によるカリキュラム及び教育方法の改善

本研究科と京都大学は、協定等に基づき、憲法、刑法、民法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政法、商法の基幹科目7科目につき、両校の科目代表者からなる連携FD分科会を科目ごとに設け、両校の基幹科目における教育内容の比較調整を目指し、定期的に協議を行っている。また、両校の執行部から構成される連携FD協議会を設置し、分野ごとの調整、連携を超えたカリキュラム等、制度上の改善策を検討している。

この連携FD協議会では、2016（平成28）年度には、①民事法文書作成についても単位互換科目とすることが合意されるとともに、②法学既修者として入学する者に、入学時に既修者認定試験を行うこと、③学力別クラス編成を2段階から4段階に細分化すること、④基礎演習において文書作成実習を一部取り入れること、が合意された。また、2017（平成29）年度の連携FD協議会では、①前年度までに合意した単位互換科目の履修を促進し、制度の定着を図ること、②単位互換科目における授業参観、教材や期末試験の共有などを基にした科目ごとの連携FD分科会を継続実施するとともに、その成果に基づき本研究科の教育体制を点検し見直すこと、③これまで3カ年にわたる連携プログラムに対する学生の受け止め方を定量的に把握するために、本研究科の全在生を対象としてアンケート調査を行うことが合意され、いずれも順次実施している。

（2）京都大学法科大学院開講科目の本研究科生による履修

基幹科目にかかる連携FD分科会における調整作業につき一定の結論を得た科目(2017(平成29)年度は8科目)について、京都大学において開講する一部の科目を単位互換科目とし、本研究科の在学学生を京都大学に派遣して、その授業を受講する機会を提供した。

(受講状況)

その受講者数は、2015(平成27)年度には5名であったが、2016(平成28)年度は31名に増加し、そして2017(平成29)年度には44名が受講した。

<根拠・参照資料>

・別添資料80「京都大学単位互換科目の受講者数推移」

(3) 本研究科外国法科目の京都大学法科大学院生による履修

協定等に基づき、京都大学に対して、「外国法特別セミナー」(①米国ウィスコンシン大学LL.M.コースとの単位互換プログラム「京都コース」、②米国ミシガン州立大学のブリッジプログラムと、③ヨーロッパ諸国の法的機関やEU等の国際機関などを訪問し体験的に学ぶ「外国法実地研修B」といった京都大学側で開講されていない科目を単位互換科目とし、京都大学の学生に対して、それらの科目の履修機会を提供している。

(受講状況)

「外国法特別セミナー」については、2015(平成27)年度は春学期8名(受講者総数11名)、秋学期2名(受講者総数5名)、2016(平成28)年度は秋学期4名(受講者総数6名。春学期はウィスコンシン大学側の事情で実施せず。)、2017(平成29)年度は春学期8名(受講者総数11名)の京都大学の学生が受講した。

「外国法実地研修B」については、2015(平成27)年度は8名(受講者総数22名)、2016(平成28)度は3名(受講者総数14名)、2017(平成29)年度は13名(受講者総数19名)の京都大学の学生が受講した。

<根拠・参照資料>

・別添資料80「京都大学単位互換科目の受講者数推移」

[点検・評価(長所と問題点)]

1. 国際性豊かな法曹の育成に向けた先導的な教育プログラムの実施

(1) 海外のロースクールへの留学プログラムの実施

- ① ウィスコンシン大学 L.L.M. コースとの単位互換プログラム
- ② ミシガン州立大学 J.D. コースとのダブルディグリープログラム
- ③ L.L.M. コース留学のための奨学生推薦制度
- ④ ミシガン州立大学とのブリッジプログラム

①～③の既存の国際プログラムは、前記のとおり、いずれもその内容から受講すれば外国法等に関する専門的知識・経験を修得できる意義を有し、さらに留学期間の短縮や費用負担の軽減といった点からも留学促進効果が期待できるものである。

しかしながら、前記のとおり、いずれも受講実績が必ずしも期待通りのものとなっていないとの認識である。原因としては、司法試験の準備等の負担が大きく試験科目以外の科目を受講する余裕がないとの在学生側の事情に加え、そもそもこれらの従来のプログラムは、語学上のハードルのほか、内容も国際法の分野でもやや専門性が高いのではないかとも思料された。

そこで、これらのプログラムについては、修了後のオプションとして推進することや、長期戦略としてこれらのプログラムを維持・拡大するための広報等を検討しているほか、新たに、④ミシガン州立大学とのブリッジプログラムを設けた。

これは、授業内容の水準は通常の科目と同様の正規科目であるものの、教授方法については英語力の劣る学生に配慮したものであって、米国留学・国際法務に関心を持つ者にとって必須となるアメリカ法の基幹科目（アメリカ憲法、契約法、不法行為法、法哲学等）を内容としたブリッジプログラムをミシガン州立大学から提供を受けるものである。このように内容・授業方法、参加資格の両面において受講生の目線に沿った魅力的なものとするこことよって、前記のとおり、従来のプログラム以上に、説明会参加者・正式受講者が増えており、今後も拡大が期待される。

(2) 京都国際調停センターの設立と人材の育成

法律実務が多様化・国際化する中で、国際的紛争のADRによる解決基盤を整備することはわが国にとって喫緊の課題である。このことは、2017（平成29）年6月9日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」が、その「第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題」において、特に国際仲裁の活発化を取り上げられているところでもあり、今回の京都国際調停センターの設立とそれを拠点とする人材育成事業の開始は、こうした政府方針にも呼

応するものであって、社会的要請に応えるものである。

また、それを実現するための人材養成としての実務教育は、従来わが国の法曹養成プログラムにおいて、その社会的・経済的重要性に鑑みて、著しく立ち後れた分野であったと言っても過言ではない。こうした状況の中で、国際調停センターの設立と人材育成事業は、重要な役割を有する。

以上のように京都国際調停センターの設立は、まさにわが国の国際的紛争解決基盤整備及び法律実務教育の喫緊の課題に正面から解答を与えようとするものであり、国際感覚を持つ法曹を養成するという本研究科の設置の趣旨に合致するものである。

2. 法学部との連携に基づく一貫教育プログラムの実施

(1) 法学部との連携による成果

法職講座での法職への導入的な講演等について、2016（平成28）年度中に開催したものはのべ780名、2017（平成29）年度春学期中に開催したものはのべ1,087名の法学部生を中心とする参加者があり、極めて高い関心が示されており、本研究科の入学者における本学法学部出身者も、2014（平成26）年度は47名中16名（34.0%）であったところ、2015（平成27）年度は70名中30名（42.9%）、2016（平成28）年度は54名中23名（42.6%）、2017（平成29）年度は48名中25名（52.1%）と、着実に増加しており、法科大学院進学への関心を高めることができていると考えられる。

本学法学部からの早期卒業者については、2015（平成27）年度には2名、2016（平成28）年度には8名、さらに2017（平成29）年度には7名が本研究科に入学し、早期卒業制度が、同志社大学法学部において着実に定着し、早くから法曹を志望する学生にとっての選択肢として一定の成果を上げていることがわかる。さらに、17名程度の法学部生が2018（平成30）年度に早期卒業制度を利用して本研究科に入学することを希望しているほか、本研究科の教員が法学部生やその保護者に対する説明会や個別相談に参加した際にも、法学部生やその保護者の早期卒業制度に対する関心は極めて高く、今後も、早期卒業制度の利用者の増加が見込まれる。

また、同志社大学法学部より早期卒業制度により本研究科に入学し単位を修得している者の本研究科における学業成績は、2016（平成28）年度に入学した者の平均GPAは3.38、2017（平成29）年度に入学した者の平均GPAは3.45であり、学生全体の平均GPA2.79と比較してきわめて良好であり、早期卒業制度により法学部の優秀な学生層がスムーズに法科大学院に進学して、一貫した学修環境と指導の下で高い成果を上げ、本研究科の最上位層

を形成していることを示しており、早期卒業制度による一貫教育が法律学の修得にとって非常に効率的かつ有益であることの証左であるものと断言できる。

(2) 法科大学院と法学部の教育上の連携の深化

法科大学院進学希望者を対象とした法学部科目を本研究科の教員が担当しており、2017(平成 29) 年度これを受講する者の総数は合計で 76 名にのぼる。また、同科目を受講していた法学部生のうち、2015(平成 27) 年度には 8 名、2016(平成 28) 年度には 11 名、2017(平成 29) 年度には 11 名が本研究科に入学しており、本学法学部と本研究科との一貫教育が実現されている。

学業成績においては、各学年の成績トップは本学法学部出身者であり、各学年の成績上位 10%のうち 69.2%が本学法学部出身者であるなど、本研究科入学後の成績もきわめて良好である。

また、司法試験においては、本研究科修了生の合格者のうち本学法学部出身者が占める割合は 2014(平成 26) 年に 11.5%であったところ、2015(平成 27) 年は 36.4%、2016(平成 28) 年は 41.2%、2017(平成 29) 年には 45.0%となり、修了直後の合格者に限れば 57.1%を占めるなど、本学法学部と本研究科との一貫教育の成果が顕著に現れている。

3. 京都大学との連携によるカリキュラムの見直しと単位互換プログラムの実施

京都大学との連携により、両校での連携FD協議会及び連携FD分科会での協議を踏まえて、学力別クラス編成の細分化、必修科目の一部を選択必修科目とするカリキュラム改正、法学既修者として入学する者に対する履修免除試験の実施、中間試験の実施、成績評価基準の見直し、共通教材の共同開発や使用教材の見直し、授業進行方法や解説の詳しさの見直し、期末試験問題の出題レベルの見直しなど、カリキュラム及び教育方法の改善を実施することができた。

また、2017(平成 29) 年 3 月に標準修業年限で修了した者 22 名のうち、18 名が京都大学との単位互換科目を履修しており、そのうち 7 名が修了直後の司法試験に合格している。これは、本研究科修了生が修了直後に受験した司法試験の結果においては、近年の司法試験合格状況の中で最高の好成績である。このように、本研究科生の成績上位層は、単位互換科目の受講を通じて学修のモチベーションを高め、学修方法を見直し、京都大学で与えられる評価を基に自己の学力を客観的に把握して優れた結果に結実させている。また、その受講者が司法試験において直ちに優秀な成績を取めたことで、後輩にも良い刺激を与える存在となっ

ており、今後の受講希望者の増加を期待している。

これらの連携プログラムの成果測定のため、2016（平成 28）年度に単位互換科目の受講者に対するアンケートを実施し、2017（平成 29）年度は全在生を対象にアンケートを実施した。2017（平成 29）年度に実施したアンケートの集計結果によれば、回答者の 95%が本制度は本研究科の学生に有益であるとし、86%がニーズに適合していると回答するなど、本研究科の学生は、本制度を概ね肯定的に捉えている。また、単位互換科目の受講経験者に限定すると、有益であると回答した者は 100%、ニーズに適合していると回答した者は 96%となり、受講科目に対する満足度は非常に高い。

また、京都大学の学生の参加により、全体の受講者数が増加し、プログラムの実施及び科目の運営がより円滑になるとともに、授業が活性化し教育効果も向上している。

他方、学生の 6 割近くが、本制度にはなお改善の余地があると考えており、ほぼ半数の者が、単位互換科目を受講しない又は受講するかどうかを決めていないと答えるなど、実際に本制度を利用しようとする者の範囲は限定的であるという結果であった。単位互換科目を受講しない理由としては、京都大学の授業は厳しそうであるとのイメージ、あるいは、時間割がうまく組めない、移動が負担であるといった理由を挙げる者の割合が高く、より一層受講者を増加させるためには、これらの課題について検討する必要がある。

〔将来への取り組み・まとめ〕

これらの本研究科が掲げる理念・目的及び教育目標に即した特色ある取り組みは、文部科学省の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおける審査等、社会的にも高く評価されている。

既存の国際プログラムについて実績が期待通りではないとの問題があるとの点についても、その問題点を直視し、それを踏まえた新たなブリッジプログラムを新設するなど改善にも努めている。また、前記のとおり、本研究科では、海外の大学・機関との連携による国際プログラムに傾注してきたが、さらに、別の視点・分野での国際的人材の養成にも着手すべく、京都国際調停センターを設立し、とこれを通じて人材の育成を図ることとしており、本研究科が長所であると自負する国際プログラムの一層充実したものとなろう。引き続き法曹養成機関としての社会的使命を果たすべく、各種プログラムの充実を図り、より一層の教育研究活動の充実に努めて参りたい。

〈終章〉

この度の点検・評価によって、各項目のレベルⅠの法令遵守に関する事項については、すべての点について基準を遵守していることが確認できた。公益財団法人大学基準協会が法令に準じて定める基本事項については、特に、項目の学修相談体制（2-22、2-23）及び進級制限（2-36）については、きめ細かな学修支援体制をとり、学生の学修進度にしたがって適切な支援体制を整備するとともに、他方で、十分に成果を上げることが出来なかった者については、適切に進級を制限し、厳格な修了判定につなげている。また、項目「進路に関する相談その他の支援体制及び把握体制」についても、相談支援体制を活性化するため様々な工夫を行い、学生の進路の確保と各人に応じた多様なキャリア形成のための方策を講じているところであり、いずれも高い成果を上げているものと考えている。ただ、直ちに問題になる点はないものの、いくつかの点で改善の必要があることを教職員で認識できたことは自己点検・評価の成果といえる。

また、各項目のレベルⅡについても、現在の教育研究水準を今後とも維持し、さらに向上させていくシステムの構築という点からしても、全般的に大きな問題はないと考えているが、項目「専任教員の年齢及び男女の構成の留意事項年齢構成のバランスについて、著しい偏りが無いかに留意する」という点については、今後の人事計画の策定に際して、この点に留意しつつ進める必要があるとともに、同項目の指摘する専任教員の男女構成比率についても、人事計画において一定の配慮をすることが必要である。

特色ある取組については、特に国際性豊かな法曹の養成と言う本研究科の理念に沿った取組を、継続して、精力的に推し進めることが必要であるとともに、本研究科が数年来取り組んできた法学部との一貫教育についても制度的な手当も含め、さらに継続して取り組んでゆくことが必要である。いずれの取組も文部科学省の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて高い評価を受けたものであるが、それに甘んずることなく、活性化する予定である。

以上